



があつてはいけないと、このように考へるわけでございますが、障害者の雇用を守るということ、これは國の大変大事な責務だというふうに思いました。一方で、障害者に雇用の場を提供するということ自体は、これは企業、事業主の役割であります。障害者の力を仕事に生かそうとする企業の取組を促すことも國にとって必要であります。この点、障害者雇用率、まあ一・八%という数字になつておりますが、これに相当する割合の障害者の雇用を企業に義務付けている障害者雇用促進法、これは極めて重要な法律であると言えます。

そこで、今日は、今回の障害者雇用促進法の改正について、それぞれの改正が適当か否か、あるいはまた予期せぬデメリットがないかなど、一つずつ検証させていただきたいと思います。

#### 改正事項について

に、法定雇用率制度と納付金制度だけではなかなか中小企業で障害者の雇用が進まないだろうと、やはりそこには一定の支援施策が必要ではないかと、こういうふうに考えています。

今般も、過日、成立させていただきました補正予算の中でも、中小企業におきましての雇入れ助成につきましては、従前よりも手厚い雇入れ助成制度にさせていただきました。また、生活対策等の中では、さらに新たに障害者を雇う中小企業につきましては別の中止制度も考えているというようなことがあります。

こういうような中小企業向けのより充実したような助成金制度、それからそのほかの人的ないろんなノウハウの提供等も含めまして、中小企業に努力していきたいと、こういうふうに考えております。

○風間直樹君 今の御答弁にありました中小企業に対する雇入れ制度ですね、この拡充というのは確かにいいことだと思うんです。ただ一方で、これ雇った場合の助成金であるわけですから、ちゃんと雇用を続けると、障害者の方が働き続けられるような支援、これが非常に大事だと、こういうふうに思います。

ジョブコーチなどもあるんですけども、やはり今後、法律を施行するに際してどういう支援が求められているのか、その都度その都度見直しながら必要な支援策を是非打つていただきたいと、こう思うわけです。

続きまして、短時間労働に関する改正について取り上げたいと思います。

今回の改正案では、短時間労働という形で働く障害者の方を雇用した場合にも、これ雇用率に算定されることになるわけです。また、雇用義務のベースには短時間労働者も含まれることになりますので、企業は自分が雇用するフルタイム労働者、そして短時間労働者、それぞれの数に応じて障害者の雇用義務を負うという形になります。この目的を考えてみますと、一つには、短時間

であれば働けるという障害者もこれ実際いらっしゃるわけですから、そういう方々の働き方に応できるようにするということもあると思ってます。いま一つは、現実に短時間労働者がこれだけ世間に増加をしている。そうしますと、やはりフルタイム労働者だけでなく、短時間労働者を雇用している場合にもそれに応じて雇用義務を負う

ようにすること、この二点が目的なんだろうなと、いうふうに考えるわけです。

今回、この改正による具体的な効果がどういうふうに出てくるかということがやはり注目点なんですが、あるいはまた、改正に伴うデメリットは何か、その点併せて検証したいと、こういうふうに思います。

まず、今回、短時間労働者を雇用義務の対象に加えたことによって障害者の雇用が一体どれぐらに増加するのか、その点はどんなふうに見通しを持っています。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今御指摘いただきまして、週二十時間から三十時間、短時間労働の方が多い企業につきましては、その部分に対応する雇用義務は掛かつてなかつたということでございまして、週三十時間以上の企業につきましては必要雇用数が増えると、いうことでござります。全体で見ますと、週二十時間から三十分の雇用保険の適用になつております労働者の方が約二百五十万人ぐらいございます。これを雇用率でカウントしますと、約二万人分ぐらいの必要雇用数が増えてくると、こういうことになると

の働き口も同時に増えると、こういうことだらうと思います。

一点確認をしておきたいんですが、障害者雇用促進法におきましては、従来、週三十時間以上のフルタイム労働を基本としてきたわけです。つまり、重度身体障害者それから重度の知的障害者、精神障害者を除いて、そうでない軽度の身体障害者や知的障害者である短時間労働者は雇用率に算定していないわけですね。これは障害者の方に

とつて安定的に働ける雇用というものを実現するためであると、こういうふうに理解をしているんですが、その重要性というものは現在でも何ら変わらないと思います。

今回の改正で、短時間労働であつても雇用率に算定できることになるわけですが、やはり制度の基本的な考え方としては、フルタイム労働を当然原則にするべきなんだろうなと。そうしませんと、やはり現在の短時間労働者がどんどん切られているという一般労働の部分がこの障害者の雇用にも波及してくるという懸念を抱くわけです。この原則は安易に変えてはいけないと、フルタイム労働の原則というのは変えてはいけないと思うのですが、この点、大臣はどのようにお考えになつておられますか。

○国務大臣(舛添要一君) 委員が御指摘のようには、基本的にやはつぱりこの三十時間以上の常用雇用をきちんとやる方がいいということであります。したがいまして、そういう方が多い企業に例えばフルタイムを希望したいというときにはそれにきちんと応じなさいということも書いてあります。時間が雇用保険の適用になつております労働者の方が約二百五十万人ぐらいございます。これを雇用率でカウントしますと、約二万人分ぐらいの必要雇用数が増えてくると、こういうことになると

時間がかかつた短時間労働の障害者、この方々も雇用率にカウントされるようになると、これによつて、御本人の意向に反して今までフルタイム労働だったんだけれどもそれが急に短時間労働にあなたが移つてくださいよと、こういうふうに迫られた

ことはあつてはならない、むしろ短時間でなければ働けない方の働く場を増やすための今回の改正でござります。

したがいまして、この点につきましては、障害者雇用促進法の第七条に基づきまして障害者雇用対策基本方針というのを定めておりますが、これの中での趣旨をきちんと明記するということにしたいというふうに思つておりますし、それを踏

みますと、企業が御答弁を整理しますと、企業が雇用しなければならないという、こういうベーシスの方でまず二万人増えると、更に加えて、短時間労働でなら働きたいと、こういう障害者の方々のときにやつぱり適切に対応すると、それが基本であるということにおいてはもう私も委員と認識を同じくしております。



○国務大臣(舛添要一君) この処理、未処理のがたまっている、これを何とかしたいという思いで今やつております。

それで、二つの方法を今考えて日々努力しているのは、やはり再裁定が非常に専門知識が要るものですから、その部分を、例えばＩＴを活用して非常に簡略化できるところをやる、そうすると、つまり、本当にめちゃくちゃプロフェッショナルじゃなくてもできる部分はほかの人にやらせればいいので、片一方でそのＩＴ技術をどう使えるかということを今至急検討しています。

それとともに、全国からプロを集めつつありますけれども、今のところは三百十人ぐらいですが、これをもうちょっと増やしたい。ただ、そな場合にそう簡単に集まりません。それで、他省庁に少し人員をお願いして、何とか本当のプロだけはそこに集中できるところにやらせたいというふうに思つて、総理も三、四か月ということを予算委員会か何かでおつしやつてたんで、今、風間委員おつしやつたように、それぐらいが待つ限度で、今、もう平均六か月、七か月、多いところはおつしやるようになりますので、その作業を今大車輪でやろうということで、年明けには本当にできれば三百人を超える、四百人というよくなところへ持つていきたい。

ただ、もう予算措置とか様々なことを詰めながら、総理おつしやつたような、普通の人が考えて

○風間直樹君 大臣、できればもう年の瀬でありますし、これは、その年を越して、じや来年自

分がいつ受け取れるんだと、こういう不安を持つたその受給を待つてお年寄り、大変多くい

らっしゃるんですね。中には御夫婦で介護をし合っていると、こういうケースもあるようであ

りますので、やはり我々政治家の責務としては、そ

の見通しをしつかり示してあげるということが必

要なのではないかと思います。

そこで、要望を一点して終わりますが、この年

の瀬までに、大臣の責任で、いつまでにこういう

体制でお支払いすることができるよう努めしま

すと、こういった見通しを是非会見なりあるいは

その他の方法でも結構ですがお示ししていただき

わせていただきたいと願います。

○金子恵美君 民主党・新緑風会・国民新・日本

の金子恵美でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

先日、静岡県浜松市の南部で唯一の総合病院と

して地域医療を支えてきた社会保険浜松病院が、

経営の悪化や医師不足を理由に来年の三月末で診

療を休止するという方針であることが明らかに

なったわけでございます。この浜松病院は、二次

救急当番病院や災害時の救護病院にも認定されて

おります。地域医療の中核を担う存在だけに、診

療を継続してほしいというのが地元の方々の切な

願いであるわけでございます。

そこで、まず大臣に伺いますが、社会保険

は、今年十月、全国に五十三ある社会保険病院を

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に

いつたん譲渡した上で、受皿となる売却先を探し

ております。今回のことば、浜松一地域だけの問

題ではなく、国の医療施策全体の問題であろうか

といふうに思います。社会保険病院の在り方に

繰り返し申し上げますけれども、この中核病院

としての重要な役割を担つてゐる社会保険浜松病

院の休診といふものは見直すべきであろうかと思

います。お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(薄井康紀君) お答え申し上げま

す。

この社会保険病院、全国に五十三病院あるわけ

でございますけれども、このうち社会保険浜松病

院につきましては、ここ数年、医師確保につきま

して困難な状況にございまして、また施設あるい

は医療機器が古くて、経営をめぐる環境といふの

は悪化してきた条件下にござります。近年、特に

経営状況が急激に悪化をして、ここ二年は大幅な

赤字を計上している状況にござります。

になりましたけれども、そこの例えは病院というのは、稼働率が、病床ですけど、もう九割近くて非常に健全なんで、しかしそういうところでも、市民の間に、RFOに移ったというだけで、ああこれはもう終わりだなというような地元の報道がなされたりしましたから、そういう方に対しても、基本的に地域の医療を損なうことのないよう、この歯止めがきちっと掛かっていますよ

うにと、この歯止めを申し上げて、先般、足立委員からの

御質問にもお答えいたしましたけれども、そういう形できちんと議論をしながらやつていただきたいと

いうよう思つていますので、地元の方とも議論

でき、国が支援できるところは支援していく、そ

して社会保険庁としても地域の医療を損なわない

と、これはもう基本ですので、その基本方針は堅

持していきたいと思っております。

○金子恵美君 地域医療のその体制というものは

保持していくというお答えですけれども、その中

で、実際に休診になるのかということです。まあ

休診になるわけですよね。この中で、譲渡先も本

当に不透明で、こういう状況でやはり地元の方々

が御心配であるということござりますが、今後

の受入先も明確にせずにこのような休診というこ

となるのはやっぱり異例なことであろうかと思

います。

そこで、繰り返し申し上げますけれども、この中核病院

としての重要な役割を担つてゐる社会保険浜松病

院の休診といふものは見直すべきであろうかと思

います。お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(薄井康紀君) お答え申し上げま

す。

この社会保険病院、全国に五十三病院あるわけ

でございますけれども、このうち社会保険浜松病

院につきましては、ここ数年、医師確保につきま

して困難な状況にございまして、また施設あるい

は医療機器が古くて、経営をめぐる環境といふの

は悪化してきた条件下にござります。近年、特に

経営状況が急激に悪化をして、ここ二年は大幅な

赤字を計上している状況にござります。

けれども、十一月には二百四十一人と倍近い数字

でござります。

○政府参考人(岡崎淳一君) 雇用情勢が厳しい中

で、障害者についてもその影響は懸念されるとい

うことだらうというふうに考えております。

具体的に、障害者を解雇した場合にはハロー

ワークへ届け出るということが義務付けられてお

ります。十月の段階では百二十五人でありました

けれども、十一月には二百四十一人と倍近い数字

でござります。

○政府参考人(岡崎淳一君) お伺いいたします。

社会保険病院からRFOの方に出資をいたしており

ます。したがいまして、地元浜松市それからRFO

○それから社会保険病院それから現在経営を委託い

たしております全社連と、こういうところで御相

談をし、どういう形が考えられるのかということ

を整理をして進めてまいりたいと考えていること

でございます。

○金子恵美君 早い時期にその相談というのを

しっかりといたしました。今段階でまだ

浜松市との相談ということがなされていないとい

うふうに伺つております。これでは本当に地元の

方々がどれだけ御心配かということが分かると思

いますので、よろしくお願いしたいと思います。

法案についての質問に入ります。

現在のようない金融危機、景気の低迷の中で、障

害者の雇用をめぐる状況はどのような影響を受け

ているとまずは認識していらっしゃるでしょう

か。そしてまた、障害者も最近のこの雇用調整の

対象となつているのではないかと思います。ます

ます障害のある方の就労が困難になつてゐるので

はないか、またどれくらいの障害のある方が解雇

となつてゐるのか、具体的な数字も含めてお答え

いただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 雇用情勢が厳しい中

で、障害者についてもその影響は懸念されるとい

うことだらうというふうに考えております。

具体的に、障害者を解雇した場合にはハロー

ワークへ届け出るということが義務付けられてお

ります。十月の段階では百二十五人でありました

けれども、十一月には二百四十一人と倍近い数字

でござります。

○政府参考人(岡崎淳一君) お伺いいたします。

社会保険病院について休止を検討せざるを得ない状

況にあると認識をいたしておりますけれども、い

ずれにいたしましても、対応策につきましては浜

松市ともよく相談をしてまいりたいと考えている

ところでございます。

○政府参考人(薄井康紀君) 基本的には、現在、

社会保険病院からRFOの方に出資をいたしており

ます。したがいまして、地元浜松市それからRFO

○それから社会保険病院それから現在経営を委託い

たしております全社連と、こういうところで御相

談をし、どういう形が考えられるのかということ

を整理をして進めてまいりたいと考えていること

でございます。

○金子恵美君 相談はどことどのようになさつて

いるんですか。

○政府参考人(薄井康紀君) いるんですか。

社会保険病院からRFOの方に出資をいたしており

ます。したがいまして、地元浜松市それからRFO

○それから社会保険病院それから現在経営を委託い

たしております全社連と、こういうところで御相

談をし、どういう形が考えられるのかということ

を整理をして進めてまいりたいと考えていること

でございます。

○金子恵美君 ほんとうにありがとうございます。

○政府参考人(薄井康紀君) ほんとうにありがとうございます。

○金子恵美君 ほんとうにありがとうございます。

○政府参考人(薄井康紀君

になつております。

こういう状況もございますので、障害者の方々が解雇されることがあるだけないようについて

ことともに、仮にどうしても離職せざるを得なかつた方につきましてはきちんととした再就職支援をしていく必要がある。そのための体制も充実させつつ対応していただきたいと、こういうふうに考えております。

○金子恵美君

この把握については、以前は年に一回把握をしていたと。そして、今現在は月一のペースでハローワークからその情報を上げていただいてるというように理解をしているんですけども、いずれにいたしましても、その解雇の理由等ですね、それをきちんと把握しているかどうかと。不当な解雇があつたらいけないわけですから、そこをきちんとチェックできているかということ、それからやはり雇用促進法の八十一条の二項では、ハローワークが解雇された障害のある労働者については速やかに求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるように努めるものとするという努力義務があります。残念ながら努力義務でございませんけれども、これがしつかりなされているのかどうかを、もちろん把握していらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 事業所から解雇した場合には直ちに報告を受けることになつておつて、ハローワークにおきましてはそれきちんと対応することになつておりますが、これまで本省では年一回ハローワークからの報告を受けておりました。ただ、こういう雇用情勢でございますので、これは毎月本省でも十分に状況を把握して、必要な体制の整備それからハローワークへの指導等をやると、こういうことにして次第でござります。

体制につきましても、もちろん職員等一生懸命やつておりますが、障害者専門支援員、これにつきましても七十名増員、補正予算でしましたけれども、こういった体制の整備も含めまして、それから事業主からは解雇理由も取ることになつております。

りますので、ハローワークではそれを見て必要な事業主への指導も行うと、こういう形でやつておられますので、この点については十分対応してまいりたいというふうに考えております。

○金子恵美君 きちんと対応をお願いしたいと思ひます。ですが、これらの金融危機の影響を受けて苦しんでいる障害のある方々に対しては、もちろん障害のない方々に対しても以上の配慮が必要であろうかと思います。

十月三十日に政府が取りまとめた生活対策では、障害者雇用のための奨励金や助成金の創設をうたつてあるわけです。具体的にどのような内容になつているのか、そしてもちろん実効性のあるものにしなくてはいけませんが、お答えいただきたく思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 生活対策の中に含まれております障害者の雇用につきましては、二つございます。

一つは、これは今回お願いしていまます法改正ともかかわりがありますが、中小企業におきます雇用の場を拡大していくことの考え方の下で、やはりこれまで一人も雇つていなかつた中小企業といふのはございます。そういったところでは、まず一人目を雇ふ場合にはいろんな従業員の理解、それから施設の整備その他、少し費用も掛かりますので、そういうふうに最初に障害者雇用へ対応することになつておつて、ハローワークにつきまして奨励金を支給するという内容のものが一つでございます。

それからもう一つは、やはり企業の方にもできることで質問させていただきますけれども、平成十七年の障害者雇用促進法の改正において障害者雇用率の制度の中で、精神障害のある方々も雇用障害者として一カウント、又は短時間の場合には〇・五カウントとして算定されるようになったわけでございます。この法律改正以降、これまでに精神障害のある方々の雇用状況は改善されてきたのでしようか。

また、政府は精神障害のある方々の雇用機会の拡大のためにどのような取組を具体的に行つてきましたのか、それは確実に成果を上げているのでしょうか、示していただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前回の法改正によりまして、精神障害者の方を雇つた場合に企業での雇用率のカウントの対象になりました。

最初の年、平成十八年には二千八十九名でございましたが、本年平成二十年には六千七百五十三名ということで、着実には増えてきておりますが、まだ十分な数ではないというふうに認識しております。

するという観点から、新たに特例子会社でござりますとかあるいは重度障害者多数雇用事業所を設立する場合、これにつきまして助成金制度を新たに創設するということにしております。

精神障害をお持ちの方につきましては、やはりそれの方の病気の状況その他によりまして、それから理由があるとは思いますが、ですのと、そも

こういうことを含めまして新たな職域の開拓、確保に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○金子恵美君 これは二次補正で出されるんですね。いつから始まるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) これは生活対策の中で打ち出したものでございますので、当然補正予算案が成立すれば直ちに対応したいというふうに考えております。

○金子恵美君 二次補正も出されていない状況ですので、いつ始まるのか本当に不安でなりません。

○政府参考人(岡崎淳一君) これは生活対策の中でも始める方についても別の助成制度をつくるといふようなこともしておりますし、それからやはりハローワークでもなかなか精神障害の方の専門知識が十分ではないこともあります。

○金子恵美君 二次補正も出されていない状況ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 次に精神障害のある方の雇用への取組ということで質問させていただきますけれども、平成十七年の障害者雇用促進法の改正において障害者雇用率の制度の中で、精神障害のある方々も雇用障害者として一カウント、又は短時間の場合には〇・五カウントとして算定されるようになつたわけでございます。この法律改正以降、これまでに精神障害のある方々の雇用状況は改善されてきたのでしようか。

また、政府は精神障害のある方々の雇用機会の拡大のためにどのような取組を具体的に行つてきましたのか、それは確実に成果を上げているのでしょうか、示していただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前回の法改正によりまして、精神障害者の方を雇つた場合に企業での雇用率のカウントの対象になりました。

最初の年、平成十八年には二千八十九名でございましたが、本年平成二十年には六千七百五十三名ということで、着実には増えてきておりますが、まだ十分な数ではないというふうに認識しておられます。

そういう観点から、新たに特例子会社でござりますとかあるいは重度障害者多数雇用事業所を設立する場合、これにつきまして助成金制度を新たに創設するということにしております。

精神障害をお持ちの方につきましては、やはりそれの方の病気の状況その他によりまして、それから理由があるとは思いますが、ですのと、そも

週十時間とかいうところから始めて徐々に時間を延ばしていくこと等、様々な配慮が必要だらうというふうに考えております。

そういう観点から、本年度から、従来は二十時間以上最初から働かないと雇入れ助成が出ていますので、この点については十分対応してまいりたいというふうに考えております。

○金子恵美君 これは二次補正で出されるんですね。いつから始まるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) これは生活対策の中で打ち出したものでございますので、当然補正予算案が成立すれば直ちに対応したいというふうに考えております。

○金子恵美君 これは二次補正で出されるんですね。いつから始まるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) これは生活対策の中でも始める方についても別の助成制度をつくるといふようなこともしておりますし、それからやはりハローワークでもなかなか精神障害の方の専門知識が十分ではないこともあります。

○金子恵美君 二次補正も出されていない状況ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 次に精神障害のある方の雇用への取組ということで質問させていただきますけれども、平成十七年の障害者雇用促進法の改正において障害者雇用率の制度の中で、精神障害のある方々も雇用障害者として一カウント、又は短時間の場合には〇・五カウントとして算定されるようになつたわけでございます。この法律改正以降、これまでに精神障害のある方々の雇用状況は改善されてきたのでしようか。

また、政府は精神障害のある方々の雇用機会の拡大のためにどのような取組を具体的に行つてきましたのか、それは確実に成果を上げているのでしょうか、示していただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前回の法改正によりまして、精神障害者の方を雇つた場合に企業での雇用率のカウントの対象になりました。

最初の年、平成十八年には二千八十九名でございましたが、本年平成二十年には六千七百五十三名ということで、着実には増えてきておりますが、まだ十分な数ではないというふうに認識しておられます。

そういう観点から、新たに特例子会社でござりますとかあるいは重度障害者多数雇用事業所を設立する場合、これにつきまして助成金制度を新たに創設するということにしております。

精神障害をお持ちの方につきましては、やはりそれの方の病気の状況その他によりまして、それから理由があるとは思いますが、ですのと、そも

そもそも検討がしつかりなされたのかということと、そして、あるいはどのような検討がなされたのかということがあります。お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳君) 今般法案を策定するに当たりましては、労働政策審議会の中の障害者雇用の分科会の中で、労使それから障害者団体の代表の方に入っていたたましまして様々な議論をしてました。その中で、当然のことながら、精神障害の方につきましては附帯決議もございますので、この点どうするかという議論、審議会でもしていただきました。

ただ、先ほど申し上げたような精神障害の方の雇用状況の進み方、その時点ではまだ二十年の数字が出ていなかつたのですから、四千人強という数字の状況だったわけでございます。そういう中で、その時点で精神障害の方を直ちに雇用義務の法定雇用率の算定の対象にするということについてははや時期尚早ではないかというようなことで、むしろきちんとした形で企業が受け入れられるような支援策でありますとかノウハウの開発でありますとか、それをまず十分やつて環境を早く整えるべきだと、こういう結論になつたとい

す。

○金子恵美君 精神障害のある方々の雇用ということに関しては、確かに精神障害のある方々のニーズや、また精神障害というものに対しての理解というのがなかなか進んでいない状況が確かにあります。

だからこそ、身体障害や知的障害のある方などに比べていろいろな対策が遅れてきたというふうに思いますので、今おっしゃったことは理解でき

るところはありますけれども、しかしながら、やはり精神障害のある方々の雇用の機会を拡大するためには、最終的にはやはり雇用義務の対象としていくことが必要になつてくるというふうにも思っていますので、是非そういう方向性を曲げることなく進んでいただき、そして、先ほども申し上げましたが、そのモデル事業は大変期待をしたいとい

うふうに思いますので、よろしくお願ひします。

が主に言われていることですが、実際には、福祉政策からも、就労からなどのように一般就労へ移行するかといふ課題とともに障害のある方々にとっては大きな課題となるふうになつてゐるわけでございります。障害の克服する方々の自立のために、実際に、まずは就業機会の拡大、そして所得保障の観点からもどういうふうに支援を行つていくのかということが必要であろうというふうに考えております。

福祉から雇用へ推進五か年計画の中では、平成十九年度中に全都道府県で工賃倍増五か年計画を策定するということになつてゐるわけです。まだこの内容についてはもしかすると十分でないところもあるかもしれませんけれども、一里塚であるということには間違いのないことだと思いますので、まずは、この工賃倍増計画が都道府県の中でどのように策定され、そして浸透しつつあるのかということを把握していらっしゃるのか、確認をしたいと思います。

す。

今御指摘の工賃倍増五か年計画ということですが、さいますけれども、障害者の方々が自立した生活を送る、これはもちろん一般就労への可能性といふことをしつかり頑張つていただくということをもちろんござりますけれども、もう一つは、やっぱりでできるだけ自分の参加でできる場での就労活動ということ、それを頑張つていただくことまで大事だと思つております。

このために、そういう福祉的な場での工賃の水準の向上を図っていくことは大変重要と思っておりまして、この工賃倍増五か年計画、これを十五年度、各都道府県へ策定を促しまして、これは今県で策定ができております。その下で、自治体間での連携、それから地域の企業の方々、商工団体の方々、この企業的な経営ノウハウあるいは商品

の販路開拓等についてのノウハウをお持ちの方々

の具体的な御指導をいただくような計画を作つていただきまして、それを各福祉の施設の場にいろいろ研修や実際に出かけていただいて指導をいた

今、実績でございますが、まだ十八年度の時局での授産の場での年度の平均、これと十九年度、初めて取り組んだ年度の平均しか出ておりませんが、これを見ますと、十八年度が全国の平均工賃が、二十一億六千九百九十六円であります。この二年間で二十二億九千九百四十五円まで上がりました。この二年間で二十二億九千九百四十五円まで上がりました。

が一万二千二百三十二円というところであつたものが、わずかではございますが伸びておりますと一万二千六百円と。まだしかし三%の伸びと、本当にわずかな伸びではございますけれども、上がつております。

ただ、これを個別に、各施設ごとにも我々は報告をいただいておりまして、各都道府県からですね。その中には、事業所によりましては、広報紙を工夫してしっかりと販路を拡大をしておると、あるいは商品をいろいろ工夫をして新しいものを作り出しておりますというようなこと、その中で、一年

間でありましても実際に工賃が倍以上に伸びた実

際の施設もございます。そういうもののノウハウを我々もまた吸收して、それをお伝えをするような努力もいたしております。

一方で、昨今の経済不況の中で大変受注量が減少しているという現状もございますので、十一月末にもう一度道府県にこの具体的な取組を促しますて、例えば不況業種から新しい業種への転換なんかのノウハウをお持ちの方を施設に出向いて

いただいてまた御指導いたぐよなことも新たにやつてほしい、それをお々も助成をしますといふことで今取組を改めて促しているところでござります。

○金子恵美君 この計画が確実に達成できるのか

というお考えでいいのか、その見通しも含めて今お伺いしたんですけども、まだ始まつたばかりだということですから、これから期待したいとは

思いますが、何せ、三%はアツブしたけれども、これから工賃倍増ですので、しっかりとそこをやつていただきたいということと、そしてまた、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界と協力しながら官民一体となつた取組を推進すると、いうこともやはりもう一つの目標であります。今おつしやっていたいたいたように、いろいろな事業所、企業の皆さんともやり取りをしながら進め

私は、こうやつてやり取りを、産業界との協力をしながらという点では、まさにやはり障害のある方に対する理解を高めていくということで福祉教育的な部分もあるというふうに思いますが、その辺のところはいかがでしようか。

○政府参考人(木倉敬之君) 御指摘のとおり、たゞ思ひます。

まずは、こういう福祉施設の側が自分たちで工

夫を凝らして、実際の仕事の内容をより一般の

方々に販路を拡大するようなものに工夫を凝らしていく、それから経営ノウハウを身に付けていくこともありますけれども、実際に、具体的にはやっぱり受注いただけるような企業の方々、その御理解を得ていて、障害者の方にも大変すばらしい商品開発の力、製造の力があるということをお認めいただい、共に協力をして伸ばしていかなきやいけないというふうに思つております

そのノウハウをお持ちの企業ということを一社でも増やし、その方々、具体的な指導をいただく人々を増やしていく、それを我々も研修という形で実践例、そういう企業の方に集まつてもらつたりして教えていただいたり、福祉施設の方にもそれを吸収していく当たり、共に交流する場をつ

くるようなことをやつております。そういう取組を進めてまいりたいというふうに思つております。

○金子恵美君 それでは、次の質問に進めさせていただきます。

具体的な今回の法改正の点について質問をさせ

ていただきますが、雇用納付金制度の適用対象の拡大について質問をさせていただきます。

今回の改正案では、先ほど来ござりますけれども、雇用納付金制度の適用対象を平成二十二年七月から二百一人以上の規模の企業に、その後、平成二十七年四月から百一人以上の規模の企業にまで拡大することとしています。その結果、最終的には全体の企業の六割強の約四万五千社がその対象となるというふうに見込まれています。一方で、法の施行後五年、つまり平成二十六年をめどに制度の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があるときは所要の措置を講ずることが附則に規定されています。

一百人以上の規模の企業への適用拡大を実施する一年前に再度検討することになつていていますが、これでは適用の拡大が見送られる可能性があるのではないかと懸念をしているところでございます。障害者の雇用を促進するという理念に矛盾しているのではないかと思ひます。

○政府参考人岡崎淳一君) 附則の規定につきましては、政府全体の方針としまして、規制を作る場合には必ずこういうような見直し規定を置くということで入れたものでございます。

ただ、御指摘の部分につきましては、これは、実は中小企業にどういう形で適用を拡大していくかということについては、相当審議会で、特に中小企業団体の方々からいろんな御意見がありました。そういう中で相当議論した上で、二百人までについては平成二十二年、それから百人までについては二十七年ということで、その期間の長さも相当議論の上、御結論いただいたものでございま

すので、そういうものとして私どもは受け止め、いたいと思います。

○金子恵美君 再度検討することによってこの方

は事業主の経済的な負担の調整と雇用水準の引上げということになつてくるのではないかと思いま

す。そうであれば、中小企業に対して十分な対策

を講じる必要があります。経過措置としては、現

在、五万円という雇用納付金や二万七千円とい

う雇用調整金の水準を若干引き下げるようなことを聞いておりますが、これで納付金制度の目的にあ

る経済的負担の調整、雇用水準引上げというものが達成されるのでしょうか、お答えいただきたい

と思います。

○政府参考人岡崎淳一君) 納付金の額あるいは

調整金の額につきましては、障害者の方々がいろ

んなハンディキャップを持つている中で企業とし

て平均的にどの程度の経済的負担をしているかど

うかという観点から調査をした上で決めている額

でございます。したがいまして、本来的には企

業規模にかわらず同じ額というのが本来の姿だ

らうというふうには思います。

しかしながら、これまで、創設以来、適用を猶

予してきた中小企業にどうやって適用していくか

というふうに考えた場合に、直ちにこれまで適用

してきました大企業と同じということにつきましては

業協同組合を活用して障害のある方々を雇用しやすくなる仕組みをつくっているということでござりますが、しかし、中小企業での雇用を増やすた

めには更に手厚い資金的な支援を行うことも考

られるのではないかというふうに思つております。

例え、報奨金を支給する基準の見直しを考え

てはどうかということですが、現在、障害のある

方々四%又は六人のいすれか多い数を超えて雇用

することとなつてゐるわけですが、これは現実問

題としては中小企業にとつてはかなり厳しいライ

ンだというふうに思ひます。ここを見直さなければ報奨金としてのインセンティブが働くないので

はないかとも思ひますが、この報奨金の支給基準

を見直す、あるいは二万一千円の額を増額するな

ど、そういうことをすべきではないかと思ひます

が、いかがでしようか。

○政府参考人岡崎淳一君) この報奨金につきま

しては、全体として納付金制度、要するに、障害

者の雇用数が足りないところから納付金をいただ

き、超えているところには調整金を払うと、こう

いう制度の中で、その財政の中で余裕のある範囲

内で本来、納付金制度が適用されていない、ある

いは適用を猶予されている部分につきましても報

奨金という形で一定のインセンティブを設けてい

ます。これが実際に雇用される障害者本人

の実情、要望に沿つた上でなされているのかどう

かということをチェックする必要があるのです。

大変重要なことだというふうに思つております。

この助成金が、障害のある方が働きやすいよう

に改善又は工夫されているかどうかということ、

そのようにきちんと助成金が使われてゐるかどうか

か、どのようなことをだれがどのように判断して

か、どのようなチェック体制があるのか、お聞か

せいただきたいと思います。

○政府参考人岡崎淳一君) 納付金制度に基づき

ます助成金につきましては、高齢・障害者雇用支

援機構におきまして運用しております。

施設等の設置整備にかかわります助成金につき

ましては、申請の段階で、どういう形でその障害

者の方がそこで働くかということにつきまして申

請していただきおりまして、支給前にその点に

ついてのチェックをいたしていきます。

それから、それが申請どおりにきちんと行われ

ているかどうか、これにつきましても、それぞれ

の施設整備のあれによりますけれども、一年ない

し五年の後のフォローアップもするということに

ついております。

それで

、そこ

でござい

ます。

○金子恵美君 チェックも一年ないし五年とい

うな

こと

も

あります。

よう

な

こ

と

も

あ

る

よ

う

な

こと

も

あ

る

よ

う

な

こ

と

も

あ

る

よ

う

な

こ

と

も

あ

る

よ

いずれにいたしましても、企業の経済負担の軽減

いますが、いかがでしょうか。

**○国務大臣(舛添要一君)** 先般、甘利行革担当大

臣と話をいたしまして、雇用・能力開発機構を廃止すると。それで今、委員御指摘のように働く環境の整備のための助成金であるということを忘れないでいただきて、実際に適正にこの助成金が使われているのかをしっかりとチェックしていく、ということをふうに思います。よろしくお願いいたします。

少しちよつと時間がなくなつてしまりましたので、大変恐縮なんですが、幾つか項目を飛ばさせていただきまして、短時間労働につきました。では先ほど風間議員の方からもう既にありました。本当に私からも要望といいますか、きちんとチェックをするということでお願いしたいところは、やはり長時間労働を今までしていた、フルで働いていた障害のある方々が安易に短時間労働へ代替をされないよう、その防止をしっかりとやつていただきたいということ。

それから、先ほど大臣が雇用促進法の八十条についても触れていただきましたので、この中に入っています。障害のある方の能力に応じた適切な待遇を行うように、まあこれも努力義務でござりますけれども、それをしつかりやつていただきたいということをお願いをここではしておきたいと。いうふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に、先ほどもございました障害者の雇用納付金の制度を実際に行っている独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の在り方についてまず質問させていただきます。高齢・障害者雇用支援機構と雇用・能力開発機構が統合されるというその方向性になつているわけでございます。これらの組織は実際どうなつていくのか。現在、雇用納付金制度や障害のある方の雇用について、この高障機構が果たしている役割といふのはどうなつていくのでしょうか。もちろん、この高障機構の専門的機能を低下させない、そういう工夫というものをしていただきたいと思

います。

**○政府参考人(岡崎淳一君)** 納付金の收支状況につきまして、今委員御指摘のとおりでございます。

この制度につきましては、先ほど来申し上げてありますように、法定雇用率を基本としまして、法定雇用率に満たない雇用しかしていない企業から納付金をいただきまして、それを基本的に調整金としてそれを超えて雇つていただいている企業

この件について質問をさせていただきたいと思います。

平成十九年十二月に障害者施策推進本部によつて決定された重点施策実施五か年計画では、職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対し、ときめ細やかな支援を行うジョブコーチの養成を行め、障害のある方、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進するとして、平成二十三年度にジョブコーチ養成数を五千人にするという数値目標を

定めています。

【理事家西悟君着席】

納付金本来の経済的調整であります納付金と調整金の部分で財政的にやつていけなくなるということは、これはないということございますが、なつていて、十八年度以降、三年連続して支出が収入を上回つているという状況になつているんです。なぜここで赤字が続いているのか。単純に、雇用促進があつたから、法定雇用率が達成したから、ということで納付金が減つていて、そして調整金などが増えたとかいうことも考えられますけれども、そういうことだけではないと思うんです。

この辺の分析はなつているのかということがありますけれども、そういう中で企業におきますいろんな配慮でありますとか必要な支援、これが確保できるようになりますとも併せて考えていくことが必要であろうというふうに考えております。

ただ、そういう中で企業におきますいろんな配慮でありますとか必要な支援、これが確保できるようになりますとも併せて考えていくことが必要になります。二十三年度までに五千人ということになります。二十三年度までに五千人ということになります。

それから、現実に稼働している方の数でございまが、地域障害者職業センターで配置されている方、あるいは助成金を活用してジョブコーチ活動をされている方、これにつきましては十一月末現在で九百六十二人というふうに把握しておりますが、地域障害者職業センターで配置されている方、あるいは助成金を活用してジョブコーチ活動をされている方、これにつきましては十一月末現在で九百六十二人というふうに把握しております。

業務費等というふうにありますが、そこが意外と多いんじゃないかというふうに思つております。つまり、無駄遣いが発生していなかつたかどうかと、そういうこと、こういうところもチェックをしました。まだながら今後よろしくお願いをしたいと思います。また別の機会に、この辺のところは詳しくやらせていただきたいと思いますが、多いんじゃないかというふうに思つております。

先ほど風間議員の方からもありましたジョブコーチ、少し触れていらつしゃったと思います。

〇金子恵美君 半分の方のみが稼働している、実働しているということですけれども、そういう数が出ていますけれども、でも今後は五千人まで増



が整えられず、代行請求ができないような場合があると考えられます。このレセプトオンライン請求義務化が地域医療の混乱を来すと度々指摘し続けておりますが、代行機関として特に地区的歯科医師会の中には、幾つかのものでは代行業務を人材、機能、費用負担の面で単独では行えない、また業務の長期継続は困難であるという状況が懸念をされますが、大臣はこのことについてどのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 地域の状況に即して様々な問題はあると思いますけれども、そういうことも含めまして、これはよく三師会、つまり医師会、歯科医師会、薬剤師会と御相談の上、どういう形で代行請求というのが円滑にできるか、そのための予算措置も既に講じてございますので、これはきちんと御相談の上、今後対応してまいりたいと思つております。

○石井みどり君 地域医療が混乱しないように、是非しっかりと対応をお願いしたいと存じます。

現在、社会保障審議会の介護給付費分科会で審議が続けられていますが、多くの国民の方々は、住み慣れた地域や御自宅で必要なサービスを受けながら生活することを望んでおられます。私も要介護三の母を、認知症が日々ゆっくりではありますが進行しておりますので、今や自宅で二十四時間体制で介護をしております。医療や介護を必要とする高齢の方が地域での生活を継続するためには、必要な様々な生活支援サービスが利用者の意向と実態に合わせて切れ目なく継続的に提供されることが求められています。そのために、サービスがばらばらではなく、包括的、継続的に提供できる地域での体制整備が必要となります。

いて支援、指導することが極めて重要であると思っていますが、現在の取組と、今後どのようにこの取組を充実させていくのか教えていただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 障害をお持ちの方の就職、そして定着を図っていくためにはそれぞれの方の状況に応じた適切な対応が必要だらうとうふうに考えております。

特に最近、知的障害者あるいは精神障害者の方々、就職希望する方も多くなつておりますし、現に働いている方も増えてきております。そういう中で、特に今委員からも御指摘のようなそれぞれの人へ応じた、それから少し時間を掛けた対応というのも非常に重要なところだらうというふうに考えております。

そういう中で、事業主が知的障害者あるいは精神障害者等の方を雇用した場合にその適切な雇用管理が行われるということのために、職業生活に関する相談指導を担当するコンサルタント的な仕事をする方でありますとか、あるいは業務遂行上の指導、援助をする方、こういった方々を配置した場合につきましては、これは納付金制度に基づきます助成金を支給するというような対応をしております。

それから、ジョブコーチという制度もございます。これはどちらかというと、まず職場に入つていく中で、御本人の状況も十分承知しながら、企業の方、受け入れ側との様々な調整をする役目を負うわけでございますが、これにつきましても、先ほどお話をありましたように、平成二十三年までに五千人養成するというような目標も持つております。

そういう様々な支援体制の中で、知的障害者あるいは精神障害者の方々がうまく働くようになるふうに考えております。

○石井みどり君 是非その取組を更に充実させていただきたいと思います。

また、人による支援という点では、重度の観察

障害、四肢障害のある方については、障害のある方が実際に仕事をする場合に、書類作成等を手助けするような支援をすることは非常に重要なことがあります。

○政府参考人(岡崎淳一君) 障害者の規模別の方を雇用して職場介助者を置く場合には更に五年間助成金が支給されることとなつてます。このため、近年中に支給期間が切れる場合もあると考えられます。このような重度の障害のある方に對する職場介助者による支援は継続して行われるべきだと考えます。

合計十五年間で助成金の支給が打ち切られるべきではないと思いますが、今後どのような対応をされるのか、お伺いしたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 御指摘のような重度障害の方に対します職場介助者でございます。これはやはり必要な部分があるだらうというふうに考えております。

そういうことで、助成金、今御指摘ありましたように、当初十年の支給期間でありますけれども、十年間たつても職場介助が必要な方々がおられるということで、平成十七年に見直しまして、更に五年間の延長をしたわけでございます。

御指摘のように、平成十七年に措置しておりますので、近々五年間の期限が切れる方々も出てくるというのは私どもも認識しております。その状況を十分把握しながら、やはり更に必要かどうかきちんと調べた上で必要な対応を図つてしまいといふふうに考えております。

○石井みどり君 それは、中小企業における障害者の方々の雇用について伺いたいと思いますが、今回の法案の内容にもかかわると思いますが、先ほど部長もお答えいただいたように、障害のある方の就労意欲が高まっていますが、民間企業での障害者の雇用は進展していると思いますけれども、具体的に企業の規模別の状況を踏まえてその状況を御説明をいただきたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 障害者の規模別の方が実際には仕事をする場合に、書類作成等を手助けするような支援をすることは非常に重要なことがあります。

全体は先ほど申しましたように一・五九%でござります。現在、こうした職場での介助を行う者を事業主が置いた場合、納付金に基づく助成金を基本的に十年間支給することとされていますが、平成十七年からは、十年経過後も継続して障害のある方を雇用して職場介助者を置く場合には更に五年間助成金が支給されることとなつてます。このため、近年中に支給期間が切れる場合もあると考えられます。このような重度の障害のある方に對する職場介助者による支援は継続して行われるべきだと考えます。

合計十五年間で助成金の支給が打ち切られるべきではないと思いますが、今後どのような対応をされるのか、お伺いしたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 御指摘のような重度障害の方に対します職場介助者でございます。これはやはり必要な部分があるだらうといふふうに考えております。

そういうことで、助成金、今御指摘ありましたように、当初十年の支給期間でありますけれども、十年間たつても職場介助が必要な方々がおられるということで、平成十七年に見直しまして、更に五年間の延長をしたわけでございます。

御指摘のように、平成十七年に措置しておりますので、近々五年間の期限が切れる方々も出てくるというのは私どもも認識しております。その状況を十分把握しながら、やはり更に必要かどうかが決まりませんが、御説明をお願いしたいと存じます。

○石井みどり君 前回の法改正の審議の際には、中小企業の障害者雇用の状況は低水準であること、それに対応して、暫定措置として三百一人以上の企業にのみ適用されている納付金制度を三百人以下の中小企業に対しても適用すべきとの指摘がされました。今回の法改正はこうした指摘を踏まえたものと想いますが、本法案では具体的にどのような対応をされるのか、繰り返しになるかも分かりませんが、御説明をお願いしたいと存じます。

中で、やはり必要な部分につきましては納付金制度の適用を含めて対応していく必要があるんではないかということで、審議会で御検討いただいたた。

ただ、その一方で、中小企業の置かれている厳しい状況等を総合的に勘案する中で、どういう形がいいかどうか、これは中小企業の代表の方、それから障害者団体の代表の方、相当厳しい御議論がございました。その結果としまして、段階的に中小企業につきましては納付金制度の適用をしていくということにしたわけでございます。

具体的には、平成三十二年の七月から二百一人のところまで下げ、そして五年後、更に五年後になりますが、平成二十七年四月から百一人のところまで下げる、こういうことで審議会で取りまとまりましたので、そういう趣旨の法案を提出させていただいておるところでございます。

○石井みどり君 納付金制度の発足以來、この制度が適用されている三百一人以上の大企業については一貫して、今おつしやったように実雇用率が改善傾向にあります。が、今回の納付金制度の適用対象拡大は、中小企業における障害者の雇用の伸展に一定の効果を上げるのではないかと期待しておりますが、この法案成立後はしっかりと制度を運用していただきたいと思います。

ただし、ここで現在の経済情勢を踏まえ留意すべき点があります。リーマン・ショック以来の世界同時不況とも言われる現況では、日本の基幹産業を支えている名立たる大企業においてさえ、連日の新聞報道によると千人単位でいわゆる非正規労働者を削減するなど雇用への大きな影響が出ています。さらに、大企業でさえこういう状況であることを見ると、中小企業はもつと厳しい状況に置かれており、その影響が企業で働いている障害のある方々にも及ぶのではないか、そういう危惧を抱いています。

これも踏まえまして審議会で十分議論させていただきましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、制度創設当初に比べて、比較的規模の大きなかつてはむしろ雇用が進む中で、三百人以下のところの雇用がやや停滞しているということがあつたわけあります。そういう

月に比べ、先ほど申し上げましたように、現在の経済状況あるいは雇用環境は極めて悪化していま

す。こうした状況を踏まえ、納付金制度の適用に当たっては、法律案の中で用意された中小企業への負担軽減、激変緩和措置に加え、中小企業に対する支援策を十分に講じる必要があると思いますが、どのような施策を講じていくのか、具体的に伺いたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 中小企業への適用をしていく際に、御指摘のように、一方では障害者の雇用を進めていかなければいけないという考え方がありますが、やはり中小企業の負担というものについても十分考えなきゃいけない。そういう中で、御指摘のような経過措置をとることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかないだろうと、むしろ十分な支援施策を進める中で、御指摘のような経過措置をとることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかないだろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかないだろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかないだろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかないだろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

うふうに考えております。

○石井みどり君 現在も必死で働いておられる障害のある方々は、自分で自立して生きていきた

い、これは障害のあるなしにかかわらず、日々人々は自分の生活を守るべく必死で働いているわけですけれども、現在働いている職場から離職しないための防止、手だてが必要だと思います。

企業で働く障害のある方の離職防止や定着に向けた支援としてどのような措置を講じていくのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 中小企業への適用を

していく際に、御指摘のように、一方では障害者の雇用を進めていかなければいけないという考え方

がありますが、やはり中小企業の負担といふのについても十分考えなきゃいけない。そういう中で、御指摘のような経過措置をとることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは

中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

だろうと、むしろ十分な支援施策を進めることにはしておきますが、一方で、やはり納付金制度だけでは中小企業におきます障害者雇用は進んでいかない

働いていけるよう、是非ともしっかりと取り組んでいただきたい、強くお願ひをしたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 厳しい雇用情勢、経済情勢の下でございますので、やはり障害者の方々についても離職をせざるを得ないような場面も想定せざるを得ない。この部分につきましては、障害の方を解雇する場合にはハローワークへの届出制度もあります。そういう中で、適切に

は法律の対象者を拡大して、法律の名称を身体障害者雇用促進法から現在の障害者の雇用の促進等に関する法律とのと合わせて、知的障害者を雇用した企業を評価するために、雇用率制度上実雇用率にカウントすることとして、平成十年にはこれに知的障害者も含めて法定雇用率の設定をすることになりました。

さらに、平成十七年の改正では、精神障害者についても知的障害者と同様に雇用した企業の評価をし、雇用率制度上実雇用率にカウントすることができるというふうに現在の雇用率制度になりましたが、このように徐々に範囲が拡大されてきましたが、やはり検討すべき点もあります。

また、現行の雇用率制度は、原則週の所定労働時間が三十時間以内の場合のフルタイムを前提としていますが、短時間労働については様々御議論、御意見もあるかと思いますが、一つの働き方

であります。一方で、障害をお持ちの求職者の方々で短時間労働者に対する障害者雇用率の算定が、この短時間労働を雇用義務の対象とするに当たって、厚生労働省としてはこの二・一・二・評価をどのように考えておられるんでしょうか。

障害のある方々の働く方法というところでは少し考えることも必要ではないかと思つております

が、この短時間労働を雇用義務の対象とするに当たって、厚生労働省としてはこの二・一・二・評価をどのように考えておられるんでしょうか。

障害のある方々の働く方法というところでは少しこういうふうな様々な中小企業での雇入れ助成等について充実を図る、それからジョブコーチその他、人的な外からの支援も更に充実するというような形の中でも、中小企業におきます障害者雇用が進んでいくよう努力していきたいと、こうい

度、知的障害者で二・八%程度、それから精神障害者で四・四%程度、実態としてはこういう数字になつております。

一方で、障害をお持ちの求職者の方々で短時間労働を希望している方の率というのを見ますと、今授産施設等を利用している方で一般就労も考えているという方ですと三〇%ぐらいの方が短時間労働を希望しているというような調査結果もございます。

そういう状況等それから障害者団体の御意見も聞きましたが、やはり障害の特性、程度から見るとなかなか三十時間以上働けと言われると難しいという方も相当おられると、こういう御意見もございます。そういう状況を考え合わせますと、やはり障害の状況によりましては必ず三十時間以上

ということとは難しい面もありますし、そういう方々のためには、三十時間未満の働き方でも評価する制度を取り入れまして、そういう働き方も広げていくということは意味があるのでないかと

いうふうに考えておるところでございます。

○石井みどり君 先ほど知的障害があるあるいは発達障害の方々について、慣れるところが多いですが、それをいつまで慣れるまで一定の期間掛かります。そういう

場合についても、仮に慣れるまでの時間は短時間労働で働いて、そして慣れた以降はフルタイムで働くということであれば、私は短時間労働は有効な活用方法であるのではないかと思っております。

また、高齢化社会が進展する中で、障害のある方が含め高齢者が働く、あるいは障害の方も含めて高齢化していくということになつたときに、やはり体力的にもフルタイムで働くということ

が、この短時間労働を雇用義務の対象とするに当たって、厚生労働省としてはこの二・一・二・評価をどのように考えておられるんでしょうか。

障害のある方々の割合、身体障害者で八%程

ままで、事業主、特に中小企業事業主の方々の理解もいただきながら、障害のある方が安心して

解もありますが、現在の経済情勢、雇用情勢等踏まえて、事業主、特に中小企業事業主の方々の理

解もありますが、現在の経済情勢、雇用情勢等踏まえて、事業主、特に中小企業事業主の方々の理

解もありますが、現在の経済情勢、雇用情勢等踏まえて、事業主、特に中小企業事業主の方々の理

があるかというふうに思います。

しかしながら、一方では、先ほど風間委員や金子委員からも御指摘ありましたし、衆議院での法案審議の際にも何名かの委員からの御指摘がありましたように、事業主がこれまでフルタイムで雇用していた障害のある方を、本人の希望や能力を考慮しないで安易に、イメージに非正規労働である短時間労働に移行させることがないようにしっかりと対応していく必要があると思います。

何度も答弁されていて恐縮ではあります、が、大変重要な点ですので、どのようにお考えか、改めて確認の意味も含めてお答えをお願いしたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今回、短時間労働の方を含めて雇用率のカウントの対象にするというのは、先ほど来申しましたように、障害の程度、特性等によっては三十時間以上働けない方も多い。それから、今御指摘のように、障害者の中にはやはり加齢に伴つて体力面で低下する方もおられます。そういう方々で三十時間以上働き続けるのは困難な方ともおられます。そういう方々のために今回の制度をつくったわけでございましたが、いまして、この趣旨にのつた形で企業でも対応していただくというのは非常に重要だろうというふうに思つて、今委員御指摘のような形で、これまでフルタイムで働いていた方が本人の希望もないのに三十時間未満の時間にならることは、これはあつてはならないことだというふうに認識しております。

そのためにも、法律に基づきまして障害者雇用対策基本方針というのを定めておりますが、これの中でも今申しましたような考え方をきちんと明記するということにしたいといふうに思つておりますし、それから障害者雇用対策法の八十条にましまして、短時間労働で働いている方がフルタイムを希望する場合には、事業主の努力義務としてそれに応じるようないいことを書いてござります。

そういうふうなことをきちんとした上で、ハローワークにおいても適切な雇用管理指導を進めしていくということにしたいというふうに考えておりります。

○石井みどり君 続いて、今後の課題ということと存じます。  
精神障害者の雇用に関してであります。前回、平成十七年の法改正の際、精神障害者についていきなり雇用義務の対象、すなわち法定雇用率の基礎に算入するところではないで、まずは精神障害者を雇用した企業を評価するため、雇用率制度上、実雇用率にカウントすることができるようにしたというところであります。一方、前回の法改正の際には、精神障害者の雇用を進めるためにも、精神障害者を雇用義務の対象とすることについて検討を行なうこととされています。しかし、今回の改正法案には精神障害者を雇用義務を雇用義務の対象とする内容が入つていません。

[委員長退席、理事谷博之君着席]

今回の法改正を策定するに当たつて、精神障害者を雇用義務の対象に加えることについてどのように検討がされたのでしょうか。また、精神障害者を雇用義務の対象とすることについて対応しなかつた理由についてお聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前回の法改正の際にも精神障害をお持ちの方々についてどういうふうな位置付けにしていくかという議論があつて、その際には、完全な形で法定雇用率制度に取り込むのは時期尚早ということで、まず今委員御指摘の精神障害者の雇用促進のために、今後雇用義務制度の対象とすることが精神障害を持つた方々の雇用を進めるためには重要ではないかと思つています。こういう状況の中では、雇用義務制度の対象とすることが精神障害を持つた方々の雇用を進めるためには重要ではないかと思つています。

精神障害者の雇用促進のために、今後雇用義務制度の対象とすることについてどのようにお考えなのか、大臣の御見解を伺いたいと存じます。

○国務大臣(舛添要一君) 精神障害者が企業の中に入れるというのは理想なんですけれども、現実見たときに、委員御承知のように様々な困難な問題があります。雇う側にとっても問題がある、それから働く側も、いろんな意味でプレッシャーに弱いとか、先ほどある発達障害のお子さんについてはお話ししたようなこともあります。

そういう経緯でござりますので、今回の法改正の検討に際しましても、審議会の場では精神障害者をお持ちの方々についてどうするかという議論をしました。ただ、その時点であつたデータでは、前回の改正以来二回、実雇用率の状況を把握したわけでございますが、そのときで四千人強という数字だったわけでございます。そういうような状況等を基に審議会で種々議論したわけでございますが、現時点で精神障害の方につきまして雇用率の義務制度に完全な形で入れるのはまだ時期尚早ではないか、むしろ企業におきまして精神障害の方が受け入れられるような適切な雇用管理を広げる、あるいは精神障害者が受け入れられるような土壌をつくっていくという、そこをまずやつていくことが必要だというような結論になつたわけでございます。

○石井みどり君 続いて、委員長退席、理事谷博之君着席

そういう意味におきまして、法案の中では今は精神障害者の方の部分は触れておりませんが、むしろ施策としては充実するという方向で対応することにしたということでございます。

○石井みどり君 審議会での対応はそうであったらうというふうに思いますが、現在のストレス社会ではだれでも精神疾患を罹患する可能性はあると思います。また、現にそういう方々が増え続けています。こういう状況の中では、雇用義務制度の対象とすることが精神障害を持つた方々の雇用を進めるためには重要ではないかと思つています。

精神障害者の雇用促進のために、今後雇用義務制度の対象とすることについてどのようにお考えなのか、大臣の御見解を伺いたいと存じます。

○国務大臣(舛添要一君) 精神障害者が企業の中に入れるというのは理想なんですけれども、現実見たときに、委員御承知のように様々な困難な問題があります。雇う側にとっても問題がある、それから働く側も、いろんな意味でプレッシャーに弱いとか、先ほどある発達障害のお子さんについてはお話ししたようなこともあります。

ですから、まず一つは、そういう職場の環境を整えるということをこれ全力を挙げて受け入れやすいようにしたいと、そのための環境を整えるとあります。雇う側にとっても問題がある、ふうに認識しております。

この条約は、障害を理由とする差別の禁止と、それからその際におきます合理的配慮という、こ

これまで我が国では余りなじみのなかつたような考え方を含めた制度になつております。そうしますと、合理的配慮ということはどういうことをすべきかというようなことについて、労使、障害者団体共通の認識を持つてないとなかなかうまく機能しないのではないかと、こういう考え方の下に労使、障害者団体の方々に入つていただきました研究会を立ち上げまして、これまでにほぼ毎月一回程度開いてまいりました。

そういう中で、最初に論点をある程度出した後に、外国の制度の勉強をし、それから障害者団体、多くの団体がございますので、できるだけ多くの

団体からヒアリングをするということで、四回にわたりましてヒアリングも進めてまいりました。

一応、現在の段階では一通り関係者からのヒアリ

ングは終わったということありますので、それ

らの諸外国の状況やヒアリングの結果を踏まえ

て、これから委員の間でどういう方向での条約

に我が国として対応すべきか、この議論をこれから始めるところです。

○石井みどり君 我が国は署名はしておりますが、まだ締約国とはなつていません。大臣に条約

締結に向けての考え方をお聞かせいただければ存

じます。

○國務大臣(舛添要一君) まず、国内法制含めての整備をきちんと締結まで至らないとい

うことありますし、今部長の方からお答えしま

したように、特にその合理的配慮、この点をどう

するか、そしてやはり企業にとつても過度の負担

になつてはこれはやつていけないということです

から、じゃ、その過度の負担の場合、これはフラン

スなんかの場合は公的な助成という措置をとる

ということなんで、これも少し検討しないといけ

ない。

それから、その雇用についての紛争が生じてい

るときの紛争の調停をどうするか、これについて

もだれがどういう形で調停をやるのかと、様々な

今後解決しないといけない課題がありますから、

法的整備を含めて、そういう国内環境を整えて一

日も早くこれに締結に向かっていきたいと思いますので、少なくとも我が厚生労働省の管轄する分野においては他省庁に先駆けてこの点について鋭意努力をしているところでございます。

○石井みどり君 私は、かねがね人間には二種類あると思っています。一つは現在障害を持つておられる方、そしてこれから障害を持つかもしれない方だというふうに思っています。これはどういふ意味かといえば、高齢になれば身体機能、精神機能が低下、退行してまいります。そして生活機能も低下してくる、そして様々なサービスを受け必要が出てまいります。程度の差こそあれ、高齢社会とはだれもが障害を持つ可能性がある社会と言えるかとというふうに思います。また、現代はストレス社会とも言われていますし、働いている途中に心の問題を抱えることも考えられます。しかし、これらは決して他人事と言えるものではありません。障害のあるなしにかかわらず、他の者への理解と思いやりのある社会を実現し、障害のある方の雇用が更に進んでいくよう今後とも積極的に取り組んでいくことを強くお願い申し上げて、少し早いんですが、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(岩本司君) 午後一時十十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

● 質疑のある方は順次御発言願います。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に関して、大臣を始め

関係各位にお伺いを申し上げたいと思います。

我が国は、少子高齢化社会を迎える中において労働人口の減少が進んでおりますけれども、今後も持続性と活力ある社会を築いていくためには、女性や高齢者、そして障害のある方にも意欲と能

力に合わせて社会参加をしていただくことが労働生産性の向上による経済の成長につながると思っております。

一方、障害のある方の一人一人の希望に応じた就職を実現をし、働く障害者を支えていくためには、それぞれのニーズに合った多様な働き方が選択できるようになることが重要であり、そうした

中で、今回の法律案で示されています中小企業における障害者雇用の促進、また短時間労働の導入といいますのは、働き方の選択肢が増えることになります。しかししながら、今回の改正によって、結果として障害者の労働条件の低下につながりかねないという懸念もございます。十分に注視をしていかなければなりません。

具体的な点について確認を申し上げたいと思います。

初めに、中小企業における障害者雇用の促進に関しましてお伺いを申し上げたいと思います。

今回の改正案では、障害者雇用納付金制度の適用対象、現行の三百一人以上の大企業から百一人以上の中、中小企業にも拡大をし、促進を図ることにしております。我が国の企業数の九割を占める中小企業が本格的に障害者の雇用に取り組んでいけば、そ野が大きく広がることになり、大変期待できます。

中小企業においては、大変厳しい経済情勢の中であると思います。

そこで、中小企業の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

本日、金子恵美君が委員を辞任せられ、その補欠として大河原雅子君が選任されました。

な支援策に関しましてどのようにお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今回、法律では、中

小企業につきまして、納付金制度の対象に段階的にしていくことにしましたけれども、私ども、こ

れだけでは中小企業におきます障害者雇用が進まないだろうというふうに思っています。あわせ

て、きちんとした支援策を充実していくことが重要だろうというふうに思っています。

そうした中で、先般成立しました補正予算の中

で、中小企業におきます障害者の雇入れをした場合の特定求職者雇用開発助成金、これにつきまし

て、増額を図っております。これは既に十二月一日から施行しております。

それから、生活対策の中では、中小企業の場合、これまで一人も雇つていらない中小企業も多々あるわけですが、そういうところが初めて障害者を受け入れる場合に、従業員の理解の促進その他それなりの対応が必要ということもあります。

障害者を受け入れる場合に、従業員の理解の促進その他それなりの対応が必要ということもあります。

従業員の理解の促進その他それなりの対応が必要

です。そこで、そういう企業につきましての奨励金制度を盛り込んでおります。

そういうものとともに、この法律の中でも、事業協同組合によります雇用の促進等々も組み込ん

でありますので、そういういろいろな対応の中でも、中小企業におきます障害者雇用を進めてまいりた

いと、こういうふうに考えております。

○山本博司君 是非とも支援策、推進をしていただきたいと思います。

されでは、今回の改正案に盛り込まれておりま

す、事業協同組合等を活用して共同で障害者を雇用する仕組み、これを利用した場合に、事業量が一部の企業にばかり偏つてしまふのではないか

と、全体では雇用率をクリアしていく、個別の企業では全く活用していない企業も出てくる可能

性もございます。更に言えば、法定雇用率を逃れ

るものでありますけれども、どのように対応するおつ

もりでしようか、御見解をお伺いしたいと思います。

す。

あわせて、事業協同組合に對しまして、年間を通してコンスタンツに仕事をつくること、大変難しいとも指摘がございます。経営不振となつた場合の責任の所在、一体どのようになるのか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) この事業協同組合方式につきましては、中小企業におきます障害者の雇用促進の議論をしていく中で、個々の中小企業では仕事量が一人分に満たないと、それをうまく集めることによりまして何人かの障害者が働けるような職場ができると、こういうような御議論がありました。それを踏まえてこういう仕組みを設けたものでございます。

ただ、御指摘のように、事業協同組合任せにして個々の企業はもう障害者ることは知らないということであつてはならないと、こういふうに思つておりますので、この事業協同組合方式を利する場合におきましても、個々の組合員となります事業主、個々の事業主がきちんと障害者雇用に貢献しているというようなことでありますとか、その他幾つかの要件を定めて大臣が認可すると、こういう仕組みにしております。

そういう中で御指摘のような問題がないようにしていきたいと、こういうふうに思つておりますし、それから最終的には事業協同組合を設立して事業を行うわけでございますので、最終的な責任は事業協同組合にあります。これがうまくいかなくなつた場合には最終的には認定を取り消しますし、また元に戻つて個々の企業におきましてきちんとした障害者雇用をしていただくと、仕組み的にはそういう形になつております。

○山本博司君 ありがとうございます。中小企業における雇用、効果的に進展できるよう取組をお願いを申し上げたいと思います。

次に、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しつきましてお伺いをしたいと思います。

午前中でも議論がかなりございました。今回の改正案では、障害者の雇用義務の基礎となる労働

者及び雇用障害者に週二十時間以上三十時間未満

の短時間労働を追加できることとしております。

これは、福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就業形態としても有効であるといふこともございますけれども、本来フルタイムで働きたい、またフルタイム労働であった障害者が

その意に反して企業側の理由で短時間労働に移行してしまい、結果として健康保険とか厚生年金へ加入できないという事態が起る危険性も考えられます。十分なチェックをする必要があると思いまますけれども、こうした点に関しましてどう対応するおつもりなのか、大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) 午前にも申し上げましたように、短時間労働者が、本人の意思に反して短時間労働に切り替えられるというようなことがあつてはならないと、法の八十条の引用もいたしました。さらに、今の御指摘を踏まえまして、七条に基づきます障害者雇用対策基本方針において、事業主が配慮すべき事項としてその旨を明確にすることにしておりますとともに、ハローワークにおきましても、事業主が本人の希望や適性を踏まえまして適切に雇用管理を行うよう指導を強化していくことを思つております。

○山本博司君 ありがとうございます。是非ともよろしくお願いをしたいと思います。

また、障害を持つ方、地域において自立と共生を実現するためには、所得を確保することが不可欠でございます。そのためにも福祉的就労から一般雇用へ移行せざることが大変重要でございますけれども、この点について今回を含めてどのように施策を講ずるおつもりなのか、御説明をいただきたいたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 現に福祉的就労に就いている方の中にも、一般企業での雇用を望んでおられる方というのは多數いるというふうに考えております。そういう方々を一般企業での就労に結び付けていくためには、やはり雇用、福祉、場合によつては教育分野、これらの関係者が協力し

て対応していくことが非常に重要であろう

というふうに考えております。

そういう中で、ハローワークにおきましては、個々の障害を持つている求職者ごとに関係機関とチーム支援というふうに称しておりますが、個々の障害を持つている求職者ごとに関係機関とチームを組んで、適切な支援をしながら就労に結び付けていくと、こういうふうなことをやつております。これを広げていく形の中で、現在は福祉の中にいる方について、できるだけその希望に沿うよう形で一般就労に結び付けていくと、こういう努力をしていきたいというふうに考えております。

○山本博司君 一般就労ということで障害者の就労を支援していくことで、文科省にお聞きをしたいと思いますけれども、この特別支援学校からの一般就労の促進、これは大変重要であると思います。

私は、先日、東京都の杉並にございます都立福学園高等部を視察をいたしました。東京都特別支援教育推進計画、この計画によりまして、軽度の知的障害者の生徒を対象にして就労に必要な知識とか技能を身に付けることができるよう、例えばコーヒーショップの職場体験とか、またパソコンとか、実際の職場の体験が本当にリアルでトライアル実習が、環境ができる、そういう視察でございまして、大変感激をしたわけでございます。

この学校では就職率一〇〇%を目指しておりますが、先進的な取組ということで視察の希望が絶えないということでもございます。しかしながら、こうした事例というのは大変少数で、養護学校の卒業後の一般就労の就職率、およそ二〇%余りでございます。

○政府参考人(徳久治彦君) お答え申し上げま

す。

今委員御指摘のように、特別支援学校高等部の卒業生につきまして、企業等への就職した者の割合は二割にとどまつております。障害のある生徒が自立し、社会参加していくためには、企業等への就労を一層促進することが重要でございまして、社会の変化や生徒の障害の状態等に応じ、職業教育や進路指導の一層の改善充実を図る必要があると考えております。

障害のある生徒の就労支援につきましては、特に学校と労働関係機関等が連携した児童生徒の個別の教育支援計画を作成することなどを行ってございまして、文部科学省におきましても各都道府県教育委員会に通知するなどいたしまして、その一層の促進を図つていただきます。

また、平成十九年度より厚生労働省と協力をいたしまして、学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携の下、例えば企業関係者を特別支援学校に派遣をいたしまして、企業のニーズに応じた職業教育を充実改善すること、また、特別支援学校とハローワークが連携して新たな職域を拡大するなど、職業自立を推進するための取組を進めてきているところでございます。

文部科学省といたしましては、今後とも厚生労働省との連携を十分に図りながら、障害のある生徒の就労が一層促進されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○山本博司君 是非ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、具体的な助成事業についてお伺いを申し上げたいと思います。

障害者自立支援法の緊急措置では、就労支援の中では就労移行支援サービスを安定的に運営していくために、施設外就労等に対する助成事業を平成二十年度限りで実施をさせていただきます。これは工賃倍増計画の一環として施設外の就労を行う事業所に対して助成をしており、効果が出始めていますけれども、この就労移行支援事業に携わる事

業所は新体系に移行して間もないために、経営基

盤がいまだに確立していない事業所が大半でございます。

そこで、この就労移行を安定的に行うためにも、この助成事業に関しまして実施期間を延長して今後の推移を見る必要があると思いますけれども、この点につきましてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

今御指摘のよう、障害者自立支援法の就労移行への訓練、そういうサービスを利用されている方々、実際に本当に一般就労の方にも移つていただきたいということで、今御指摘のように、都道府県に設置をしております自立支援を円滑に進めるための基金事業がございますが、これを活用いたしまして、例えば訓練を行っています福祉施設以外の場所、企業等の場所での職場実習あるいは企業内での就労活動、そういうことを行つた場合、それを複数一緒に行われると、そういうふうなことにつきまして、それを推進していくための助成を行っております。また、それが実際に一般就労と結び付いた場合には、更にその結果に応じた助成も行っておるというふうな仕組みを設けております。

これは、御指摘のよう、この基金事業そのものが平成二十年度限りの事業ということにされておりましたが、少しうまくやっているわけでもありますけれども、先般の生活対策の中にも示しておりますように、この基金事業に盛り込まれておりますこのような事業の大変重要性にかんがみまして、是非延長、積み増しということで更に継続を図つてまいりたい。あるいは、来年春からの障害福祉サービスの報酬の改定がりますが、その中でもこういうものに対する応援ができるようなことをまた検討してまいりたいと、そのように考へておるところでございます。

○山本博司君

是非とも実現をお願いしたいと思

います。

な役割を果たしております。重点施策の実施五年計画の中には、ジョブコーチの養成数を平成八年度の千五百人から五年間で五千人に増やす數値目標を立てておりますけれども、この障害者就労支援の専門家であるジョブコーチを障害者自立支援法の就労支援サービスの職員定数の中に配置をして現場での速やかな就労移行を実現することができるような制度的な配慮が必要であると考えますけれども、この点、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 障害者の就労を支援していくためには、個々の障害者の状況を知りながら、かつ企業との調整あるいは企業への指導等も行える、そういう意味での専門家であります

ジョブコーチが非常に重要な役割であるというふうに思つておりますし、今御指摘のように、重点実施計画の中では、二十三年度までに五千人の養成となることを考へておるわけでございます。

一方、就労移行支援事業所の中でどういうふうなことにつきまして、それを推進していくための助成を行つております。また、それが実際に一

般就労と結び付いた場合には、更にその結果に応じた助成も行っておるというふうな仕組みを設けております。

これは、御指摘のよう、この基金事業そのものが平成二十年度限りの事業ということにされておりましたが、少しうまくやっているわけでもありますけれども、先般の生活対策の中にも示しておりますように、この基金事業に盛り込まれておりますこのような事業の大変重要性にかんがみまして、是非延長、積み増しということで更に継続を図つてまいりたい。あるいは、来年春からの障害福祉サービスの報酬の改定がりますが、その中でもこういうものに対する応援ができるようなことをまた検討してまいりたいと、そのように考へておるところでございます。

○山本博司君

是非とも実現をお願いしたいと思

います。

続きまして、障害者の職場適応を容易にするために、きめ細かな対応を行うジョブコーチが重要

務の一つとして新たに位置付けております。地域

の就労支援力の底上げを図ることになつてゐるわけでございますけれども、この新たな業務を行つてまいりました。就業支援センター、行つてまいりました。就業支

際の人員の体制の整備、どのようになつてあるのか、これをお聞きいたします。

私は、香川県の障害者職業センター、訪問をさせていただきました。少人数の職員で職業指導とか職業紹介などの職業リハビリテーションを実施されておりまして、ここに新たな業務を追加する

のであれば、やはり人員が少ないのでないか、増やす必要があるのでないかという実感をいたしました。

地域障害者職業センターといいますのは、各都道府県の障害者雇用の中核的な施設でもございま

す。その機能の拡充が求められているわけでござりますけれども、具体的に、人員の体制整備には

いますけれども、具体的に、人員の体制整備には

就業支援力の強化が求められておるわけでござりますけれども、私も、香川県の中のオリーブと

いう支援センター、行つてまいりました。就業支援二人の方と生活支援一名の体制で大変忙しく、

本当に細かくやつていらつしやいまして、生活支援の方は、やはり家庭に訪問すると、その生活以

前の大変な問題を抱えていらつしやる、その相談に乗つていらつしやるわけでございまして、この地域における重要な支援機関という認識を持った

わけでございます。

そこでお聞きを申し上げたいと思いますけれども、この障害者就業・生活支援センター、設置状況はどのようになつてゐるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(岡崎淳一君) 障害者就業・生活支援センターでございますが、現時点では、全国で二百六か所でございます。今年度七十一か所増やしましてこういう数字になつております。目標としましては、平成二十三年度までにすべての障害者福祉圏域にセンターを設置するという方針を定めておりまして、これに向かつて十分な努力を

していきたい。

それからもう一つは、これまで基本的に、職員

の数を就労面の二人と生活面の一人という三人体

制を基本にしてきましたが、やはりこういう制度

が定着していく中で支援対象者が多いセンターも

出てきております。今年度からその状況に応じて

加算措置をとれるような対応もしておりますので、そういうことを含めまして体制の充実を

図つてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今お話をございました全障害者保健福祉圏域、

全域に設置できるよう、またその充実、体制の強化という点でもお願いを申し上げたいと思

います。

○山本博司君

ありがとうございます。

次に、大臣にお聞きをしたいと思います。福

祉の確保についてのお伺いです。

障害者支援従事者の待遇、これは大変、人材確

保を含めて厳しい状況にございます。平成二十年四月の厚生労働省による平成二十年障害福祉サービス等経営実態調査結果でも、一般労働者が五百二十二万円に対しまして、介護老人福祉施設の常勤介護福祉士の給与が四百八万円、障害者の新体系の就労継続支援B型事業所の常勤生活支援員が二百六十七万円と、障害者の施設の生活支援員の一人当たりの給与は介護職と比べても大変低い水準でもございます。介護従事者よりも更に厳しい状況があるわけでございます。

生活対策では、こうした介護従事者の待遇改善として、来年の四月の報酬改定時まで三%のアップが行われることになっておりますけれども、この福祉人材の分野においてもそれ以上の報酬の引上げが必要であると思います。こうした状況を踏まえての大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 昨年の与党プロジェクトの報告書におきましても、またこの十六日にまとめられました社会保障審議会の障害者部会の報告書においても、この待遇の改善という、介護人材、福祉人材の待遇の改善が非常に重要なことが明言されているところでございますし、今委員が引用なさいました経営実態調査の結果を見ても、これはもう何としてもやらぬといかぬというふうに思いますので、来年四月の報酬改定に向けて、政府予算案の編成、さらにそういう過程を通じて様々な努力をして、この待遇改善を図りたいと思っております。

○山本博司君 是非とも、大事な分野でございますので、介護従事者の待遇改善も含めまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

公明党は、すべての人が障害のあるなしにかかわらずお互いを尊重し、責任と権利を分かれ合ひ、誇りを持って暮らせるユニーク・サル社会の形成推進を目指しております。また、午前中も議論ございました障害者権利条約についても、一日も早い批准を強く訴えております。障害者の眞の自

立を支援するためにも、今回の改正案を機に、更なる就労支援を行つていただきたいと要望いたします。

最後に、ユニバーサル社会の形成推進に関する大臣の御見解をお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 平成十六年の六月十六日、参議院の本会議において、このユニバーサル社会の形成促進に関する決議、これが採択されました。が、そこにもありますように、障害の有無

年齢等にかかわらず、国民一人一人が対等な社会の構成員として、自立して相互に人格を尊重していくと、そして安心して暮らすことができるようになります。しかし、そこは障害者雇用の対象にすらならないという実態がある。しかも、中小企業の障害者雇用率は減り続けています。たがいまして、これから推計しますと、五十五人以下の企業におきます雇用されている障害者の数は三十一・五万人、割合としては六・三・五%というふうに認識しております。

○小池晃君 要するに、全体の六割以上が五十人以下の企業である。しかし、そこは障害者雇用の対象にすらならないという実態がある。

○政府参考人(岡崎淳一君) 中小企業等で減っている理由としては二つあるのではないかと。一つは、どちらかというと製造業等で従来障害者の雇用が進んでいたわけですが、中小企業に占める製造業の割合が低下してきている、こういう構造要因、産業構造の要因が一つある。それからもう一つは、製造業だけを取つてみてもやはり実雇用率が下がっている面がございます。したがつて、その相乗効果の中で中小企業におきます雇用率が減つてきているのではないかというふうに分析しております。

○小池晃君 障害者雇用計画というものは、これは大体六十四万人、平成二十五年までにと、今までありますし、その中でも給付金の対象はまだまだ先は長い。しかも、その中でやっぱり半分以上は中小企業であれば、そこで本当に本格的に増やさなければこの達成はできないわけでありますが、実際は減つていています。

減つている理由は、今大臣、私お聞きをして、やつぱり全体の産業構造の大きな問題の中でも、やつぱり全体の産業構造の大きな問題の中でもあります。が、実際は減つていています。

五十五人以下の企業で障害を持つ雇用者は何人

で、それは全体の何%に当たるのか、お答えください。

○政府参考人(岡崎淳一君) 平成十五年の障害者雇用実態調査におきます五人以上の事業所における障害者数は四十九・六万人でございます。同

年六月におきます五十六人以上の企業におきま

す雇用障害者数、十八・一万人、これはダブルカウントを除いた実数で十八・一万人でございます。

したがいまして、これから推計しますと、五

十五人以下の企業におきます雇用されている障害者の数は三十一・五万人、割合としては六・三・五%

というふうに認識しております。

○国務大臣(舛添要一君) それはもう小池委員のおっしゃるとおりだと思いますし、やつぱり全体の産業の活性化がなければ、特に中小企業は非常に厳しい状況にあると思います。

○国務大臣(舛添要一君) そういう意味で、一次補正予算におきましても助成制度を拡大する、そして生活対策においても、今まで障害者雇つていない企業が初めてやつた場合に例えば百万円の助成をする、こういう手打つていますけれども、やはり全体の経済活性化する、そしてゆとりが生まれる、そういうことでなければ、ただ単に納付金制度や調整金だけではいいかないといいうのはもう全く委員の御指摘のとおりだと思います。

○小池晃君 権利条約の批准、差別禁止法の制定ということも含めて、やはりきちっとやっていく必要があると。

そういう中で、ちょっと御紹介したいのは、中小企業同友会全国協議会という団体がありまして、創立五十周年で四万一千社が加入しているんですね。これは二年に一回、障害者問題全国交流会というのをやつていて、この十一月で十四回目になる。

この交流会の報告などを見ると、例えば、パートを含めて二百三名のうち四十八人が障害者とう福岡の衣服リフォーム業者の社長の発言なんかがありまして、この方、自己破産したと。障害を

|  |  |
|--|--|
|  | <p>持つ方と一緒に企業を再建をして、それがきっかけで百名障害者雇用を目指しているという、そんな発言もありまして、障害者の人が一生懸命仕事をすると、そのほかの社員も、ああ頑張らなきやうностьюで、全体としてやっぱりみんな頑張る雰囲気になっている。社長はこう言っているんです、そういう雰囲気の会社をつくれたことを誇りに思う、障害のある方に助けられてできた再起だつたと。障害者雇用というのが会社の負担になるとじやなくて、それが新しい可能性を開いているということなんですね。</p> <p>○小池晃君 この取組などを見て、この中同協の取組なんかは非常に学ぶべきじゃないか。やっぱりこういうところでいろんな実態調査とかアンケートなんかもやっているので、是非厚労省としてこういふうに思ふんですが、それで支援も是非検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。</p> <p>○国務大臣(舛添要一君) 今の本当にすばらしい例が引用なされたわけですが、そういう中小企業団体の取組、経験に学んで、率直にやつぱり要求にも耳傾けていただきたいというふうに思ふんですが、それで支援も是非検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。</p>  |
|  | <p>○小池晃君 是非よろしくお願ひします。</p> <p>それから関連して、関連してというか直接関係あるんですが、障害者の労災基準について聞きました</p> <p>ちょうど実例ですが、これは名古屋のマツヤデンキの豊川店というところに勤めていた小池勝則さんという、当時三十七歳の方です。心房細動、僧帽弁閉鎖不全症、三尖弁閉鎖不全症等の心臓機能障害で三級の障害者手帳を持っていました。過労死をされているんです、二〇〇〇年の十二月末に遺族である夫人が労災認定で裁判に訴えておりま</p> <p>す。御本人は就職一ヶ月半後で、ちょうど家電製品がピーケになるクリスマスの時期はもう残業が</p>  |
|  | <p>ずっと続いて、体調不良で立っているのも大変だということで訴えていた中、自宅で亡くなられた。直前一ヶ月間の残業は四十四時間三十分なんですね。これ、結果として不認定になつたんです</p> <p>が、不認定の理由というのは、時間外労働が四十</p> <p>五時間を下回って、労働の質も慢性心不全を増悪させるほど過重とは言えないことなんですね。</p> <p>が、月四十五時間というのは、これは一般的の脳心事故の過労死基準なんです。やっぱりそれを基に判断するということでいいんだろうかと。心疾患で障害を持つている、障害者手帳まで持つている人の労働と、通常の労働者の労働というのは、これはやはり同じ物差しでは測れないというふうに思ふんですね。</p> <p>そこで、ちょっとと厚労省に確認したいんですけど、現在、労災認定について障害者に対する独自の基準というのはあるんでしょうか。特に内部障害ということで。</p> <p>○政府参考人(石井淳子君) 脳・心臓疾患有に係る労災認定につきまして、心臓機能障害などの障害者に着目した特別の認定基準というのは設けておりませんで、これは平成十三年十二月十二日付けで策定をいたしました脳・心臓疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に基づき、業務上の判断を行つておるところでございます。</p> <p>業務上と判断するのは、その業務による明らかに負荷が加わることによって血管病変等の基礎疾患が自然経過を超えて著しく増悪をし発症したと認められる場合でございまして、この判断を行うに当たりましては、その脳・心臓疾患有について業務が相対的に有力な原因となつて発症したか否かと、こういった観点から、労働者の有する血管病変等の基礎疾患の状況等に即して個別具体的に判断を行つておるところでございます。</p> <p>○小池晃君 しかし、今のをお聞きする限りでは、別の実情に基づいて総合的に判断をしているところでございます。</p> |
|  | <p>○小池晃君 しかも、今のをお聞きする限りでは個別判断で、やっぱり基準はないわけですね、独</p>  |

ことが必要と考えられるというふうに報告書に書いてあるんですね。これは私、とんでもないんじゃないかなと。要するに、負担軽減やっているいろいろと手やつたんだけれども、それが知られないのが問題だというそういう書き方で、理解しないですか、この書きぶりは。私は大臣ね、これは、応益負担制度これだけやっていますと言うけれども、まだこれだけ声が上がっているときに、こんな形で国民が分かっていないんだというようなことを書くというのは、私は、障害者の声をこれちゃんと聞いてやっているのかと、この報告書の書きぶりには大変憤りを持っているんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 文章の問題は、今委員が御指摘のような意見もあると思いますけれども、例えば通所サービス、これ一万五千円というのを千五百まで上限を下げているんで、そういうことはきちんと知らせなさいということだらうと思いますし、そもそもがこの自立支援ということの考え方、きちんとやっぱり能力に応じて負担できる限りはするんだよ、それが自立への道だということがあるので、そういう理想の中で、しかし現場で困っているときは細かい気配りをする、そして手を打つということだと思います。それから、自分を押し付けてるんですよ。だからみんな怒っているんですよ。

この部会の報告書には、この間負担軽減やったから相当程度応能的な性格なものに変わってきてるんだというふうに厚生労働省は説明したと書いてある。ここまで言うんだつたら、応能的なものに変わったと言うんだつたらもう応益負担やるべきじゃないですか。そして、いつたん元の応能制度に戻して、そして憲法や障害者権利条約に基づく制度としても根本的に見直していくと。民主党の部会だつて応益負担やめるという報告書

を出したと聞いている。大臣ね、やっぱりそういうのない障害者や国民が悪いんだと言わんばかりじやないかなと。要するに、負担軽減やっているいろいろと手やつたんだけれども、それが知られないのが問題だというそういう書き方で、理解しないのが問題だというそういう見直しをやるべりません。しかしながら、今言つたよ

報道ベースでしか知りませんので、現物見ていな

いので分かりません。しかしながら、今後どうするか具体的に検討を進めたいと思います。

○小池晃君 拠本的、根本的な見直しをやつていただかない、今の障害者の、この間、日比谷のあの公園には六千五百人、本当に毎年毎年、もう数千人という単位で怒りが広がっているんですけど、最初は、私たち抜きに私たちのことを決めないでというスローガンだつた。今年のスローガンは、もうやめようよ、自立支援法。私は、自立支援法を廃止して、やっぱり根本的に制度を見直すべきだと、そういう議論を進めるべきだということを改めて主張いたします。

○福島みずほ君 社民党的福島みずほです。

経済の急速な悪化に伴つて派遣労働者の解雇などが広がりつつあり、極めて深刻な状態となつております。この影響は障害者雇用にも及ぶことが想定されますが、安易な解雇は障害者の生活を根本から破壊してしまいます。障害者雇用維持のために政府はどのような取組を緊急にやろうとしているのかお聞かせください。特に障害者の場合には中小零細規模の事業所での雇用が大きな割合を占めていますが、それゆえに影響も大きいと予測されます。どのような支援策を考えているのか、お聞きします。

○政府参考人(岡崎淳一君) 御指摘のように経済情勢が厳しくなる中で障害者の方の解雇、雇い止めの懸念が広がっております。現実の数字としましては、十月には解雇された方が百二十五人だったのが、十一月には二百四十一人と倍増しております。

そういう状況の中で、ハローワークにおきましても、解雇をする場合には報告を受けることに

なつておりますので、その理由等も十分把握しながら、雇い続けられないかというようなこと、それから、どうしても駄目な場合についての再就職支援みたいなことも十分にやつていきたいというふうに思つております。

そういう中で、本省におきましても、これまで年に一回報告を受けていたものを毎月報告を受け形の中で状況を十分認識して対応したい。それから、雇入れ助成等も拡大しておりますので、そういう中で、どうしても離職せざるを得なかつた方々の再就職についても万全を期していきたいと、こういうふうに考えております。

○福島みずほ君 派遣労働制度の中で障害者の雇用はどのように扱われているんでしょうか。今回の改正で対応されなかつた理由をお聞かせください。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今回、審議会の中で、多様な就業形態が増えていくことで議論の対象にしましたが短時間労働と派遣労働でございました。短時間労働につきましては、障害者団体からも是非やつてほしいというお話があつたんですが、派遣労働につきましては、一方では派遣会社が就労支援機関的な機能を果たす中で積極的な評価をする方もいたわけござりますが、一方では雇用と実際に指揮命令するところが離れてるというような形の中で障害者の方々が適切に雇用管理してもらえるかどうかという不安の声も相当ございました。一方では、派遣制度に関する見直しの議論も進んできておりました。そういう中で、障害者団体等からも不安の声がある中でこの機会にやるのは時期尚早だらうということ

ただ、まだまだ就職したいのに就職できない障害者の方がいるのも事実でございますので、この点については更に努力してまいりたいと、こういふふうに考えております。

○福島みずほ君 昭和五十一年に現在の雇用率制度が創設されました。が、いまだに雇用率未達成の企業が依然として高い割合を占めています。実雇用率について見ても、法定雇用率にはるかに及ばない状態が続いています。厚生労働省は改善されないとおっしゃいますが、詭弁にすぎないんじゃないでしょうか。

雇用率制度は政策的な失敗としてこれを素直に認め、国連障害者の権利条約に対応した国内法の整備の一環とすべきです。また、労働の権利の視点から障害者雇用促進法、障害者自立支援法の抜本改正あるいは根本的見直しを行うべきではないでしょうか。しつかりとした対応をしなければ、日本は理念も施策もない国として世界に大きく広く知られてしまうことになると。本腰を入れて取り組むべきと考えていますが、決意をお聞かせく

ります。政府は実態をどのように認識しているのか、実質的な雇用障害者の増加とは言えない部分も含まれていると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 雇用率制度に基づきます雇用者数の場合にダブルカウントの部分がございます。ただ、それを除きました実数で見ましても、例えば、平成十年には実数で十八万七千人強ございましたのが平成二十年には二十四万一千人強ということで、実数で見ても増えているのは事実でございます。一方で、重度障害者等の方につきましても、平成十年に六万五千人弱でありますのが平成二十年には九万人強ということは事実でございました。したがいまして、ここも増えてしまいました。したがいまして、ダブルカウント制度等を含めて重度障害者についてもある程度企業がきちんと対応しているというふうに思つてます。

ただ、まだまだ就職したいのに就職できない障害者の方方がいるのも事実でございますので、この点については更に努力してまいりたいと、こういふふうに考えております。

ただ、まだまだ就職したいのに就職できない障害者の方方がいるのも事実でございますので、この点については更に努力してまいりたいと、こういふふうに考えております。

ただ、まだまだ就職したいのに就職できない障害者の方方がいるのも事実でございますので、この点については更に努力してまいりたいと、こういふふうに考えております。

ただ、まだまだ就職したいのに就職できない障害者の方方がいるのも事実でございますので、この点については更に努力してまいりたいと、こういふふうに考えております。

ださい。

○委員長(若本司君) どなたに御質問ですか。

○福島みずほ君 どちらでも結構です。じゃ、大臣。

○国務大臣(舛添要一君) 法定雇用率も一つの道具だと思います。調整金なんかも一つの道具だと私は思います。

ただ、やはり社会全体がユニバーサル社会を、先ほどの山本先生の御意見のように、ユニバーサル社会を目指していくという大きな流れの中で、やっぱり差別を禁止するんだと、障害を理由の差別を禁止するんだということをしっかりとやることで、それから障害者権利条約にあるような合理配慮を職場できちんと提供すると。今このための枠組みづくりをやっておりますので、そういうことで、厚生労働省のみならず各省庁とも連携してそういう理想が実現できるように全力を挙げてまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 福祉的就労についてお聞きをいたします。

福祉的就労の下に授産施設や小規模作業所などで働いている障害者の人の収入は平均月一万五千円程度と言われています。労働関係法令の適用はもちろんなく、各種のセーフティーネットからも漏れております。福祉的就労の名目の下に実態として貧困な失業者として放置されているという面について、どうされていくつもりなのか、お聞かせください。

○政府参考人(岡崎淳一君) いろんな福祉的就労の場面がございます。就労継続支援事業につきましてもA型、B型とあります。A型につきましては、基本的に雇用関係の下で働いていただいているところでございますので、これはもちろん最低賃金の減額の特例許可を取ればそれ以下といふことがあります。一方、就労継続支援B型等ございますが、これは、やはり就労は困難であるという方々につき中で働いていただいている、対応していっているというふうに考えております。

一方、就労継続支援B型等ございますが、これは、やはり就労は困難であるという方々につき

ましても、訓練等のためを含めました就労機会と

いうことでやっているわけでございますが、労働関係法令の適用はございませんけれども、むしろ倍増五ヵ年計画が策定されましたが、この計画の効果はいかがでしょうか。そして、今後この計画等々の中により適切な収入も得られるようになりうることで努力しているということでございます。

○福島みずほ君 障害者の所得保障について工賃倍増五ヵ年計画が策定されましたが、この計画の効果はいかがでしょうか。そして、今後この計画で十分な対応ができるのでしょうか。

○政府参考人(木村敬之君) 御指摘のように障害者の方々の自立した生活のためにということでは、まずは一般就労に本当にに行ける方には是非御支援をして一般就労を実現していきたいということになりますけれども、なかなかそれが困難な方々に

つきましても、今までの授産というような場所での社会参加、就労参加ということを是非支援をしていきたい。その一環として、十九年度からでございますけれども、五ヵ年計画として工賃倍増計画というものが各都道府県にも策定をいただき、市町村等と県が連携し、あるいは地元の企業、商工団体に御協力をいただきながら取組を進めておるところでございます。まだ二年目ということではございませんけれども、具体的に企業の経営のノウハウ、あるいはそこ実際に働いている方々にその実際の福施設の方に出かけていただきまして、そのノウハウを植え付けていただく、それを身に付けていただくということをやつております。

まだ一年でございますので、大変まだ伸びは短い状態でございまして、全国平均を取つてみまして、十八年度が一万二千三百二十二円と

う、小さい状態でございまして、本当にこの方向で努力してまいりたいと思います。

○福島みずほ君 雇用について一つお聞きします。

まだ一年でございますので、大変まだ伸びは短い状態でございまして、全國平均を取つてみまして、十八年度が一万二千三百二十二円と

う、小さい状態でございまして、本当にこの方向で努力してまいりたいと思います。

○福島みずほ君 いろいろ変わつていつています。

大臣、障害者権利条約は日本も署名をしたわけ

えております。

○福島みずほ君 先ほど同僚委員の方から障害者自立支援法の見直し、まあ廃止ですか、抜本的見直しの質問がありました。実際様々なアンケートやデータからかなりのひずみが出てきていて、

トやデータからかなりのひずみが出てきていて、応益負担の問題が出てきています。

それで、先ほどもまた、これまた同僚委員の中から、国連障害者権利条約の批准と国内法の整備についての質問がありました。私もこれは、条約はできるだけ早く批准をすべきであり、内部で検討会をやつているということは以前の質問で答弁はできました。いつごろどのような工程で批准をし国内法の整備をするのか、やはり障害者差別禁止法なり諸外国のような立法をすべきだと思いますけれども、なかなかそれが困難な方々に

つきましても、今までの授産というような場所での社会参加、就労参加ということを是非支援をしていきたい。

○政府参考人(岡崎淳一君) 国連障害者権利条約の重要性については私どもも十分認識しております。ただ、一方では、ちゃんとした議論、要するに雇用の分野でいきますと先ほど来御議論があります合理的配慮、これをどういうふうに考え方で批準をし国内法の整備をするのか、やはり障害者差別禁止法なり諸外国のような立法をすべきだ

と考えますが、いかがですか。

○福島みずほ君 条約の批准とそれからそれに向けた国内法の整備、とりわけ横断的な差別禁止法の実現、うんうんと二人ともうなずいていらっしゃるので、議事録にうんうんとうなづくと、これはすべての省庁にかかる問題ですので、厚生労働省がリーダーシップを取つて、政府全体で一日も早い条約の締結ということに向かつて努力をしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 国内法制の整備含めて法に向けての横断的な政府内の協議を開始していただきたいと、その中心に厚労省が頑張つていた

國土交通省や様々な面も含めて、是非、これは外務省も窓口になると想いますが、障害者差別禁止法に向けての横断的な政府内の協議を開始していただきたいと思います。

○福島みずほ君 これはすべての省庁にかかる問題ですので、厚生労働省がリーダーシップを取つて、政府全体で一日も早い条約の締結とその方向で全力を挙げたいと思います。

○國務大臣(舛添要一君) 国内法制の整備含めて法に向けての横断的な政府内の協議を開始していただきたいと、その中心に厚労省が頑張つていた

大臣、障害者権利条約は日本も署名をしたわけ

で、世界の中には御存じたくさん障害者権利条約がありますし、ヨーロッパにお詳しいからもう各

國の立法はよく御存じだと思います。今の説明で

の工賃を増加をさせてまいりたいというふうに考

みます。

○國務大臣(舛添要一君) 私も火曜日、足立のハ

ローワークに行つきました。本当にもう満杯状態で、私はやはりこれは、地方分権推進委員会などが現場を切るというふうに言つてゐるけれども、むしろこの労働行政こそきちっと今こそ

対応してもらいたい、増員も含めて頑張つてもらいたいと珍しく前半エールを送りますが、いかがで

でしょうか。

○國務大臣(舛添要一君) 私も火曜日、足立のハ

ローワークに行つきました。本当にもう満杯状

況ですしお話題で、特別相談窓口にも住宅を求めるたくさ

の方がいらっしゃいます。

これは、安易に地方に任せることでは駄目なのはやっぱりナショナルネットワークの意味があるんですね。つまり、例えば群馬とか栃木にいる方が東京ってきて職を探す、全部これネットワークがあるからこそそういうことができるので、ILLO条約にもナショナルなネットワークでやるべきだということが書いてあります。

で、そういうきちんとした国際法上の枠組みも踏まえて、そういう一番この百年に一度の危機というようなときに、まず労働者の権利を守る、雇用をしっかりと守っていく、そのためにはそういう道具立てをするのかと、そういう議論がなくて、そのときの時流に乗って、やれ地方分権だ、やれ民間だと、こういうことでは何のために国があるか分かりませんので、私は労働大臣として全力を挙げて労働者の権利を守っていきたいと思つております。

○福島みずほ君 他の点については全く同じ考え方なので、労働行政頑張れとエールを送つて、質問を終ります。

○委員長(岩本司君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(岩本司君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本司君) 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案、派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案、雇用保険法の一部を改正する法律案及び期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

発議者直嶋正行君から趣旨説明を聴取いたしました。直嶋正行君。

○委員以外の議員(直嶋正行君) 民主党の直嶋正行でございます。

ただいま議題となりました内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案、派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案、雇用保険法の一部を改正する法律案及び期間の定めあり、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

第一に、市町村は、国民健康保険の保険料の滞納により被保険者証が返還された場合において、その世帯に義務教育終了前の者がいるときは、その者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付すること。

第二に、市町村は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。

なお、この法律は、平成二十一年四月一日から施行することとしております。以上が、本案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきたいと存じます。

○衆議院議員(田村憲久君) ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

国民健康保険制度においては、特別な理由がないにもかかわらず世帯主が保険料を滞納し、一年以上を経過した場合に、公費負担医療を受けられる者を除き、その世帯全員の被保険者証を返還させて資格証明書を交付することが法令で規定されております。このような保険料滞納世帯に対する手続については、共助に基づく医疗保险制度において、公平性を確保する観点から必要な仕組みであります。親の保険料滞納により、資格証明書が交付されている世帯にいる中学生以下の子供の数が、厚生労働省の調査で約三万三千人にも達し、これらのいわゆる無保険状態となっている子供が、必要かつ適切な医療を受けられないのではないかとの懸念が生じております。

本案は、このような状況にかんがみ、子供の心身共に健やかな育成に資するため、無保険状態の子供を救済するとともに、国民健康保険の保険料の滞納の防止等に関する必要な措置を講じようとするもので、その主な内容な次のとおりであります。

第一に、市町村は、国民健康保険の保険料の滞納により被保険者証が返還された場合において、その世帯に義務教育終了前の者がいるときは、その者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付すること。

第二に、市町村は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。

め、六か月間の緊急措置として、雇用調整助成金の対象を拡大し、二ヶ月以上勤務している派遣労働者、有期労働者等について職業に関する知識の習得等を目的とする休業その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して雇用調整助成金を給付することを政府に對して求めるものであります。

この法律は、公布の日から起算して一週間を経過した日から施行することとしております。

第三に、雇用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、あまねく労働者の生活及び雇用の安定を図るため、解雇等に伴い住宅からの退去を余儀なくされた者等に対する住まいの確保の支援についての雇用安定事業の実施及び雇用保険制度の拡充等を内容とするものであります。

まず、雇用安定事業として解雇等に伴い雇用主又は派遣先から提供されていた住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者、失業等給付を受給できずに困窮している失業者等に対し、再就職のための職業紹介及び職業指導、公営住宅への入居における特別の配慮等住宅への入居の支援、生活上の支援その他必要な援助を一体的に行うこと、派遣労働者等に住宅を提供している雇用主又は派遣労働者等の解雇等の後も引き続き住宅に住まわせる事業主に対して助成及び援助を行うことを定めるものであります。

また、失業者へのセーフティーネットをより広く、広く適用するため、派遣労働者及び短時間労働者を雇用保険の被保険者とすること、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が三十一日以上一年未満である雇用に就く派遣労働者を短期雇用特例被保険者とすること、基本手当の受給資格要件を緩和し、離職の日以前一年間に被保険者であった期間が通算して六か月以上であれば受給資格を取得できるものとすること、雇止めにより離職した者を特定受給資格者とすること、基本手当の日額を引き上げること、三十五歳以上六十歳未満の特定受給資格者に係る所定給付

日数を三十日延長すること、特例一時金の支給額を基本手当の日額の六十日分に引き上げること、失業等給付に要する費用に係る国庫負担額について、本来の額の百分の五十五としている暫定措置を廃止し、本来の負担率である四分の一の負担に申し上げます。

第四に、期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、有期労働契約が簡便な雇用調整に使われることとの防止等のため、有期労働契約を締結することができる場合を使用者が臨時の又は一時的な業務に使用するため労働者を雇い入れる場合等に限定し、それ以外の場合は期間の定めがない労働契約とみなすこと、また、やむを得ず有期労働契約を締結する場合の有期労働者の労働条件を確保するためのルールを明文化するため、有期労働契約の締結事由、有期労働者及び短時間労働者の労働条件における通常の労働者との差別的扱いの禁止、契約期間中の退職についてのルール、雇い止めの制限等について定めるものであります。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えて申します。

以上が、四法律案の提案の趣旨及び主な内容でございます。

○委員長(若本司君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森ゆうこ君 民主党 新緑風会・国民新・日本の森ゆうこでございます。

ただいま提案されました緊急雇用対策関連四法案について質問をさせていただきます。

まず、国会会期末のこの時期に、あえて緊急雇用対策関連四法案を提出し成立を図ろうとする意図は何か、そして政府の景気対策や新たな雇用対策と異なるのはどこなのか、法案の提案者に伺いたいと思います。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 森委員にお答えをさせていただきたいと思いますが、まずは冒頭、発議者を代表いたしまして、この雇用関連四法案、民主党と社民党と国民党で共同提案をさせていただきましたが、与野党各党の皆様には、審議をしていただきたいと心から感謝を申し上げたいというふうに思います。特に、与党の皆様におかれましては、審議に加わっていただきまして、おかれましたたが、与野党各党の皆様には、審議をしていただきたいと心から感謝を申し上げたいというふうに思います。特に、与党の皆様におかれましては、審議に加わっていただきましたことを心から御礼を申し上げたいと思います。

まず、今趣旨説明でありましたように、現下の雇用情勢は大変悪化をしているところでございます。九・一五のリーマン・ショックをきっかけに、もう大変厳しい状況が我々、目の前に起こっています。そこで認識をしていています。採用内定の取消しや派遣切り、雇い止め、まさにそんな報道が毎日毎日我々の目の前に展開をしています。坂道を転げ落ちるよう日本経済が悪くなっているという実感は、我々だけでなく、国民も感じておられると思います。

政府の見通しでは、今後、派遣労働者や期間労働者の解雇、そして契約打切りになる人数が約三万人になるというふうに見込まれていますが、実はこの見通し自身が我々、甘いという認識でございます。冬の寒空の中、仕事を失い、最悪の場合には住まいさえも失う状況が一体どのようならいい状況なのか、政治に一日も早い対策を國民が求めていることはもう自明でございます。そして、そのことが国会に身を置く我々としての大変大きな課題だと考えております。

しかるに、麻生政権は、この臨時国会に二次正予算案を提出いただけませんでした。ましてや補正予算を出されない状況の中で、十二月の九日、政府は新たに雇用対策についてとすることを発表されました。しかし、この雇用対策についてとすることは、実際、第二次補正予算と本予算との関係でどうなっているのか、そして一体いつ実行をされるのか、更に言えば財源はどういうことを想定してや、大変申し上げにくいことでございました。

まず、官僚の政省令にゆだねられている部分も大変多いと存じております。スピード、実効性、ともに乏しいと言わざるを得ません。

またしてや、大変申し上げにくいことでございましたが、麻生内閣の支持率が急落をする中、この経済対策について国民が安心感を持っているかといふと、全く国民には届いていないというのが私どもの実感でございます。(発言する者あり)もし、与党の委員の皆様が今やじられてているように、もうやつてはいる、ほんと変わらないとおっしゃるのならば、逆に我々の法案に是非御賛同をいただきたいと思います。官僚任せではなくて、していつ実施をされるのか分からぬような状況ではなくて、法案として、国民に政治の意思として、雇用対策については早急に行うのだということを与野党挙げて国民にお示しをしようではありませんか。

是非変わらないと、是非変わらないとおっしゃるのならば、この四法案に御賛同いただきますことを心からお願いを申し上げまして、森委員への答弁にさせていただきたいと思います。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

贖罪という言葉がたしか昨日どなたから発せられたというふうに伺っておりますけれども、贖罪の意識というのは、恐らく二〇〇三年の派遣法の改正のときに、私を含めて野党の委員が、きちんとした機能するセーフティーネットを張らなければ派遣法の改正案はどんでもないことになると思

あれだけ警告したわけですから、それが現実のものとなつた。想定内のことだつたんですよ。そのことについて贖罪意識を持つていらっしゃるんだなとうふうに思つております。

統きましたして、社民党が今回野党三党で共同提案されたことに心から感謝を申し上げたいと思います。同じ新潟県選出の近藤正道議員に社民党のこの法案成立への熱意を是非お聞かせいただきたいと思います。

○委員以外の議員(近藤正道君) 森先生、ありがとうございました。

私は、連日の派遣切り、そして非正規切りの事実、これを報ずるマスコミ各紙、こういう報道に大変な今危機感を持つております。政府の予想は大変甘いというふうに思つています。事態は確かに深刻であります。森先生、私の地元新潟でも非正規の皆さん解雇が始まつております。

社民党は、委員会での論戦のほかに、この間、政府に三度緊急雇用対策を提案をいたしまして、百年に一度の経済危機に対して百年に一度の大膽なスピード一的な雇用対策を速やかに行つてほしい、こういう要求を続けてまいりました。しかし、政府の対応は、今ほどもお話をありましたとおり、二次補正の来年先送りに見られるところ、極めて遅い、実効性に欠ける、この事態に全く対応できない、追いかけていない、私どもはそういうふうに受け取つております。

政治の責任は、国民の暮らし、生活を守ることであります。このままでは年末年始、膨大な非正規労働者が職を失い、住まいを追われ、路頭に迷う、こういう事態がやつてまいります。この人たちは社会的セーフティーネットのらち外に追いやりました。政治が生み出した犠牲者であります。今スピード感を持って政治がしつかりとこの緊急事態に手を打たなかつたら、政治の責任を果たしたことにならないんではないでしょうか。国會議員として失格なんではないか、私はそういうふうに思います。こんなにも立つてもいられないような気持ち

で、多少の違いは乗り越えても、我が党も本関連法案四法案に、共同提案に加わらせていただいこうございます。是非与党の会派の皆さんにも御賛同をいただいて、会期内の成立了、こういうことでございます。是非与党の会派の皆さんにも御賛同をいただいて、会期内の成立を心から願つておるところでございます。

○森ゆうこ君 大変ありがとうございました。

まず、採用内定取消し規制法案について、その内容と政府の対策との違いについて、これはバブル崩壊後のはじめ失われた十年、その世代の代表として昨年初当選をされました吉川議員にお願いを申し上げます。

○委員以外の議員(吉川沙織君) 森委員の御質問に明快にお答え申し上げます。

内定取消し規制法案につきまして、政府はそもそも法案を用意されておりません。私は、いわゆる超就職氷河期と言われた十年前に就職活動をし、内定通知をいただきましたが、その前年に山一証券を始めとする多くの金融機関、企業が破綻をし、実に千人以上の学生、生徒が採用を取り消される、内定を取り消される、そういう事態に遭遇し、すぐ上の先輩にその姿を見てまいりました。

就職活動で内定をもらい、社会人のスタートラインに立つ道が断たれる、これほど悲しいことはありません。とりわけ、新卒時に正社員として働く政治の責任は、国民の暮らし、生活を守ることであります。このままでは年末年始、膨大な非正規労働者が職を失い、住まいを追われ、路頭に迷う、こういう事態がやつてまいります。この人たちは社会的セーフティーネットのらち外に追いやりました。政治が生み出した犠牲者であります。今スピード感を持って政治がしつかりとこの緊急事態に手を打たなかつたら、政治の責任を果たしたことにならないんではないでしょうか。国議員として失格なんではないか、私はそういうふうに思います。こんなにも立つてもいられないような気持ち

成つておりますが、一般に残念ながら広く知られておりません。安易とも言える内定取消しが現在発生している原因の一つでもあると言われております。新聞報道等でも広く知られていないことは報じられています。これまで判例として明らかになっていることを法律としてすることで無用な紛争の発生を事前に防止することになります。労働契約法十六条の解雇の条項に内定取消しも含まれる、実質的な解雇と変わりはないという考え方を述べられる方もいらっしゃいますが、このようない契約関係が世間に広く知られていないからこそ、十年前とは違う意味合いの採用内定取消しが発生しているのだと強く思います。

○森ゆうこ君 大変ありがとうございました。

まず、採用内定取消し規制法案について、その内容と政府の対策との違いについて、これはバブル崩壊後のはじめ失われた十年、その世代の代表として昨年初当選をされました吉川議員にお願いを申し上げます。

○委員以外の議員(鈴木英紀子君) お答えいたしました。

そこで、採用内定についてですが、採用内定と内定取消し規制法案につきましては、国民新党も独自に法案化の準備を進めておりました。この内定取消し規制のルールは最高裁判例として

雇権の濫用についての規定が適用されるという最高裁の判例がございます。また、十二月十日の予算委員会において麻生総理も、内定取消しというものは、最高裁の判例から見ましても、これはかなり問題があるのではないかと御答弁されていらっしゃいます。ですから、今回提出された雇用関連四法案の中でも、内定取消し規制法案についてはとりわけ与野党間のハードルが低いものだと認識しております。この度、民主党が同じタイミングで同じ趣旨の法案を用意されていたので、国民新党も賛同し、共同提出したという経緯でございます。

○森ゆうこ君 誠に明快な御答弁ありがとうございました。

一般に知られていないからこそこの内定取消しがこれだけ社会問題化しているのだと、改めて申し上げたいと思います。

統きましたして、とりわけこの採用内定取消し法案につきましては、統一会派を組んでおります国民新党の思い入れが大変強いと伺つておりますが、緊急雇用対策関連四法案成立への思いも含め、鈴木英紀子議員にお答えをお願いしたいと思いまます。

○委員以外の議員(鈴木英紀子君) お答えいたしました。

そこで、採用内定についてですが、採用内定と内定取消し規制法案につきましては、国民新党も独自に法案化の準備を進めておりました。この内定取消し規制のルールは最高裁判例として

してもお願いしたいと思います。

○森ゆうこ君 大変ありがとうございました。

次に、非正規労働者も雇用調整助成金の対象とする派遣労働者等解雇防止緊急措置法案について、政府との違いは何か、御説明をいただきたいと思います。

○津田弥太郎君 森委員にお答えを申し上げます。

本法案は、事業主に対して助成されます雇用調整助成金の要件の緩和や支給日数の延長を実施し、現在対象となっていない非正規労働者についても助成対象とすることで横行する契約期間中の解雇や派遣切りをできる限り防止しようという六か月限定の緊急措置であります。現行制度では雇用保険の加入者のみが助成対象となっていますが、本法案では二ヶ月以上の勤務をしていることを要件とするため、雇用保険に加入していないことの多い非正規労働者の休業等も対象になるわけになります。

政府においても、去る十二月九日に示しました新たな雇用対策の中で非正規労働者も雇用調整助成金の対象とすることが明記をされています。これについては省令改正で行うものと承知をしていましたが、現在そのような省令改正は行われるわけですが、現在そのような省令改正は行われば、現行要件も省令で定められておりません。政府として一日も早く省令改正を行つていただきたいというふうに思っています。

ただし、省令改正によって可能ということと省令改正で行うことが望ましいことは別問題であります。枝葉の事項について省令や通達レベルで見直しが図られることは理解はできますしかし、今お尋ねのように、重要な事項については、法律により政府に明確に義務付けることによつて、そもそも非正規雇用労働者に対する企業は安易に中途解約や雇い止めを行うことなく、教育訓練、出向、休業などの手立てを尽くして雇用を維持すべきであるということを国権の最

高機関の強い意思として示すことができるのです

ります。これは、アナウンス効果や社会に対するメソセージ性において省令改正とは雲泥の差があるものと理解をしているところであります。法律が有しているこの重要な役割を、立法府の一員である委員各位におかれましては是非強く認識をしていただきたい、そのように考えております。

政府・与党は私どもと同じ事業を実施すると表

明されているようですが、二次補正で実施するのか来年度予算で対応するのか、はたまた今年度の予備費を使うのか、全く明らかにはされておりません。私どものこの法案の事業と同じことを実施するとおっしゃるなら、是非この法案に御賛同いただきますことを心より願つておる次第でございます。

○森ゆうこ君 力強い御答弁をありがとうございました。

有期労働契約遵守法案について伺います。

我が国においては、現在、多様な働き方を国民が求めていると言われております。この法案の成立によってかえって雇用が収縮してしまうという批判がありますが、そのような懸念はないですか。

○委員以外の議員(松野信夫君) 結論から申し上げれば、私どものこの有期労働契約遵守法案では、そうした雇用が収縮しないようそういう仕組みをしっかりと取り入れて今回提出させていた

だいたいわけであります。

私は、まず雇用に関する哲学として、雇用

はやつぱり長期的に安定した契約期間の定めのない雇用契約これが原則である。こういう哲学をしっかりと打ち立てることが大事だということでございます。例外として認められる有期雇用契約についてしっかりととしたルールを定めておくことがあります。

以上です。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

先ほどから、やつてはいるやつてはいるとか、できるで

きるというやじが飛んでいたんですけども、先ほど申し上げましたように、二〇〇三年の派遣法の改正のときのことを思い出します。我々が、セーフティーネットはちゃんと機能するのか、しっかりとセーフティーネットを張るのかとい

う質問に対して、しっかりとあります、しっかりとありますと政府は答弁していたわけでございます。

が、現実は今のような状況であるということです。

が、本当に寒空にほうり出された、何の罪もない、

この有期労働契約の締結事由を限定すると雇用が收縮してしまうのではないか、こういう御指摘

も聞かないわけではありませんが、しかし、そ

ういう考え方というものは、この有期雇用契

約を雇用調整の手段だとかあるいは人件費削減の手段として利用する、これを前提とした議論では

ないか。私たちは、こういうような議論、こうし

た前提そのものが間違っている、このように考

るわけでございます。私たちは、有期労働契約を

このような人件費削減の手段として利用すること

はむしろ弊害が大きい、こういうような立場に立つているわけでございます。労働者の保護、こ

れをしっかりと図ることで安定した労使関係も生

まれる、このように考えているわけでございま

す。

残念ながら、最近では不当な派遣切りとか不当な解雇が続いているのは本当に残念な思いがして

おるわけですが、これもやっぱりこうしたきちんととした有期労働契約の契約締結の事由あるいは更新、雇い止めの制限、こうしたもののがきっちりと定められていない、ここにやはり問題の本質があ

る、このように考えているわけでございます。

私どもは、有期雇用契約については、使用者の都合だけではなくて、労働者がこれを望んでいる場合も少なからずある、これは承知をしておりま

す。ですから、私どもの法案の第十六条の二、この第六号においては、労働者がその都合により当該有期労働契約の期間満了後に退職することが明らかな場合等相当な理由に基づいて、労働者が期間の定めをすることを求めた場合を、こういう場合を挙げてはいるわけで、一定の労働者の二つづにもしつかりとこたえられるように、また一定の縛りを掛ける、こうした仕組みを取つてはいるわけでございます。

以上です。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

先ほどから、やつてはいるやつてはいるとか、できるで

きるというやじが飛んでいたんですけども、先ほど申し上げましたように、二〇〇三年の派遣法の改正のときのことを思い出します。我々が、セーフティーネットはちゃんと機能するのか、しっかりとセーフティーネットを張るのかとい

う質問に対して、しっかりとあります、しっかりとありますと政府は答弁していたわけでございます。

が、現実は今のような状況であるということです。

が、本当に寒空にほうり出された、何の罪もない、

るのか、お答えをいただきたいと思います。

○小林正夫君 質問にお答えいたします。

解雇防止緊急措置法案に係る雇用調整助成金について、三百億円を見込んでおります。これ

は、平均月額賃金約二十万円と見込み、休業手当

が六〇%，そのうち中小企業には五分の四助成す

るということ、さらには期間を六か月、対象者は

およそ五万人出るんではないか、このような見

込みからこの雇用調整助成金については三百億円を見込んでございます。

次に、雇用保険改正法案に伴い必要となる経費ですけれども、年度平均で約三千百億円の見込みでございます。その内訳は、まず住宅からの退去をしつかりと図ることで安定した労使関係も生まれる、このように考えているわけでございま

す。

なお、期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約改正法案及び内定取消しの規制等のための労働契約改正法案については、新たな経費は発生をいたしません。

以上です。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

先ほどから、やつてはいるやつてはいるとか、できるで

きるというやじが飛んでいたんですけども、先ほど申し上げましたように、二〇〇三年の派遣法の改正のときのことを思い出します。我々が、セーフティーネットはちゃんと機能するのか、しっかりとセーフティーネットを張るのかとい

う質問に対して、しっかりとあります、しっかりとありますと政府は答弁していたわけでございます。

が、現実は今のような状況であるということです。

が、本当に寒空にほうり出された、何の罪もない、

まじめに働きたいと思っている人々を救うために一刻も早いこの法案の成立が必要であると申し上げて、私の質問を終わらたいと思います。

○坂本由紀子君 自由民主党 坂本由紀子でございます。

厳しい経済情勢の中で雇用の問題は大変大事でございますので、自由民主党並びに与党においてもこの問題に真摯に取り組むことに異存はございませんので、そういう意味で雇用の問題を多くの国会議員が真剣に議論をするということは大事なことだらうと思います。

しかし、ということで委員長にお伺いしたいのですが、この今回の法案については、会期末も近い今週の月曜日に突然出されました。そして、満足な説明すらなされていないのであります。そして、民主党以外はこれについて慎重に審議をすべきだということを求めておられるという新聞報道もございます。そして、法案の数が多くて、しかもその内容は問題のあるものが多々ございます。そして、先ほど有期雇用の問題もございましたが、経済社会に大きな影響を与えるものもございます。こういうものについてはしっかりと議論を深める必要があるのでございますが、昨日、委員長が職権でこの四つの法案について本日採決をするということまで決められたということについては大変問題ではないかと思います。共産党の小池議員も民主党のやり方は党利党略そのものだ、そして社民党の福島覚首も話を一挙に壊して職権で採決を決めたのは理解できないと発言されたと報道されておるところでございます。

委員長は公平な委員会運営を行おう立場にあると思います。そして、委員会は審議を尽くす場でございます。審議が全く行われない段階で各党の反対を押し切つて委員長が職権で採決を決めたことは極めて遺憾なことでございます。委員長はなぜそのようなことをなさつたのでしょうか、お伺いしたいと存じます。

○委員長(岩本司君) お許しいただければ、御発

言をさせていただきます。

この法案、提出されたわけでございますけれども、その法案の説明は、各党の方に説明をもうさせてもらつて、これは大変だから急がなければならぬとござりますので、これは、内閣総理大臣、麻生総理もスピードと、雇用と急におつしやつて、これは大変だから急がなければならぬとおつしやつていらつしやるのは我が国日本の総理大臣でございます。

緊急性を要するという判断で、このように本日、与党さんも御参加されておりますけれども、委員会を開かせていただきたわけでございます。

以上でございます。

○坂本由紀子君 委員会の審議をするということとその審議が十分に深められて採決に至るということは、これは別でございます。四つの法案がございまして、それぞれについてその緊急性の度合いも違つておる中でそのような結論に至つたと

いうのは少しおかしいのではないかと思ひます。

委員長は本年六月にも同じように、高齢者医療法案についてございました。我が党の衛藤理事があら、その問題につきましては、党利党略を優先し

た委員会運営ではなくて、自らの良心と正当な判断に従つて議会制民主主義の議論のルールを、民

主主義の土俵を維持することに全精力を傾けなけ

ればならないのだと発言をいたしております。

どうぞ、委員長には、一党一派に偏らず、公平

公正な委員会運営に努めていただきますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

ところで、民主党はこれまで、会期末が近くなりますと、政府から提出されている法案等につい

て採決の見通しが立たないというような理由で法案の審議に入ることすら拒否をされてきました。

それにもかかわらず、今回の法案は会期末に急速に提出をしたというものです。そして、公

党間で全く説明がなされない間に議院運営委員会で強行採決という形で委員会への付託が決定され

た。これは極めて遺憾なことでございます。これが内定取消し規制法案と期間の定めのある労働契約の規制等の法案は、これは労働契約の法案を改

無視したもので、踏みにじるものでござります。

民主党は、これまで趣旨説明の日の審議には応じないということでおこなくなっています。今後

まで強引に進められようとしております。今後は、内閣提出の法案等について今回と同じように

趣旨説明の当日にも審議拒否をなさらない、審議拒否を言う資格はないものと思われます。

そして、この大事な法案ということであれば、参議院で強引に法案の審議、採決を進めて、衆

議院でこの法案が可決されなければ法律としては成立しないわけであります。成立させたいと本気で考えるのであれば、法律のそれぞれの中身について与野党間で十分に議論をし、一致点を見出し、そして採決をすることが行われてしまふべきではないでしょうか。法案は成立してこそございまして、それぞれについてその緊急性の度合いも違つておる中でそのような結論に至つたと

いうのは少しおかしいのではないかと思ひます。

委員長は本年六月にも同じように、高齢者医療法案についてございました。我が党の衛藤理事がお願いをしておるところでございます。それに対し、そして採決をすることが行われてしまふべきではないでしょうか。法案は成立してこそお願いをしておるところでございます。それに対して、法案成立の見込みがないのにと云うのは非常に失礼な発言だというふうに私は思つております。

○委員長(岩本司君) 答弁をお続けください。

(発言する者あり) 御静粛に願います。

○委員以外の議員(福山哲郎君) いいですか、我々は法案成立を目指して提出をして、今審議を

お願いをしておるところでござります。それに対して、法案成立の見込みがないのにと云うのは非常に失礼な発言だというふうに私は思つております。

○委員長(岩本司君) お許しいただければ、御発

言をさせていただきます。

参議院で与野党の先生にも御賛同をいただいて衆議院に送れば、可能性としては……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 御静粛に願います。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 可能性としては、内閣総理大臣、内閣提出の法案等について今回と同じように

趣旨説明の当日にも審議拒否をなさらない、審議拒否を言う資格はないものと思われます。

そして、この大事な法案ということであれば、

参議院で強引に法案の審議、採決を進めて、衆

議院でこの法案が可決されなければ法律としては成立しないわけであります。成立させたいと本気で考えるのであれば、法律のそれぞれの中身について与野党間で十分に議論をし、一致点を見出し、そして採決をすることが行われてしまふべきではないでしょうか。法案は成立してこそお願いをしておるところでござります。それに対して、法案成立の見込みがないのにと云うのは非常に失礼な発言だというふうに私は思つております。

○委員長(岩本司君) 答弁をお続けください。

(発言する者あり) 御静粛に願います。

○委員以外の議員(福山哲郎君) いいですか、我々は法案成立を目指して提出をして、今審議を

お願いをしておるところでござります。それに対して、法案成立の見込みがないのにと云うのは非常に失礼な発言だというふうに私は思つております。

正するというものです。

昨年の秋に労働契約法はこの国会で成立をいたしました。当時、私たちも民主党の労働契約法案というものを作成し、国会に出しました。結果としては、内閣から出された閣法を一部修正をしてこの契約法が成立した、こういう経過がございました。

したがつて、私たちはこの場に及んでこの法案を気付いたわけではなくて、去年の契約法を作るときから私たちはいろんな立場の方にお話を聞いてまいりました。労働法や経済法を専門とする学識経験者の方、それと労使関係の方たちの意見を公式、非公式にもお伺いし、参考にしてこの法案を作成してきた。また、今回この法案が昨年の秋に成立した中身に入っていない部分ですから、改めてこの二法案について労働契約法の中に入れるべきだと、こういう思いで今回法律を提出したところでございます。

そして、社会民主党及び国民新党の皆様には、こうした経過を経て作成した労働契約法案について賛同をいただき、今回の法案提出に当たり共同提案者として名を連ねていただいたものと理解しております。

なお、民主党は、この十二月の十二日の日に日本経団連に赴き、党の緊急雇用対策本部長の菅直人本部長が緊急雇用対策の取組について要請いたしました。その要請は、内定の取消しの防止、二つ目に労働契約を途中解除しないこと、そして三つ目には雇用契約を終了する場合は住宅、寮から撤去するまでの間猶予期間を設けてほしいと、こういうことを日本経団連の方に要請をいたしました。その結果、一定の御理解は得られたと、このよう民主党として判断していることを申し付けます。

以上です。

○坂本由紀子君 ILOの八十八号条約というのがあります。職業安定組織の構成に関する条約といふもので、日本は一九五三年に批准をいたしてあります。この中で、職業安定業務に関する政策

の立案に当たっては労使代表者の意見を聴くといふことが規定されております。国会が法律を制定するに当たっても、このような職業安定に係る参

務についてかかわるものである場合には、このILO条約の精神に照らして、労使代表者の意見を聴く必要があるものと考えます。

したがいまして、今回のこの法案については、労使にとってどのようなものとしたらえられるか、そしてその影響はどうかということについて、参

考人としてこちらにおいていただいてしっかりと意見を伺う必要があるというふうに考えるものでございます。

なお、先ほどの福山委員は、私が質問していることについてお答えされました。この委員会は私が質疑者でございますので、質問したことについてだけお答えをいただきたいというふうに思っています。

ところで、この法案については、現下の労働、厚生労働省の担当局長に伺います。労働契約法の十六条というのがございますが、これは内定取消しには使えない規定なんでしょうか。この点について、政府の見解、取組を伺います。

なお、民主党は、この十二月の十二日の日に日本経団連に赴き、党の緊急雇用対策本部長の菅直人本部長が緊急雇用対策の取組について要請いたしました。その要請は、内定の取消しの防止、二つ目に労働契約を途中解除しないこと、そして三つ目には雇用契約を終了する場合は住宅、寮から撤去するまでの間猶予期間を設けてほしいと、こういうことを日本経団連の方に要請をいたしました。その結果、一定の御理解は得られたと、このよう民主党として判断していることを申し付けます。

以上です。

○坂本由紀子君 ILOの八十八号条約というの規定によりまして適用されまして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められました。その結果、一定の御理解は得られたと、このよう民主党として判断していることを申し付けます。

この規定によりまして適用されまして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められました。その結果、一定の御理解は得られたと、このよう民主党として判断していることを申し付けます。

以上です。

○坂本由紀子君 ILOの八十八号条約というの規定によりまして適用されまして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められました。その結果、一定の御理解は得られたと、このよう民主党として判断していることを申し付けます。

以上です。

何ら触れられておらないんでございますが、この点はしっかりと取り組まなくてはいけないことなんあります。政府は、この内定者についても雇用調整助成金の対象とする方向で作業をしてくれていると思ってますが、具体的にどのようになっていて、そしてその時期がどうなっているかを教えてください。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。

新規学卒者の内定取消しを防止するために、雇用調整助成金につきまして、雇用保険の被保険者期間が六ヶ月未満の方も対象とすることによりまして、新規学卒者の採用直後から、例えば休業とか教育訓練を行った場合にもそういうことができるようにしていきたいと考えているところでございます。

この対象労働者の拡大につきましては、年内にも省令を改正し、十二月九日からさかのぼって適用することとしているところでございます。

○坂本由紀子君 つまり、年内には省令改正がきつちり表に出て、十二月九日から適用されるとスピーーディーにこの問題について取り組んでもらうということになっているのであります。

そして、仮に内定を取り消された学生がいた場合には、その学生の就職支援、その学生がしっかりと就職できるよう支援をしてあげることが大事でございます。この点については、現在、フリーランスの正社員化の支援策である若年者等正規雇用化特例奨励金がございますが、この対象に加えていた考え方と矛盾しているのではないかと

つまり、労働契約というのは、一方当事者の意願で成立したり変更されたりするということではなくして、あくまで労使の合意が原則でございます。その原則からすると、今回提案されている法律は、使用者が内定通知を出せば、労働者の承諾等にかかわりなく、一方的に労働契約の推定がなされてしまうという問題がございます。そういう意味では、これまでこの労働契約法等の審議で出されていました考え方と矛盾しているのではないかと

いうふうに思うのでございます。更に加えて、この推定も、施行については公布後三ヶ月以内で政令で定める日から施行するということになつて

います。

○坂本由紀子君 つまり、現在の法律の中でも内定取消しについてははっきり規制ができるということなんです。そして、内定者については、そ

ういう法律の規制に加えて、内定者の雇用維持がなされるようにしてかりと政府がサポートをすることが大事なことではないかと思います。そういう意味では、この法律では、民主党が出された法律にはこう大事な内定者の雇用維持については

いては百万円、大企業は五十万円を支給することとしておりまして、必要な予算について盛り込んであります。

政府は、この内定者についても雇用保険法施行規則の改正の準備を行つてあるところでございまして、早急な対応を図つてまいりたいと考えているところでござ

ります。

○坂本由紀子君 そのような手厚い措置によつて将来ある学生に対してもしっかりとサポートを受けてもらいたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。

は、この法律については、使用者が内定通知を出せば労働契約が成立したものと推定をされております。これは、労使合意、労働契約に関する労使合意という大原則に反するものではないかというふうに思います。この労働契約法を昨年審議したとき、小林正大議員も質疑者としてお立ちになつていらつしやいますが、そのときにも労使合意の原則というのを御発言しておられます。そして、政府から出された目的的規定もそういう考え方になります。

ついで、労働契約というものは、一方当事者の意願で成立したり変更されたりするということではなくして、あくまで労使の合意が原則でございます。その原則からすると、今回提案されている法律は、使用者が内定通知を出せば、労働者の承諾等にかかわりなく、一方的に労働契約の推定がなされてしまうという問題がございます。そういう意味では、これまでこの労働契約法等の審議で出されていました考え方と矛盾しているのではないかと

いうふうに思うのでございます。更に加えて、この推定も、施行については公布後三ヶ月以内で政令で定める日から施行するということになつて

います。

○坂本由紀子君 つまり、現在の法律の中でも内定取消しについてははっきり規制ができるとい

うことなんです。そして、内定者については、そ

ういう法律の規制に加えて、内定者の雇用維持がな

れるようにしてかりと政府がサポートをするこ

とが大事なことではないかと思います。そういう意味では、この法律では、民主党が出された法律にはこう大事な内定者の雇用維持については

いるのでしようか。

○政府参考人(太田俊明君) 内定を取り消されま

したがつて、このことは現下の採用内定取消しをめぐる問題には何ら対応できない、既に提出されている採用内定には適用されない、この部分はさ

れないというものもあるのでございます。

そして、採用内定を労働契約の成立が推定され

るということになりますと、これは必ずしも学生にとつてプラスに働くばかりではないと思うでございます。一つは、企業が内定を回避することもあり得るのではないか。つまり、内々定で止めてしまつて、学生にとつては内定が欲しいのにも見えないということに万が一にもなりはしないかというふうに思うのでございます。こういう点について、社会の実態をしつかりと把握した上で結論を出さなくてはいけないのではないかというふうに思います。

企業の採用手続というのは、これは大変大きな問題でございます。労使の意見を十分に聴かないで、それらの問題について、しかも十分な審議もなさずに拙速にこの法案の成立を図るということは大きな問題ではないかということを申し上げております。

したがいまして、この法律は、言われているような内定取消し対策の緊急の用に立つものではなく、むしろ、今政府が進めている内定者についても、来年の採用の時期からしつかり雇調金の対象とすることによって企業に雇用を維持してもらおうという方がはるかに有効な政策なんだということを申し上げたいと思います。

次に、派遣労働者等の解雇の防止と称する法案についてお伺いをいたします。

○委員長(岩本司君) 坂本君、福山哲郎君から答弁を求められておりますけれども、いかがしますか。

○坂本由紀子君 特に質問をしておりません。要りません。

○委員長(岩本司君) 聞いているんです。お伺いしています。よろしいですか。

○坂本由紀子君 要りません。

○委員長(岩本司君) はい。じゃ、どうぞ。質問をお続けください。

○坂本由紀子君 派遣労働者等の解雇の防止と称する法案について伺います。この法律は、実は、タイトルとは違いまして、具体的な中身は、単に雇用調整助成金の対象を拡

大しよう、先ほど津田委員からお話をありましたが、拡大しようということを書いてあるだけのものでございまして、解雇を防止するために新たに施策が示されているというものではないでござります。そして、雇用調整助成金の対象者も、先ほどお話があつたように、政府がやろうとしていることに比べると狭い範囲のものなんです。

つまり、二か月というその下限がありますので、採用内定者のように、まだ雇用に、雇用の現場に入つていない方たちは、この方たちは対象になれないんですね。そういう意味で非常に不十分な対策だということが言えます。

しかも、加えて、法律で必要な期間は六か月ということに限定をしているんです。先ほど政府に期間までは聞かなかつたんですが、政府は、雇調金の対象者の拡大の期間を六か月というようことで、明確に期間を限定しようとしているのでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) この雇用調整助成金の拡充案の政府案におきましては、例えば支給限度日数を引き上げまして、三年間連続して、最大三百日間にわたり助成金を活用できるようになります。したがつて、特例措置の実施期間としましては、六か月という限定ではなく、少なくとも三年間は実施することを予定しているところでございまして、必要な期間につきましては実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

○坂本由紀子君 いろいろ広報、政府は十分に広報をきましては実施をしてまいりたいと考えているところです。

○委員長(岩本司君) やつてはかなりきめ細かい。今の施策も、いつからかと言えば、先ほど局長は十二月九日からやりますと言つたんです。そして、三年間にわたり、少なくとも三年間はしつかりとやるといふことでありますから、そういう意味では、六か月で法律で打ち切るということが明確に書いてある今回の民主党外三党が出されている法案は非常に不十分なものだと思います。法律で六か月というふうに期間を限定してあれば、六か月が過ぎ

たときにそれを延ばすために法律を改正しなくてはいけない。国会が非常に今は政局絡みで審議が混乱するようなことも間々あります。そのような状況がある中で果たして必要な対策が機動的に取られると言えるでしょうか。

ですから、私たちは、政府を一方的に攻撃するのではなく、むしろ雇用者のために手厚い施策を迅速にやることを政府に働きかけることが大事であつて、そしてそれをやることを奨励することが大事であつて、それよりもむしろ低い内容を法律で出してやることが、この派遣労働者を始めとする、あるいは内定が取り消されかねないというよ

うな厳しい経済状況にある企業の中にあって大変苦境にある、そういう働く人たちを救うことになるのだということを私たちは肝に銘じなければならぬのではないかと思います。

次に、派遣労働者については、派遣労働者のために必要なことは、例えば派遣元が直接派遣労働者を採用するということによつて安定した雇用が図られるということがあるのでございまして、これから提出された法案にはこういうことは特に規定されておらないんですが、こういうことについて政府としてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 派遣労働者を派遣先が雇い入れた場合の助成措置の創設でございますけれども、派遣労働者の雇用を確保する、あるいは維持するということでございまして、派遣労働者が例えは現在受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合には、派遣先事業主に対しまして労働者一人当たり百万円、有期雇用で雇用する場合には五十万円、大企業につきましてはその半分ということを支給いたしまして、派遣労働者の直接雇用を強力に推進してまいりたいと考えているところです。

○坂本由紀子君 局長、それについては、二次補正や来年度予算、あるいは省令改正等の時期についてお聞きをいたします。

○委員長(岩本司君) 今お話をございましたでいただいていると思いますが、いつからこれに取り組んでいただいているか、お話しただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今お話をございましたで、今週月曜日、十二月十五日から雇用促進住宅への入居相談、あつせん、そして住宅、生活支援の資金貸付けの相談を全国の主なハローワーク百八十七か所において実施しているところでござい

ます。あわせて、社員寮等への入居継続を可能といたしまして、解雇を防止するために新たな措置につきましては、二次補正予算に盛り込むこととを予定しております。予算が成立次第、早期に実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

○坂本由紀子君 今週にも二次補正について政府案が示されます。来年の一月五日に召集される通常国会にはこの二次補正が提案されますので、民主党始め各党はこの対策がスムーズに実行できるように速やかに御審議いただきたいと願っております。

次に、三つ目の法案、派遣労働者等の就労支援のための住まいと生活の支援と称する法案がござります。公布一か月後に施行されるということでございます。条文を拝見しますと、法案には具体的に何をやるということは書いていないんです。単に職業紹介、職業指導、あるいは公営住宅入居への特別の配慮ですか生活上の支援といいます。公布一か月後に施行されるということでございます。条文を拝見しますと、法案には具体的に何をやるということは書いてないんです。それに速やかに御審議いただきたいと思います。

するよう事業主に要請するとともに、後日これに対する助成措置も講じたいということでございます。

今、十五日から始めましたので三日間の実績でございますけれども、十二月十七日までの住宅確保における相談件数は全国で三千九百三十件でござります。雇用促進住宅への入居決定件数は三百八十二件でございます。

○坂本由紀子君 法案の中には具体的に住宅に入居するという手だけが書いていない。ただ単に、さつき申し上げましたように、公営住宅に入居するについて特別の配慮をするということになつております。そうしますと、例えばこれが都府県あるいは市町村に下りて実際やつてもらうということになつたらかなり時間が掛かるということになります。そういう意味では、十二月十五日から既に入居も開始され、貸付けの相談にも乗つてゐるということは、そういう意味では私は対象者の方には安心していた。だいていいのではないか、決して不足することがないように手厚いことをしっかりとやつていかなくてはならないというふうに思つます。

そして、事業主、解雇した労働者にも自分の住宅を無料で貸すというような、そういうことに取り組んでいる事業主に対してもしっかりと助成措置を講ずるということは大変大事でございますので、政府が進めている施策についてスムーズな審議を同様に、先ほどの問題と同じように各党にお願いをしてみたいと思います。

ところで、新聞に、雇用保険の適用拡大について審議をしていることだと思います。既に、労使を含めて、ILO条約の精神にのつて、労使の入った審議会の場において雇用保険の適用範囲の拡大が具体的に審議のまないたのについて審議をしていることだと思います。一刻も早く結論を出して、そしてその結論に

基づいて通常国会に法案が出され、これをスムーズに審議をするということが大事ではないかとうふうに思います。

この雇用保険の適用拡大についてでございますが、先ほど提案者から説明されたものについて、この適用拡大が述べられておりました。適用拡大をするについてでございますが、この適用範囲を雇用見込みにかかわらずこれを一律に適用するということになつております。そうすると、雇用見込みにかかわらずに適用して、しかしながら基本手当の受給資格要件は六か月ということになつておりますので、例えば三か月だけ働くようなパートやアルバイトの方がいたとする、そういう方は、提案者はこの点についてどういう整理をされてしまうことになります。

私は、法案としてはこういう問題点はそのまま放置していいのだろうかと思うのですが、これは、提案者はこの点についてどういう整理をされてしまうんでしょうか。

○委員長(岩本司君) どなたですか。どなたですか。坂本由紀子君。

恐らく気が付いていらっしゃらなかつたのかなとも思うのですが、これは、そういう問題があると同時に、裏を返すと、裏を返すと、これはまた逆の問題もあるんでございます。この被保険者期間が一律六か月に改定をされたり、解雇、倒産は既に六か月になつております。解雇、倒産は既に六か月になつております。解雇、倒産は既に六か月になつております。解雇、倒産は既に六か月になつております。

そして、事業主、解雇した労働者にも自分の社

方をするというのは、本来のこの失業手当の理念に反するものでございます。やむを得ず、やむを得ず失業する方について失業中の生活保障をするということからすると、思つてもみない失業に遭つた解雇だとか倒産だとか雇い止めだとか、こういう方にについては六か月という短い期間であつてもしっかりと手当をお払いしようと。でも、自己都合というのは自ら備えていろいろなことができるわけでございますので、そういう意味で

は、短期で失業給付をもらえるような制度を可能とするというようなものになるのは、私は、この法律の改正案というのはかえつておかしいことになるのではないかというふうに思います。

加えて、特定受給資格者、先ほど説明がありました。年齢制限があつて、三十五歳以上ということになつてゐるんでしょうか。

それよりも、政府は、この特定受給資格者についての所定給付日数の引上げはむしろ年齢などを考慮してやることになつております。そして、六十日延長をするという対応を示しておりますので、政策としてはむしろそちらの方が優れております。こういう人たちが対象から外されないのでしょうか。

それで、政府は、この特定受給資格者についての所定給付日数の引上げはむしろ年齢などを考慮してやることになつております。そして、六十日延長をするという対応を示しておりますので、政策としてはむしろそちらの方が優れております。解雇、倒産は既に六か月になつております。解雇、倒産は既に六か月になつております。解雇、倒産は既に六か月になつております。

まして、政府も雇い止めについては六か月に緩和をするということにいたしております。この今回提出されている法案の特徴は、これは自己都合であります。解雇、倒産は既に六か月になつております。解雇、倒産は既に六か月になつております。

○委員長(岩本司君) 前もつてお願いします。

○坂本由紀子君 はい。

それでは、質問させていただきます。

有期雇用契約に関する法案が出されております。有期雇用契約、提案者は有期雇用契約の遵守法案と言つておりますが、これは実は有期雇用契約の禁止法案、内容は有期雇用契約禁止法案とでございまして、三十五歳未満を対象外にしているのはなぜかということを質問通告してあります。この法律がございまして、三十五歳未満を対象外にしている必要な人たちに必要なものが届くということです。この法律がございまして、三十五歳未満を対象外にしているのはなぜかということを質問通告してあります。この法律がございまして、三十五歳未満を対象外にしている必要な人たちに必要なものが届くこと

問題で、保険としては問題でありますし、今回の緊急的な雇用対策の内容からは外れるのではないかというふうにも思います。

このような問題がこの提案されている法案の中にはございまして、しかもこれは条文の数もたくさんございます。まだそのほかにも指摘したいところがあるんでございますが、時間が余りありませんので、取りあえず今日は以上のようないきなりお話を終わらせておきたいと思います。是非そぞれますが、こういう問題をどう取り扱うかとお話を聞いていくことが私は対象の方々に対する大切な対策ではないかと思います。是非そぞれですが、こういう問題をどう取り扱うかとお話を聞いていくことになります。

○委員長(岩本司君) 坂本君、福山君が答弁を求めています。よろしくです。

○坂本由紀子君 質問のときはちゃんと申し上げます。

演説と質問の区別が付いていないようでございますので、明確にお願いします。

○委員長(岩本司君) 坂本君、福山君が答弁を求めています。

お願いをする次第でございます。

○委員長(岩本司君) 坂本君、福山君が答弁を求めています。

お願いをする次第でございます。

○委員長(岩本司君) 前もつてお願いします。

○坂本由紀子君 はい。

それでは、質問させていただきます。

○委員長(岩本司君) 前もつてお願いします。

○坂本由紀子君 はい。

それでは、質問させていただきます。

有期雇用契約に関する法案が出されております。有期雇用契約、提案者は有期雇用契約の遵守法案と言つておりますが、これは実は有期雇用契約の禁止法案、内容は有期雇用契約禁止法案とでございまして、三十五歳未満を対象外にしているのはなぜかということを質問通告してあります。この法律がございまして、三十五歳未満を対象外にしている必要な人たちに必要なものが届くこと

が、こういう問題があるということも、この法案の内容としては、やはり各議員の皆さんには御承知いただきたいと思います。

それから、先ほど提案者から説明がありましたが、特例一時金の引上げがありました。特例一時金というのは、元々離職が予定されている季節的労働者などに対する給付なんだと思います。これを引き上げるということは、これは同じように定期的な受給を繰り返すことにもなりかねないという

て、この法案が企業経営に与える影響をどのように認識しておられるのか、この問題について、

松野委員ですか、松野委員に御質問いたします。

○委員以外の議員(松野信夫君) この有期雇用契約の問題につきましては、先ほど森委員の方からも御質問があり、そのときにお答えをさせていた

だいたわけありますが、決して、雇用が収縮し

てしまふ、そういうようなことのないような仕組みを我々はしっかりとつくらせていただきおる

わけでございます。そのときにも申し上げました

ように、まずは働き方に対する労働哲学、これを

しっかりと確保しなければならない、これが我々

のスタートでありまして、この上に立つて良好な

労使関係を構築することが企業にとってもプラス

になるし、働く労働者にとっても安心して働け

る、そういうような仕組みを我々は提出させてい

ただいたわけであります。

先ほども申し上げたように、まずは哲学。我々

は、雇用というものは長期的に安定した契約期間

の定めのない雇用契約、これが大原則でなければ

ならない。労働者は単なる部品ではありません。

生身の人間です。しっかりと安心した雇用関係を

構築する、その上に立つて、確かにいろいろな

ニーズがあるかと思います。企業の側のニーズ

も、また労働者の側のニーズもあると思

います。ですから、そういうようなニーズには

しっかりとこたえる、こういう思いで法案の十六

条の二第一項を御覧いただければ、一号から八

号、一号から八号それぞれにおいて期間三年で

あつたり五年であつたりそういう上限を設けて、

一方では労働者の保護を、労働条件の改善を図り

つつ一定のニーズにもしっかりとこたえる、こうい

うこととござります。

今、派遣とかいろいろ問題が出ていていますが、恐

らくそうした問題については一号の臨時的又は一

時的な業務というようなことで十分対応できる、

また専門的な問題については第四号、専門的な知

識、技術、経験、これを生かすということと十分

に私どもは対応できる、このように考えておりま

す。

以上です。

○坂本由紀子君 今の御答弁、ちょっとよく理解できなかつたんですが、派遣労働者、派遣労働と

いう形態はこの一号ですべて読むということなん

でしようか。

○委員以外の議員(松野信夫君) 委員も御存じの

ように、派遣労働というのは、例えば登録型です

と派遣元の事業者との間で登録をしておいて、具

体的にどこかの企業、派遣先の企業が認められ

ばその間派遣される、こういう仕組みになつてい

るわけですね。ですから、派遣労働者と派遣元事

業者との間は当然これは労働契約、労働契約が締

結されるわけでありまして、この締結される労働

契約ですから、今回の有期労働契約に係る規定も

当然適用を受けるということになります。

ですから、一時的、臨時的な仕事で派遣される

ということであれば当然一号に該当しますし、ま

た、専門的、技術的、そういうような分野に派遣

されるということであれば当然四号が適用される

ということです、何も全部が全部一号だということ

ではございません。

○坂本由紀子君 そうすると、これは業務の種類

を言つているわけですから、臨時的又は一時的な

業務というのは、そのときだけある業務ですよ

ね。ですから、どこかの工場が製造ラインに派遣

労働者を三ヶ月だけ欲しいと言つた場合に、これ

はその臨時の又は一時的な業務に使用するという

ことになるんですか。

○委員以外の議員(松野信夫君) それはいろんな

ケースがありますかと思いますが、その職

種、態様が一時的あるいは臨時的だというふうに

判断されるのであれば当然一号で該当するから、

これは上限が三年だと、上限三年ですから、一年

の場合は上限が三年だと、上限三年ですから、

これは、直接に安定した雇用を確保するには、直接そ

して期間の定めのない契約、これが本筋だとい

ことを繰り返し申し上げさせていただきたいと思

います。

○坂本由紀子君 私たち日本は、自由主義経済の下で運用されている国であります。計画経済を取

る社会主義国であるならざ知らず、自由主義国

においては、景気変動であるとかあるいは産業構

造の転換というのが避けられないものとしてある

わけです。そのような経済社会の発展を、この有

期労働契約をここまで厳しく縛るということは、

かなり損なうものになると言わざるを得ないので

はないかと思います。

先ほど提案者から、そうならないような仕組み

があるとおっしゃるんですけども、どの条文

読んでもそのような例外規定はないのであつて、

つまり有期労働契約、有期事業等に限定してしか

有期労働契約は認めないとというものになつておる

んです。そのようなものが提案されるということ

は、私は、民主党政権を前提にしてい

らつしやるかと思っていたんですけど、計画経済の

社会主義の方がいいと思つていらつしやるのか

と、思わず首をかしげてしまうのでござります。

日本では、御承知のように、解雇が厳しく制限

をされておりますので、そういう意味では、入口

も出口も厳しく縛るというようなことになります

て、経済社会の根幹を揺るがすことになるこの法

案について労使を始めとする関係者から十分な意

見聴取をしなければ、日本の社会がどんでもない

ことになつてしまふのではないでしようか。です

から、こういうことをしっかりと議論をする、社会

によってどうなるかということをしっかりと議論し

なくてはいけないと思います。

この法律は、有期労働で働いている方たちに、

次に契約更新があつたときからこの法律適用され

ることになりますので、そういう意味では、私た

ち社会に多数いる有期労働契約の方たちは、次回

の契約更新のときは、事業主に理解があつて期

間の定めのない契約、そもそもその業務がここで

限定列举されたものであるならないんですが、景

気変動等に備えてやつてある場合には恐らくこの

中には入らないだろうと思うんです。そうなつて、

くると、それでは期限の定めのない契約として、

この厳しい時代に果たして企業経営者が採用して

いることになるのでしょうか。この厳しい経済

情勢の中で、私は、非正規労働者もしっかりと雇

用を確保し、優れた労働条件を享受する権利があ

ると思っています。

ですから、そういう労働者に対して労働条件が

確保できるような、そういう措置を講じることは

大事だらうと思います。入口の規制をするとい

うのはそれとは別のことだらうと思います。入口

の規制だけしていて、その方がどうなるかと

いうことについてこの法律は何ら規定をしていな

いんです。そうなりますと、雇用の場を失

う失業者が一気に増えるということにもなりかね

ない大変な法律なのであります。そういうこと

まで深くお考えいただいだでしようか。

私は、条件を、原則として有期ではなくて期限

の定めのない労働が望ましいんだ、あるいはでき

るだけ正社員化が望まれるんだ、そうおっしゃる

ことはよく分かります。私もそういうような経

済社会を持つていていたらしいと思います。

ただ、現実には、今回のように世界の荒波を受

けて企業も倒れてしまう。あるいは、これまでバ

ブル崩壊後の経済回復の過程の中で中小企業ある

いはそこで働く労働者には十分な恩恵が享受され

ませんでした。中小企業は本当に利益が出ないよ

うな状況の中で経営をしていて、そしてここへ來

て仕事の量も減つてている。そういう方たちに対し

てこそ、私たちはしっかりと手を差し伸べな

くてはならないというふうに強く思うのでござい

ます。そういうふうに強く思うのでござい

ます。こういったところが、来年の春闘を報ずる新聞の中には、

総連においては、来年、定期昇給と四千円以上の

ペア獲得を打ち出したというような報道がなされ

ておりました。片方で非正規労働者が首を切られ

て、その一方で正規労働者については前年を上回るベアを獲得するということを労働組合がやっているというのに私は少し違和感を感じました。多くの人たちが雇用が享受できるように、それこそみんなが力を合わせてやるべき時期に来ていているのであります。ところが、この有期労働契約禁止法案では逆のことが起つてしまふ。どうぞ、この法案については、根底から見直しをして、非正規労働者にとって本当に救いになるようなものにしていただきたいと心からお願ひする次第でございます。

そのように雇用状況が厳しい中で、やはり私たちは、法案には書かれておりませんが、雇用創出という問題を真剣に考えていかなくてはいけないのではないかと思います。地方自治体も含めて雇用創出ができるような、そういう施策をしっかりとやらないくてはいけない。

政府はこの問題についてできるだけ早くに対策を講じてもらいたいと思いますが、この点はどうなつていてあるでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 雇用創出についてのお尋ねでございますけれども、今回の雇用対策に

おきましては二つの雇用創出のための基金を措置することができ盛り込まれております。基金の規模といたしましては過去最高の四千億円となつてゐるところでございます。

一つはふるさと雇用再生特別交付金でございまして、都道府県に三年間で総額二千五百億円の基金を創設いたしまして、地域の実情や創意工夫により機会を創出する取組を支援する事業でございまして、事業の終了後も雇用を継続させるために事業の実施を民間企業等に委託することとしているところでございます。

それから、もう一つの事業は緊急雇用創出事業でございまして、都道府県に三年間で総額五千百

億円の基金を創設いたしまして、離職を余儀なくされたました非正規労働者、中高年齢者等に対しまして一時的な雇用・就業機会を創出する取組を支援するものでございまして、あわせてハローワーカーと連携した求職者向けの総合的な就業・生活支援策を一体的に実施する事業でございます。

これらの事業につきましては、補正予算の成立後、可及的速やかに事業の実施を開始してまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長(岩本司君) 福山哲郎君。

○坂本由紀子君 委員長、聞いてないです。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 済みません。質問に答えさせていただきたいんです。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) いや、質問に答えてください。おかしくないですよ、発議者に対する質問ですか。挙手していますから。

○委員長(岩本司君) いや、先ほど質問に答えたことがあります。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 質問に対する、福山君、質問に対する答弁ですか。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 質問に対する答弁です。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) いや、質問に対する質問であります。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 答弁続けて……(発言する者あり) 御静粛に願います。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) した、した、した、したんです、されたんです。

○委員長(岩本司君) 答弁を続けられないんであれば着席してください。

○委員長(岩本司君) いや、します。

○委員長(岩本司君) じゃ、してください。

○委員長(岩本司君) はい。

○委員長(岩本司君) 先ほど坂本先生が……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 先ほど、先ほど坂本先生が……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 今指名してますから。(発言する者あり) 御静粛に願います。

○委員長(岩本司君) ちょっとと御静粛に願います。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) はい、はい、はい。

○委員長(岩本司君) 坂本由紀子君、質問を通告されども質問をされたことがございましたよね。坂本先生が質問通告がなかつたのに……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) ちやんと……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) どうぞ、どうぞ、答弁を続けてください。

○委員長(岩本司君) ちゃんと御説明します。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 答弁続けて……(発言する者あり) 御静粛に願います。(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) した、した、した、したんです、されたんです。

○委員長(岩本司君) 答弁を続けられないんであれば着席してください。

○委員長(岩本司君) いや、します。

○委員長(岩本司君) じゃ、してください。

○委員長(岩本司君) はい。

○委員長(岩本司君) 先ほど、先ほど坂本先生が……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 先ほど、先ほど坂本先生が……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) その前に挙手がありますから。(発言する者あり) 御静粛に願います。

○委員長(岩本司君) はい、結構です。

○委員長(岩本司君) はい、結構です。

○委員長(岩本司君) はい、結構です。

○委員長(岩本司君) はい、結構です。

○委員長(岩本司君) 最後ですが、先ほど来派遣労働者の問題が出ております。日雇い派遣の方たちの厳しい状況を解決するために政府が労働者派遣事業整備法の一部改正も出しておられます。また、この厳しい経済情勢の中で就労の維持拡大に困難を極めている授産施設や作業所、重度障害者多数雇用事業所等に対して物品を優先的に調達する障害者就労施設物品調達法案も出されております。この厳しい雇用状況を解決するためにこれら法案は有効なものと考えておるんでございますが、民主党はこれらについてどのようにお考えでいらっしゃったって言つておられるじゃないですか。(発言する者あり) ちょっと、理事、やってください。

○委員長(岩本司君) 質問されたんですけど、質問通告が……(発言する者あり) 御静粛に願われたのです。

○委員長(岩本司君) はい、ようしくお願いします。(発言する者あり) いや、されたことに対する答弁ですか。

○委員長(岩本司君) と、ちゃんと……(発言する者あり)

○委員長(岩本司君) 違うよ、質問されたのです。

○委員長(岩本司君) 質問されたんですけど、質問

したって言つておられるじゃないですか。(発言する者あり) ちょっと、理事、やってください。

○委員長(岩本司君) はい、ようしくお願いします。

○委員長(岩本司君) はい、ようしくお願いします。

しゃいますでしようか。（発言する者あり）

○委員長(若本司君) どうぞ。（発言する者あり）

福山哲郎君。

○委員以外の議員(福山哲郎君) ごめんなさい。済みません。少し混乱をしておりますので、演説を延々とされるのか質問をされるのか分からぬし、先ほど質問をされたことに対して、事前通告がなかつたのでこちらが答えられなかつたことに對して今答弁をさせていただきたいと言つたら、今度は答弁は要らないと言われたわけです。まあ、もうしようがないです。（発言する者あり）

○委員長(若本司君) 御静粛に願います。御静粛に願います。退席させますよ。  
どうぞ答弁を続けてください。

○委員以外の議員(福山哲郎君) とにかく、雇用の安定、派遣労働者の雇用の安定や障害者の就労機会の維持拡大につながる等も含めて、もうとにかく今の雇用情勢が悪化をしているということは我々自身としては大変問題意識を持つています。

○坂本由紀子君 労働者派遣事業整備法の一部改正法案と、それから障害者就労施設物品調達法案の二つについて伺いました。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 我々も改正案の準備をしているところでございまして、野党の皆様に御理解をいただきたく、今各党間で調整をさせていただいているところでございます。

とにかく、このまま派遣法の改正が行われないところを直視をして、日雇派遣その他も含めて、これから各党と協議をしてまとめていきたいというふうに思いますが、この通常国会に向けて準備をしていきたいと思っています。

また、障害者の就労施設物品調達法案に対する我々の見解でございますが、我々はこのことは当

たり前だというふうに思つておりますが、何よりもまず障害者自立支援法の廃止が優先順位として一番だと思つております。自民党もついこの間、昨日か何か見直しの議論が出てきているよう

に承つておりますが、今の与党の状態は、つくつては見直し、つくつては見直しと。この障害者の自立支援法の我々の廃止法案に対しても審議をな

かなかしていただけませんし、更に申し上げれば、後期高齢者医療制度についても見直しとい

ながら中身が全く分かりません。

まず、我々としては、この障害者自立支援法の廃止が……

○委員長(若本司君) 答弁をおまとめください。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 優先順位の一番

だと思っておりますので、そのように御理解をい

ただきたいと思います。

先ほどの質問についてはもう答えなくていいん

ですか。

○委員長(若本司君) もう時間を超過しています

ので、答弁をおまとめください。

○坂本由紀子君 時間が来たのでこれで質問を終

わりますが、四つの法案について短い時間で問題

点を一部指摘させていただきました。ほかにも

様々問題ございまして、審議を深めたいと思いま

すので、それは次回に譲りたいと思います。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は、野党四法案に関しまして質問を申し上

げたいと思います。

最初に一言、昨日の理事懇談会を含めて、私は理事でございますので、委員長職権でこういう形

がなったということは大変遺憾に思つております。

そこで、具体的な内容に關しまして確認を申

上げたいと思います。

まず、住まいの確保策、これも先ほど寒いこの冬空で何とかしないといけないという提案趣旨説明がございました。具体的にどのような施策を講じられているのか、御説明をいただきたいと思います。

○小林正夫君 住まいの関係は、雇用が切られ

て、なおかつ会社の寮を出ると言われ、本当に路

頭に迷う人が多くなつてくると、こういう状況が

報道されているわけでございます。そのため私は五万人利用で最大六百億円、住宅支援について

は五万人の利用で最大五百億円と見込んでおりま

す。十五日に十一時の段階で提出をされて、私も

議院運営委員の一人でございましたので、二時間

後に強行で採決をされるという形でございます。

大変横暴であると、議会制民主主義の横暴である

ということを思うわけでございます。

また、昨日も、この審議に関してどうしていく

かということで具体的に話をする中で、全体の中

の皆さん方の討議の中で、約一時間近くお話をす

うことに対するして私たちは防止をしていく、こういいう策を講じていくことだと思います。

そして、私たちが今住まいの確保を考えているのは、貸与する住宅については現在一万三千戸余り空いていると言われている公益住宅も対象にすべきと考えております。これは国土交通省の協力も得て実施をしたい、このように考えます。

また、毎月の支援金も最高月額十萬円と考えて、これは本当に議会制民主主義、委員会運営の在り方そのものがおかしいと、そのことをまず申し上げまして質問に入らさせていただきたいと思います。

雇用の状況といいますのは大変深刻な状況でござります。スピードが大事であるということは言うまでもございません。政府は、十二月九日に新たな雇用対策を決定し、既に対策をスタートさせております。これに対して、野党三党提出の関連四法案は、即効性ある対策を緊急かつ強力に前倒しで実施すると、こう言ってこの時期に提出をされておりますけれども、施行の時期等を見ますと、基本的には年明けになつております。年内の対応になつているのか大変疑問に思うわけでござります。また、総じて政府の対策を踏襲したものがすぎず、対策に力を入れているという熱意が余り見られません。

そこで、具体的な内容に關しまして確認を申

上げたいと思います。

まず、住まいの確保策、これも先ほど寒いこの冬空で何とかしないといけないという提案趣旨説明がございました。具体的にどのような施策を講じられているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○小林正夫君 住まいの関係は、雇用が切られ

て、なおかつ会社の寮を出ると言われ、本当に路

頭に迷う人が多くなつてくると、こういう状況が

報道されているわけでございます。そのため私は五万人利用で最大六百億円、住宅支援について

は五万人の利用で最大五百億円と見込んでおりま

す。十五日に十一時の段階で提出をされて、私も

議院運営委員の一人でございましたので、二時間

後に強行で採決をされるという形でございます。

大変横暴であると、議会制民主主義の横暴である

ということを思うわけでございます。

また、昨日も、この審議に関してどうしていく

かということで具体的に話をする中で、全体の中

の皆さん方の討議の中で、約一時間近くお話をす

ますけれども、この管理、一体どういうふうに

ありますけれども、この具体的に話をしておりま

す。十五日に十一時の段階で提出をされて、私も

議院運営委員の一人でございましたので、二時間

後に強行で採決をされるという形でございます。

大変横暴であると、議会制民主主義の横暴である

ということを思うわけでございます。

また、昨日も、この審議に関してどうしていく

かということで具体的に話をする中で、全体の中

の皆さん方の討議の中で、約一時間近くお話をす

ますけれども、この管理、一体どういうふうに

されるんでしようか。民間のそうした情報に関してどんな管理をされるんでしようか。

○小林正夫君 いろいろ民間を借り上げる場合はルールも作らなければいけないと思いますけれども、早急にそういうものは詰めて実施をしていくことがあります。

○山本博司君 民間の空き室を一体どんな形で、どういう形でやつていくのか、こういう今、こういった方々を具体的に入れていくということでのルールをどうするか何も決まっていないじゃないですか。一番住宅の確保が大事であるということを言っているわけ。そのことに関して具体的に何も書かれていません。これはおかしいじゃないですか。

○委員長(岩本司君) 福山君が……

○山本博司君 いや、もう結構です。分かりました。

○委員長(岩本司君) いや、その質問に対して答えていきます。よろしいですか。

○山本博司君 いや、済みません。

○委員長(岩本司君) 福山君、結構だそうです。

○山本博司君 居住に関して、住宅に関してのことでございますけれども、この住まいの確保策が

公布一ヶ月後の施行ということでございます。そ

うしますと、この臨時国会で成立をしますと一月の下旬から対応できるということでございますか。

○小林正夫君 緊急と言いつつ、実際に施行されるのは派遣労働者等緊急措置法が公布の日から二週間後、雇用安定事業の住居支援が公布の日から一ヶ月以内で、雇用保険法改正の多くは二十一年四月だと、かえつて政府の対処より遅いんじやないか、こういう趣旨の……(発言する者あり)

○山本博司君 はい、そのとおりです。  
分かりました、一ヶ月、分かりました。

○小林正夫君 いやいや、御質問だと思いますけ

れども。

今御指摘の点は、施行時期について必ずしも

すべての法案について年内実施が約束されているんではないかと御懸念からの御質問かと推測しますけれども、私どもとしては、派遣労働者等の緊急措置については二週間を経ずして実施できると

考えております。

住宅の援助につきましても、多少の違いはございますが、政府との施策とその方向性は同じであります。されども、私どもとしては、派遣労働者等の緊急措置については二週間を経ずして実施できると

考えています。

○山本博司君 先ほどの趣旨説明で、この冬空

解雇された方々の住宅を確保する。十二月二十六

日解雇されましたと、その方の対応はどうなるん

でしょうか。できないですね。

結構です。今その形で、十二月、一月のこの一

番大事なことに関して対応されていないというの

はよく分かりました。

じゃ、具体的に政府の十二月十五日からそうし

た実施をしていることにに関して、参考人、お願ひ

したいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 今の住宅確保対策でござりますけれども、緊急的に講じることが必要と考えているところでございまして、十二月十五

日から緊急の住宅確保対策を実施しているところ

でございます。

具体的には、雇用促進住宅への入居相談、あつ

す。

○山本博司君 もう明らかに、政府とこの野党案、この十二月、一月の緊急にやらないといけない対応をやっているのは政府案ですよ、政府です。

○委員長(岩本司君) 山本博司君、その御発言に

対して福山哲郎君から答弁求められておりますけれども、これに対し、政府はこの雇用調整助成金に

続きまして、雇用調整助成金について質問を

たいと思います。これも年末年始に對応ができないということであると想いま

す。これに対し、政府はこの雇用調整助成金に

関してどのような対策を取っているんでしょう

か。

○山本博司君 いや、結構です、時間がありませんので。

○委員長(岩本司君) 時間がないので答弁は要らないと。

○山本博司君 はい、済みません、申し訳ありません。

○委員長(岩本司君) はい、済みません、申し訳ありません。

ございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

今ございましたけれども、この二ヶ月未満の方、これは対象になっていないということでござりますけれども、この施行日、施行日ということ

で、この雇用保険の助成金に関すると二週間後

の施行ということになつております。これも年末

年始に對応ができないということであると想いま

す。これに対し、政府はこの雇用調整助成金に

関してどのような対策を取っているんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 今御指摘いただいた

よう、非正規労働者の方々には雇用期間が非常

に短い方もおられると考へておるところでござい

ます。したがいまして、雇用調整助成金の対象労

働者の範囲を見直したいまして、これまでの雇

用保険の被保険者期間が六ヶ月以上の方々に加え

ます。したがいまして、雇用調整助成金の対象労

働者の範囲を見直したいまして、これまでの雇

用保険の被保険者期間が六ヶ月以上の方々に加え

ます。したがいまして、雇用調整助成金の対象にできるようになります。

雇用調整助成金の助成対象を二ヶ月以上勤務し

ている非正規労働者の休業等も対象としておりま

すけれども、二ヶ月とした理由はどこに置いてい

るんでしょうか。また、二ヶ月未満の非正規労働

者には何もないんでしょうか。

○津田弥太郎君 雇用保険の適用範囲について、

本法案におきまして、この第四条第一項あるいは

第六条第一号の二の改正によりまして、派遣労働

者及び短時間労働者を雇用保険の適用対象者とす

るものということにしておるわけであります。

この事業主に対して助成をされる雇用調整助成

金の要件の緩和、あるいは支給日数の延長を実施

しようと考へておるわけですが、この対象となる

ものということにしておるわけであります。

この事業主に対して助成をされる雇用調整助成

金の要件の緩和、あるいは支給日数の延長を実施

して言います。

○委員長(岩本司君) 山本君、その質問に対し

て答弁を求められていますけれども、いい加減に答

えます。

弁者の発言も聞いていただきないと、一方的に言い過ぎじゃないですかね。

○山本博司君 濟みません、ほかの時間がありますので。後で質問をします。

○委員長(岩本司君) 公平に公正に答弁者の意見も聞いてください。これ質問する場所ですから、ここは。

○山本博司君 はい。

○委員長(岩本司君) 忠告、注意しておきます。

○山本博司君 じゃ、質問をいたします。

雇用保険の制度改正に関しまして質問をしたいと思います。これは今回の雇用保険の改正、大変重い問題でございます。この労働者の生活を守るセーフティーネットという観点から、多方面の影響が及ぶというふうに考えられます。このような重大な改正に当たって、これまでどのような手順を踏んできたのか、まず政府からお答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 雇用保険法の改正に当たりましては、これまで厚生労働省設置法上、労働政策に関する重要事項を調査審議するとされております労使の参画する労働政策審議会への諮問、答申、手続を経て法律案を国会に提出したところでございます。ILO条約におきましても、職業安定業務に関する政策の立案につきましては、審議会を通じて労使の協力を得なければならぬ旨が規定されているところでございます。

現在、今お話しございましたように、セーフティーネット機能の強化のために労働政策審議会において議論を進めているところでございまして、最大限迅速に対処するために年内に雇用保険部会の報告書を取りまとめ、年明けに法律案要綱の諮問、答申、手続を行いまして、閣議決定をした上で政府としては法律案を国会に提出する予定でございます。

○山本博司君 先ほど坂本委員から質問がございまして、これに関しましては労使関係の意見を聴いていない、今回の改正に関しましてはそういう形でございました。ただ、これは先ほどもあり

ましたような形で大変重要な問題でございます。

やつぱり、参考人のこうした意見を聞くということは、各界の方々の意見を聞くことは大事でございます。その意味で十分な審議をするということが必要だと思いますけれども、社民党的提案者の近藤先生、こうしたことに関して、大きい問題だと思いますけれども、十分な審議をしてやつぱりくということはどうなんでしょうか。

○委員以外の議員(近藤正道君) お答えをいたしましたが、審議を尽くすとすることは一般論として大変結構なことでございますが、しかし事柄の重

大性、先ほど私も申し上げましたけれども、本当に今、連日のように解雇が行われていて、たくさんの人たちが路頭に迷っている、そういう事態の中で、とにかくスピード感を持って、実効性を持つてこの事態に対応すると、そのことも大変私は重要なことだろうというふうに思っています。その二つをどうやってやっぱりバランスを取るか

是非お話を、皆さんだけでお話するんではなくて、答弁者もさつきから再三にわたって挙手をして発言を求めておりますんで、この発言も是非、

思つています。

○山本博司君 ありがとうございます。

ただ、今回この雇用保険のこの部分に関しましては、施行日が四月一日からという形でなつておりますけれども、来年の四月一日ということでありますけれども、

あれば、この議論、大変やはり重要でございます。

から、来年の通常国会に入つて議論をしていくことでも十分間に合うんじゃないかと思います。

そして、もう一つ、先ほど坂本議員からもございました有期労働契約についてお聞きをしたい

と思います。

この有期労働契約の締結事由や差別的取扱いの禁止、今回定められておりますけれども、まず厚労省に、この有期雇用契約労働者の数、どのくらいの人数、影響があるのか、この人数をまず教えていただきたいと思います。

○政府参考人(金子順一君) 有期契約の労働者の人数でございますが、これは平成十九年の総務省の労働力調査、これによります数字でございますと、一年以内の期間を定めて雇われている方の数は約七百七十三万人となっております。

○山本博司君 すごい人数になるわけでございますけれども、多数の人に影響が出るということです、この審議で決めていく、非常に拙速過ぎると思います。もし、この事由を制限することになれば、どんな影響があるのか、この点も厚労省からお聞きしたいと思います、簡単。

○政府参考人(金子順一君) 有期労働契約の締結事由を制限するということでございますが、労使双方の多様な雇用ニーズといったものにこたえられるのかという点、それから、雇用機会がかえつて失われることがあるのではないかというような懸念があるところでございます。また、労使間の極めて基本的なルールに関する事項でございますので、労使参加の審議会等で必要な検討がなされるべき、そういうたぐいの課題であるというふうに認識をしております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今ありましたけれども、今回、これが約二時間の審議で採決をされてしまうと、今七百万近い方々が事由等がなくなつてくる。それによつて雇用機会が喪失をして大量の失業者が出てくる、また企業がパートとかアルバイトの求人が出せなくなる、そういう様々な影響がございます。ひい

内定取消しについては会社名の公表を求めるとしておりますけれども、法案には規定をされておりません。これは一体どんな理由からでございますか。

○山本博司君 提案者に申し上げたいと思います。この悪質な

内定取消しについては会社名の公表を求めるとしておりますけれども、法案には規定をされておりません。これは一体どんな理由からでございますか。

○委員以外の議員(吉川沙織君) 山本委員にお答え申し上げます。

悪質についてございますが、この悪質な企業について会社名の公表は政府に対応を求めていく内容であります。現在、私どもの法案には含んでおりません。これに関しましては、職業安定法の規則などで詳細に定めることを想定しております。

と思います。

先ほど松野議員からのお話もございましたので、これは社民党若しくは国民新党から、どういう御判断をされるのか、お話を聞きたいと思います。済みません、国民新党の亀井先生、このことに関して、すごい大きな問題でございますので、どういう対応をされるのか。

○委員以外の議員(亀井亞紀子君) 質問の内容をもう一度確認させていただけますか、通告ございませんでしたので。

○山本博司君 今七百万の方が、この有期労働契約の皆さんが審議されていることを採決されると雇用の機会が失われるという様々な課題があるわけございます。先ほど坂本議員からもございました。そういうことに関して、この二時間余りの審議で採決をするというのはいかがなものかと、やはりしっかりと十分な審議が必要ではないかということでございます。

○委員以外の議員(龜井亞紀子君) 質問の内容をもう一度確認させていただけますか、通告ございませんでしたので。

○山本博司君 今七百万の方々が、この有期労働契約の皆さんが審議されていることを採決されると雇用の機会が失われるという様々な課題があるわけございます。先ほど坂本議員からもございました。そういうことに関して、この二時間余りの審議で採決をするというのはいかがなものかと、やはりしっかりと十分な審議が必要ではないかということでございます。

○委員以外の議員(龜井亞紀子君) 国民新党とい

たしましては、しっかりと議会制民主主義のル

ルにのつとつて審議を尽くすという、そのよう

な立場であります。そのことは昨日、党首も会見に

おいて、党の会見において申し上げております。

○山本博司君 是非とも審議を含めて尽くしていただければと思います。

○山本博司君 続きまして、内定取消しに関する御質問を申し上げたいと思います。

提案者に申し上げたいと思います。この悪質な

内定取消しについては会社名の公表を求めるとしておりますけれども、法案には規定をされておりません。これは一体どんな理由からでございますか。

○山本博司君 提案者に申し上げたいと思います。

この悪質な企業についてございますが、この悪質な企業について会社名の公表は政府に対応を求めていく内容であります。現在、私どもの法案には含んでおりません。これに関しましては、職業安定法の規則などで詳細に定めることを想定しております。

す。

そしてまた、御質問の悪質といいますのは、客観的に合理的な理由に基づかず、社会通念上相当でないと認められるだけでなく、個人的な見解になりますが、例えば内定を結んだ会社と学生との関係において、圧倒的優位にある会社側が学生に對して内定を辞退するよう強要した、これはもう実際にそういう相談もありますが、強要したといつた著しく反社会的な行為をしたことが認められるといった場合や、あっせんや労働審判等により学生に対する補償額等解決策が決定したにもかかわらず、誠意ある対応を取らないといったことも含まれるのではないかと考えております。

いすれにせよ、公表に当たっては要件が必要であり、様々な事例を幅広く検討することが不可欠であると考えております。

そしてまた、十二月九日の政府が発表されました新たな雇用対策でも、四点、先ほど坂本委員のお話からもありましたけれども、「悪質な場合は公表することとする。」と書いておられます  
が、現在も検討中ということですので、私どもの方が早くなるのではないかと思っております。  
○山本博司君 わざわざこの法案と併せて提出するよりも、今政府が行っているこの規則の改正を進めれば早いわけでございまして、今大事なのは、目前にあるこの百年の危機、皆さんからもお話をございましたけれども、この雇用の危機をどうスピード感を持って対応していくかということが大事であると思います。その意味で、合意ができるところは与野党を問わず進めていけばいいのであって、いたずらに対立だけをあおるようなり方は改めるべきではないかという実感をいたします。

それでは、労働契約改正法に関しまして……  
○委員長(岩本司君) 山本君、挙手されていますけれども、よろしいですか。  
○山本博司君 済みません、時間がありませんので、済みません。  
○委員長(岩本司君) 結構だそうです。

山本君、お続けください。

○山本博司君 労働契約改正法の中で、この採用通知の発出時点で労働契約成立を推定する

ということは、事業主側が内定を出すことに対し

て極めて慎重になると思います。このことを提案

者はどういうお考えになるでしょうか。

御指摘ございました。第十三条の二では、「使用

者が、労働者になろうとする者に対して、就労に

先立ち、採用する旨の通知を発したときは、そ

の時において労働契約が成立したものと推定す

る」と規定しております。これは労働契約の成

立の時期を明確にするため、採用内定が出された

時点で両当事者の意思が合致して契約が締結され

たものと推定するとしたものであります。

なお、みなすではなく推定するとしたのは、内

定の実態が多様なものであることを考慮したもの

であるためでござります。

以上です。

○山本博司君 お答えになつていなかつた部分でござ

いませんので、例えば内定を五社もらつた学生がい

らつしゃるとします。例えば一社に決めた際に、

他の四社の内定を辞退をする場合にもう既に労働

契約が成立をした後なので、これは契約違反にな

ります。事業主から損害賠償を請求をされるとい

うことが起きる、これは労働者保護にはならない

んじゃないですか。

○委員以外の議員(松野信夫君) あくまで推定と

いうことを私どもはうたつておるわけでありま

す。推定ということは、ある意味では反証が許さ

れる、こういうことで、その点はみなすと違うわ

けですね。契約ですから、一方が申し込み、相手

が承諾、これで合意が成立するわけ……(発言

する者あり)

○委員長(岩本司君) 御静聴に願います。

○委員以外の議員(松野信夫君) 合意が成立する

ことが契約の成立で、推定ということはあくまで

推定の段階にとどまるわけですから、これは場合によっては反証することによってこれを変更する

ことが十分可能ですので、特段の学生側にとつて不利益を生ずるということはないと考えております。

○山本博司君 労働者保護という観点には立つて

いない、今のお話ですと、非常に痛感をいたしま

す。ですから、こういう内容に關してやはりいかがなものかということを思うわけでございます。

また、財源に関してお聞きをしたいと思いま

す。

先ほど、雇用保険法改正案含めまして、この国庫負担の暫定措置を廃止するというふうにございました。この暫定措置の在り方は、雇用保険や国

の財政状況や労使の意見等を踏まえて総合的に検討、対応すべきだと思っていますけれども、この時期にこれを廃止するお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○津田弥太郎君 お答えを申し上げます。

本法案におきましては、国庫負担に関する暫定措置を定めた附則第十条を削除することとしてお

るわけでござります。これによりまして、国庫負担につきましては四分の一、二五%という法律に明記された本則へ戻るわけでありまして、現在の暫定措置である本則の五五%、すなはち全体の負担割合としてはわずか一三・七五%にすぎない状態を解消するものであります。

山本委員の御案内のとおり、そもそも国庫がな

ぜ失業等給付に係る費用の一部を負担しているか

については、失業が政府の経済政策や雇用政策と無縁ではないため、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方に基づくものであります。

この点は、国庫負担割合を大幅に引き下げた昨年

の雇用保険法改正の際にも、本則にある基本的な考え方や国庫負担についての基本的な枠組みを変更するものではありませんとの政府答弁が行われているところであります。

現在、麻生総理自らが百年に一度と言われるほ

どの未曾有の経済危機に直面しておるわけであります。しかも、そうした経済危機の発端は、そも

そも我が国の労働者にも事業主にも責任が帰されない海の向こうの金融危機に端を発しているわけあります。

○委員長(岩本司君) 答弁をおまとめください。

○津田弥太郎君 このような状況においては、國の雇用政策への責任を明確化し、国民の生活の基

本となる雇用の安心網を從前以上に充実させることが極めて重要なものとなつていているわけであります。

この件につきましては、御党の山本保前参議院

議員が、平成十一年五月二十四日の……

○委員長(岩本司君) 津田君、答弁をおまとめください。

○津田弥太郎君 参議院本会議におきまして、ま

ず国庫負担を雇用保険法の本則どおり給付の四分の一まで引き上げることが必要であると考えます

が、いかがでしようかという質問を行つたことを私は高く評価をしたいと思います。

○山本博司君 もう最後になります。

この野党提案の法案というのは、既に政府・与党が取り組んでいる内容の後追いでもございます。

なおかつ、年末年始の対応ができるでない全く的外れな代物であり、見せ物の、見せかけの法案であります。このような野党案ではなく、政

府は今までずっとこうした対策を着実に実行をしております。公明党も緊急・雇用対策本部を設置して、太田代表が党の先頭に立つて総力を挙げております。

最後に、大臣のこの雇用問題の決意をお聞きします。

○委員長(岩本司君) 外添大臣、簡潔に願います。

○國務大臣(舛添要一君) 経営者団体に対しても

も、私が直接、例えば中途解除をなさらないよう

に、正規労働者を含めてこの雇用をしつかり守つ

てくれという要請をしておりますし、更に続けてまいります。

また、様々な施策を取つておりますし、新しく

創出した中小企業緊急雇用安定助成金、これを活用していただければ、首を切らずに八割までの給料をこれは国家が保障するという形で、例えば職業訓練をその間にやつていただくというようなことで雇用の維持をやっております。そこで、法案提出された雇用保険法の改正案では、生業給付の受給資格を被保険者期間六月以上の者すべて対象にして、雇い止めによる離職も非自発ということが盛り込まれております。これは政府が

火曜日に私はハローーワークに行ってまいりました。特別相談窓口、たくさん人が来ておりまして、先ほどお話をありましたように、住宅だけではなく三百八十二件、即決ですぐ入れるということです。

その他、緊急にこの対策を取り、この雇用問題に全力を挙げて取り組みたいと思つております。

うに思います。

したが、雇用促進住宅への入居の促進なんですが、これは緊急対策として重要だと。先日の委員会

貢  
り  
しろ、これ売却のことも考えたんでしょう、  
がいい、場所もいいところが多いそうです。  
便

○小池晃君　日本共産党の小池晃です。今、国会に求められているのは、本日

ネットとして第一に役割を担うべきものは言うまでもなく雇用保険制度であります。

からやつてているんだというふうに御報告があつたのですが、これ、雇用促進住宅金部<sup>ジ</sup>やないわづかん

一ノ三三所に加る三万所、これら四万四千戸になるわけで、大臣、ここはひととけ決断をして、雇用促進住宅全額対象こすべき」と

奪われ、明日から住む場所がない、そういう人たちは、この今の不安、実態にどうこたえるかと。そのため、やっぱり立場の違いを超えて、政府はもちらんですが、与野党とともに知恵を出し合って合意

本改革を提起しているものであります、小池委員御指摘のように、政府が示した新たな雇用政策案に比べ対象となる労働者の範囲が大きく広がって

ですね。廃止決定されていないものだけです。  
お聞きしたいのは、局長、廃止決定がされて  
いる戸数は何戸で、そのうち空き室は現在何戸で  
か、数字だけ簡単に。

ないですか、どうでしよう。  
○國務大臣(舛添要一君) 先ほど自民党的塙崎、  
茂木、世耕議員ら、速やかな政策実現を求めるを  
志議員の会が同様の要望を持ってまいりました。

ことが今求められている、それが国会の、私、責任だと思います。そういう立場で質問をしたいと。

期間があるすべての労働者に雇用保険を適用することとしておりまして、これによつてこれまで雇用のセーフティーネットから外されてきた非正規

時点におきまして、廃止決定した雇用促進住宅の空き戸数につきましては三万一千三百二十六戸でござります。

たので、行革推進の大きな閣議決定があつて、それを法律的にどうクリアするかということで、今委員がおっしゃったこと、それから自民党の今

これ、昨年法改定されたわけです。これ、一般の離職者は加入期間が六か月から一年となつて、短期雇用の非正規労働者がセーフティーネットから

心網で覆うことが可能になるわけでござります。もう一点どうしても申し上げたいことがござります。それは、今回の法案には失業等給付に関する部分を中心とした大がかりなほいと雇用の安

の小説界で、六万七千戸のうち三万戸死んでいく  
わけですよ。

克請員の申入れ、このことも含めて検討を進めておられます。

とともに、既に先に全閣僚に対し、それぞれの閣僚の傘下にある公的な住宅、空いているもの

であります。昨年の通常国会の雇用保険法の改正で、四月十日の本委員会で民主党を代表して反対討論を行つたのが私、共産党を代表して反対討論

何戸ありますか。  
○政府参考人(太田俊明君) お答え申し上げます。

り、町営住宅、村営住宅、市営住宅、総務省、つまり自治体管轄下の住宅について同様の措置をしれということを指示をし要求をしております。ま

なった人を肯定的に特定せ給ふ者として扱ふと  
これは、やっぱりあの改悪が失敗だつたと、セーフ  
ティーネットとしての役割が果たせなくなつたと  
いうことをまさに証明することに私はなると思う  
んです。ところが、政府の案では被保険者全員を  
加入期間六月から受給対象とはしていないわけで  
すね。

○小池晃君 分かりました。

同じく十月末時点でござりますけれども、す、廃止決定していない雇用促進住宅の空き戸数が十九戸でございます。廃止決定した雇用促進住宅の空き戸数が二百十五戸というふうに聞いているところでございます。

○小池晃君 十九戸すべて現時点で埋まつていて、というふうに私、厚生労働省から聞いておりません。

た。先ほど財務大臣に対しても、公務員住宅について同様の措置をとつてくれということをやつておりますので、全力を挙げて、この年末年始、おうちがないという人がないように努力をしてまわりたいと思います。

○小池晃君 それは是非やるべきだと、やつていただきたいと。

それから、就職安定資金貸付け、十五日からもう始まつたんです。しかし、これ、私、問題だと思うのは返済方法なんですよ。これ、実は六ヶ月後で、雇用保険の被保険者になつておれば、敷金を除く入居初期費用を全額返す、全額免除する、生活・就職活動費の五割免除すると。つまり、六ヶ月以内に安定した仕事に就ければ免除がされる、仕事に就けなければ返さなきやいけない、しかも利子が付く。

あのね、これ、仕事就けない方が大変なわけですよ。しかも、今の経済・雇用情勢の中で六ヶ月以内で雇用保険の被保険者となるような仕事に就けるかというと、私はそういう実態では今ないんじゃないのかと。いろんなことやつたらしやるというのを、それは私も理解している部分あるんですけど、こういうところはやっぱり見直さないと、実態に即して本当に問題じゃないかと思うんですが、大臣、ここはやっぱり見直す必要があるんじゃないですか。

○委員長(若本司君) 局長によろしいですか。大臣局長。

○政府参考人(太田俊明君) 今お話しの制度でござりますけれども、貸付け後六ヶ月後に就職した場合に一部免除と、返済免除ということでござりますけれども、これは、対象者の大半を占めると考えられます例えば派遣労働者の方々、保険の所定給付日数が九十日間である場合が多いと、今回それを延長というのはまた検討したわけでござりますけれども、そういうことを踏まえて、今お話しのございました現下の雇用失業情勢における再就職の困難度も勘案して六ヶ月ということで設定をさせていただいたものでございます。

○小池晃君 大臣、大臣。

○国務大臣(舛添要一君) 片一方では、再就職のインセンティブをどうして与えるかということもあります。そういうことも勘案して、現状をよく見ながら検討したいと思ってますけれども、循環的な、いわゆる六ヶ月ごとに循環的に職をを変えられるという人とかいろんな様々な問題がありますので

で、今の委員の御意見も配慮しながら、できるだけ様々な手を打ちたいと思います。

○小池晃君 再就職のインセンティブつて、要するに借金でそれを迫り立てるというやり方でしょ。これは間違いですよ。だって、就職したくたってできない実態あるわけだから、やっぱりそこはしっかりと考慮した対応が必要だと思います。それから、内定取消しの問題で様々な議論がありますが、提出者にお伺いします。ちょっと端的にお願いしたいんですが、この内定取消しを規制する改正案については、これは解約権の濫用禁止の明文化とともに取消し理由の文書による明示義務が入っているわけで、私は、こうした法文化というのは現在の事態に少なからぬ影響、効果があると思うんですが、その点についてはどうお考えですか、端的にお答えください。

か、そういうお話をあります。今時期にまとまつた要求意見を表明している大臣たくさんあります。ですから、その効果とく知られないといふと、そして取消し事由の事由をあらかじめ労働者なり、一定の事由がある場所があり得ることをます。一定の事由がある場所があり得ることをあります。そのようないつて当然に内定取消しな趣旨のものではあります。

いうのは抑止力、余り広い意味で抑止力にもなることを明示義務は、内定取消し者に明示させることによって合には内定が取り消され知らせるためのものでは事由に該当したからとが法的に有効となるようせん。

とした合意形成の努力はしたいと思います。  
〔理事家西悟君退席、委員長着席〕

○小池晃君 この合意形成のやり方について提案者にもお聞きしたいんです。

私は、今は、まさにねじれ国会という中で、本当に政治の知恵が求められているというふうに思いますし、今やつぱり国民が期待しているのは、この国会の場で単なる議論で終わらせるんじゃなくて、きちっと合意を形成して、そして政策を実現するということだというふうに思うんです。そのことを本当に国民は期待しているというふうに思うんですが、提案者として、その国民の期待、今国民がこの国会に対して求めてることについてどうお考えか、お答えいただきたい。

○委員以外の議員(福山哲郎君) 小池委員のおつしやるとおりだと思います。

是非、合意形成の努力をしていただいて、この

卷之三十一

○小池晃君 ちょっと、僕が質問しているんだから。

○委員以外の議員(福山哲郎君) ごめんなさい。

閣法で提出をするとなれば、三月以降の提出で、成立はまだいつか分かりません。現実の問題として、年末から来年度の決算に向けて非常に雇用が悪化する中で緊急的に対応したいというふうに思いますので、小池先生御指摘のとおり、是非御賛同いただきたいというふうに思っているところでございます。

○小池晃君 議論の進め方についてですね、やっぱり国会最終盤なわけですよ。緊急を要するというのは私はあると思うんです。それはもう確かにここだと。しかし、やっぱり実現しなきゃいけないわけですよ。知恵出し合わなきゃいけないんです。(発言する者あり) そうだ、そうだつて与党から言われるのもね。だって、私さつきのが問題なのか引き出すという議論になつていないです。私これじや駄目だと思うんですよ。こんな議論でいいんだろうか。

民主党にも、私言いたいのは、やっぱり今日このまま採決するということを決めて突っ込むというの間違ですよ。これ。やっぱり、(発言する者あり)いや、ちょっと拍手やめてください。本当にやつぱり合意をつくらなきゃいけないじやないですか。だって、本当にあしたから仕事を失うという労働者がら見たら、国会は何をやつているのかということになりますよ。こういうことやつていたら。私は、私は是非ちょっと考えていただきたいと。

こういう形でやつぱり、だつて先ほどから議論していたってそんなに、全く違う正反対の話しているわけじやないでしょ。いろんなすり合わせできるような話じやないですか。そういうときにはこんな形でぶつかり合つて採決強行するなんてこ

とをやつたら、私は本当に国会の信頼を失うことになつちやうと思うんです。

私、委員長に申し上げたいんですけども、是非御賛同いただきたいというふうに思っていますのでござります。

もう一回理事懇談会開いていただきて、今日の議論も踏まえて、やっぱり議論やりましよう。合意形成しましようよ。国会がやっぱり責任を果たすということを私はやるべきだと思いますが、委員長、いかがですか。

○委員長(若本司君) 質問をお続けください。

○小池晃君 いや、委員長、是非、やっぱりここでいつたんやめていただきたい、理事懇をやつていただきたいということのお願いなんです。お答えいただきたい。

○委員長(若本司君) この件に関してはお答えできません。

小池晃君、どうぞ。

○小池晃君 私は、本当、こういうやり方はいけない。

ある新聞の社説で、今日出ているんですが、百年に一度という危機感が本当にあるなら、雇用や中小企業対策で与野党協議を進めて一致点を探り、スピード審議の上、具体化できることもあるはずだ、与野党は一日でも早く一つでも多く対策を具体化すべきだと。与党も、そうだと言ふんだけれども、問題点あげつらうだけで、やつぱり質問をしてお互いにどうぞ。

○小池晃君 私は、本当にあしたから仕事を失うという労働者がら見たら、国会は何をやつているのかということになりますよ。こういうことやつていたら。私は、私は是非ちょっと考えていただきたいと。だから飛ばされてちょっと会議になりませんの。(発言する者あり)何だよじやないですか。特に、やじがさつから飛ばされてちょっと会議になりませんの。(発言する者あり)何だよじやないですか。ちょっと出ていいでしょ。退席していただけていいですか。委員会の邪魔しないでください、後ろから。

○委員長(若本司君) あの、委員外の方はちょっと退席いただいていいですか。特に、やじがさつではないでござります。

非これで、質問終わつたところで採決というふうに先ほど仕切つてやられたけれども、それはやめさせていただけて、やつぱり質疑が終わつたところでござります。

もう一回理事懇談会開いていただきて、今日の議論も踏まえて、やつぱり議論やりましよう。合意形成しましようよ。国会がやつぱり責任を果たすということを私はやるべきだと思いますが、委員長、いかがですか。

○小池晃君 もう改めて質問い合わせませんが、やはり是非合意形成するという努力を最後まで国会は尽くしたと、本当にあしたから、あしたから家がないという労働者は、国会は頑張つて対策を考えてくれているということを示すことがやつぱり私は国会の責任として、これは党派を超えて、与党の皆さんにも訴えたいし、野党の皆さんにも訴えたいということで、終わります。

○福島みずほ君 社民党的福島みずほです。派遣切りや採用内定取消しや雇用保険について、社民党も本当にこれを何とか解決しなければなりません。私たちもこの法案の成立を心から望んでいます。発議者の皆さんに緊急雇用としてまとめてくださいことに心から敬意を表します。

そして、大臣、この今回出された四法案、特に採用内定の取消しは企業名公表すべきだと私は国会で何度も迫り、政府はそれを採用していく、ださつたという経過があるわけですが、今回の四法案、かなり賛成していただける中身があるんじゃないかな、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 具体的には相当部分既に私が実施しております。そして、労働契約法十六条で内定取消し、これは最高裁の判決も駆けつけで採決を強行するということはやめていただきたいと。きつとそこで理事会をもう一回開いていたて、きちっと申しあげたいというふうに思っていますので、以上

形成に努めてきて、きちんと実績を出してきていくつもりでござります。

○福島みずほ君 かように共通しているんですね。野党のプロジェクトの案も作業部会の案も政府の案も、(発言する者あり)あつ、与党、ごめんなさい、与党の案も極めて似ていますし、お互に同意できるところがたくさんあります。

今必要なことは、共通部分をできるだけ成立させる。ですから、私は、もう期間がありませんから、さつき大臣も自分の後追いだとおっしゃつた

じゃないですか。この法案が。だとすれば、労働契約法、私たち反対でしたけれども、判例を法律化したわけですよね。今取り組んでいることを立

法化することは法律家としても大変意味があるとうふうに思つております。みんなこれで安心するわけです。

ですから、先ほど自分と共通項が多いとおつやつた。だとすれば、私は、この法律を参議院で成立させ、衆議院で修正でもいいですよ、ともに成立させるために力を合わせるべきではないでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 立法府で作られた法律に基づいて行政を実行する、既に道具があるものは直ちにそれを使う、法律を作るために時間を費やしたり、屋上屋を架さなくてできるのを私はやつていいみたいというふうに思つておりますので、そういう態度でもう毎日本当に奮闘して、失業者、雇用、こういう問題に取り組んでおります。

○福島みずほ君 かようによ通しているわけです。厚労省にお聞きをいたします。

これは、湯浅誠さん、もやいの人も言つていまして、これ直すという部分があれば、衆議院で大至急修正をした上で成立を目指すべきだと強く思います。

これらは、年未始行政が閉店になる、閉店というところはありますよ、内定取消しをただやるということについては、たしかに、例えばもう少し二十九、三十とか、これは

もつとハローワークなど相談窓口は重要ですかから開けておくべきではないか、労働強化にならないように気を付けながら開けておくべきではないか。いかがですか。

○政府参考人(太田俊明君) 今お話のございましており、十二月十五日から本当に必要な方の住宅、あるいは生活支援の窓口を開いておりまして、お客さんもたくさん来ておられるわけでございます。

したがいまして、年末年始の対応でございますけれども、まず十二月二十七日土曜日におきましたは、これは全国のハローワーク百四十八か所において相談に応ずることとしているところでござります。その後、二十九、三十どうするかにつきましては、今まさにやっている相談窓口の状況あるいは二一、二二等を踏まえまして、どのような対応が必要か検討してまいりたいということでござります。

○福島みずほ君 検討していただくということ

で、是非お願ひします。

二〇〇九年問題、今なぜこんなに派遣切りが行われるかというと、二〇〇九年問題があると考えています。大分キヤノンは千百人派遣切りをやりながら求人募集をやっている。しかも、その求人募集の中身が二年十一か月というふうに期限が来ていると、つまり三年たてば派遣は直接申込み義務があるので、それを遮断するためにむしろ今派遣切りをいろんな理由を付けてやっているんじやないか。これは本当にひどいと思いますが、この二〇〇九年問題について厚生労働省としてはどう対する対応としましては、私どもは、労働者派遣が臨時の、一時的な需給調整の仕組みであること踏まえまして、最大三年の派遣期間満了後は、指揮命令が必要な場合には直接雇用に、指揮命令が必要でない場合には請負によるということ考

えているところでございます。

○福島みずほ君 しつかり指導をしていくということで、二年十一か月という三年の直前で切るというような、これは大分キヤノンがやっているわけですが、こんな求人募集をハローワークで張らせてない、指導するということでよろしいですか。

○政府参考人(太田俊明君) 法律に基づきまして、個別のケースはともかく一般論としましては、法律に基づきまして厳正に対応していかなければなりません。

○福島みずほ君 よく分からぬ。二年十一か月については指導するという意味でよろしいですか。

○政府参考人(太田俊明君) 二年十一か月で期間満了という場合につきましては、これをそのまま雇いなさいということは直接の義務にはなりませんけれども、できる限り直接雇用にしてくださいとか、あるいは請負の場合には請負にしてくださいといふことは要請してまいりたいということです。

私は是非この凍結のところを、閣議決定のところをいつたん凍結をして、ここにとにかく入れるということが一番私は効果的だというふうに実感をいたしました。これは見ればすぐ分かることです。先ほども小池議員の話がありましたけれども、窮者を入れる、これが私一番いいというふうに思っています。どうしてその決断ができないのか。私は是非この凍結のところを、閣議決定のところをいつたん凍結をして、ここにとにかく入れるということが一番私は効果的だというふうに実感をいたしました。これは見ればすぐ分かることです。

○福島みずほ君 私も雇用促進住宅を見ましたが、一万円ぐらいでやつぱり借りられるんですね。天然災害……(発言する者あり)いや、ごめんなさい、天然災害であれば仮設住宅とか造るわけですね、地震とか。これは、今回の派遣切りは政治災害だと思います。だとしたら、やつぱり住まいをちゃんと保障してやるべきだと。(発言する者あり)いや、経済も含めて政治災害です。

○國務大臣(舛添要一君) どういう形であれ、雇用促進住宅を見ましたけれども、廃止決定したのも十分使えると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(太田俊明君) 今お話のございましてわゆる二〇〇九年問題とすることで、それに対する対応としましては、私どもは、労働者派遣

私は、東京と愛知で六か所ほどこの雇用促進住宅を見させていただきました。政府は、今運営中のところ、一万三千の空き家があつてここを使うと。これ自身は結構なことでございますが、しかし、ここは三DKで結構新しくて家賃が六、七

万。そうすると、二十万以上の収入がないと入れない。これでは今、派遣切りあるいは雇い止めで追い出されている人たちには、現実問題として支払能力の点で大変問題がある。

ところが今、閣議で廃止決定したところ、これでございます。

今御指摘のございました、なお企業の業績悪化によるいわゆる派遣切りを二〇〇九年問題を口実に行われることが考えられますけれども、これは二〇〇九年問題とは別の問題としまして、しつかり指導をしていきたいというふうに考えて

いるところでございます。

○福島みずほ君 しつかり指導をしていくと、これはもう大臣がこの閣議決定をとにかくひっくり返す、取り消す、あるいはこの物すごい経済危機のある一定時期これを凍結する。こういうことにして、ここにとにかく多くの人たちを、居住困難者を入れる、これが私一番いいというふうに思っています。どうしてその決断ができないのか。

私は是非この凍結のところを、閣議決定のところをいつたん凍結をして、ここにとにかく入れるということが一番私は効果的だというふうに実感をいたしました。これは見ればすぐ分かることです。

○福島みずほ君 私も雇用促進住宅を見ましたか、野党が作ったか関係ないんですよ。ちゃんとした雇用のセーフティーネットがつくられて安心できる、これは国会が雇用の破壊に一步対応したということで大きな一步になるというふうに思っております。

これは、国民は、何はともあれ、与党が作った法案については賛成できるのであれば、中身でやはり与党の議員も賛成をしていただきたいと。これは、国民は、何はともあれ、与党が作った法案については賛成できるのであれば、中身でやはり野党側、社民党、民主党、国民新党で住まいのセーフティーネットの提案をこの法案でやっておるわけです。

○福島みずほ君 この年末年始の緊急雇用対策として野党側、社民党、民主党、国民新党で住まいのセーフティーネットの提案をこの法案でやつておるかに大きなセーフティーネットを敷く覚悟でござります。

○委員長(岩本司君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局いたしました四案のうち、派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案及び雇用保険法の一部を改正する法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から両案に対する意見を聴取いたしま

○国務大臣(舛添要一君) 参議院議員小林正夫君  
外七名提出の派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案につきましては、政府としては反対であります。(発言する者多し)

○委員長(若本司君) 御静粛に願います。

○国務大臣(舛添要一君) 参議院議員小林正夫君、七名提出の雇用保険法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては反対であります。

以上です。(発言する者多し)

○委員長(若本司君) 御静粛に願います。

これより討論に入ります。——別に御意見も……

(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) ちょっととやめてくださいよ。やめてくださいよ。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) 多数と認めます。よって、可決されました。

……(発言する者多く、聴取不能) 賛成の方の〔賛成者挙手〕

○委員長(若本司君) 賛成多数と認めます。よって、本法律案は可決されました。

なお、各法律案の審査報告書の作成につきましては……(発言する者多く、議場騒然)

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

本日の本委員会における国務大臣(舛添要一君)の発言の後の議事経過は、次のとおりである。

- 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参第七号)
- 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(参第八号)
- 雇用保険法の一部を改正する法律案(参第九号)
- 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参

第一〇号)  
右四案は、いずれも可決すべきものと決

定した。

十二月十七日本委員会に左の案件が付託された。  
一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆)

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「者」を「者及び十五歳に達す

る日以後の最初の三月三十一日までの間にある者

を」に改め、「(その世帯に属する)の下に「被保険者」の一部が」を加え、「者があるときは」を「者又

は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま

での間にある者であるときは」に、「その者」を「そ

れらの者」に改め、「係る被保険者証」の下に「(十

五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの

間にある者(原爆一般疾病医療費の支給等を受け

ることができる者を除く)」にあつては、有効期間

を六月とする被保険者証。以下この項において同

じに、その世帯に属するすべての被保険者が原爆

一般疾病医療費の支給等を受けることができる者

又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までにある者であるときは、それらの者に係る

被保険者証」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日において、この法律によ

る改正前の国民健康保険法第九条第六項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている

世帯主の世帯に属する十五歳に達する日以後の

最初の三月三十一日までの間にある被保険者の

(同条第三項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く)があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付するものとする。

前項の規定は、国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者証について準用する。この場合において、同項中「第九条第六項」とあるのは第二十二条において準用する同法第九条第六項と、「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村又は特別区とあるのは「国民健康保険組合」と読み替えるものとする。

国民健康保険の保険料の滞納の防止等のための措置

4 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む)について、減免制度等の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者から実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

一、子育ての充実に関する請願(第九一五号)

(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)

一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願(第九二二号)

一、介護労働者の待遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願(第九二七号)

一、障害のある子供の放課後活動事業の制度化に関する請願(第九四一号)

一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第九四二号)(第九四三号)

一、障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担・負担増の中止に関する請願(第九四四号)

一、年金・医療・介護制度に関する請願(第九四六号)

一、介護労働者の待遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願(第九四七号)(第九五二号)

一、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大額増額に関する請願(第九五三号)(第九五五号)

一、高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第九六〇号)

一、介護保険の改善に関する請願(第九六一号)

一、社会保障の充実に関する請願(第九六二号)

一、介護労働者の待遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願(第九六三号)

一、障害者自立支援法に関する請願(第九六四号)

一、特別養護老人ホーム等介護福祉施設の介護報酬引上げに関する請願(第九七二号)

第八八六号 平成二十年十二月五日受理

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願

請願者 滋賀県大津市本堅田一ノ二八八／一山下健三 外九百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第八八七号

平成二十年十二月五日受理  
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益負担・負担増の中止に関する請願

請願者 愛知県豊橋市多米中町二ノ二三ノ二一 平井美代子 外九百三名

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八八九号 平成二十年十二月五日受理

高齢者が安心して暮らせる社会保障の充実に関する請願

請願者 岡山県美作市五名一、二九三 高見葉子 外九十一名

紹介議員 仁比 聰平君

医療・介護・年金への国民の負担が増大しており、特に高齢者への社会保障切下げと負担増は、孤独死や介護虐待など深刻な事態を引き起こしている。各種高齢者控除の廃止・縮小は家計を直撃し、医療改悪によって、高齢者の負担増など医療抑制政策が推し進められた。また、介護保険制度の改悪で、福祉用具の貸しはがしや在宅介護が困難な状況も生まれている。さらに、後期高齢者医療制度が実施され、高齢者の健康と生命が脅かされる。については、高齢者が安心して暮らしていくよ

一、後期高齢者医療制度を中止すること。

二、介護型療養病床の廃止・削減を中止すること。

三、介護認定基準を見直すこと。

四、介護報酬を国の負担で引き上げ、介護労働者の生活保障を行うこと。

五、最低保障年金制度を実現すること。

第八九〇号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 岐阜市岩田西三ノ二四五 丹羽晃之 外六十一名

紹介議員 井上 哲士君

二〇〇二年の母子寡婦福祉法の改定により、児童扶養手当の五年間支給後あるいは七年間経過後の手当の減額が二〇〇八年度から行われている。

既に、二〇〇二年の改定で母子家庭の半数が手当を減額され、二〇〇六年には国庫負担率が四分の三から三分の一に削減、手当支給の地域格差が心配される中、更なる手当の減額は、今でも苦しい母子の暮らしを直撃する。二〇〇三年からの、母子家庭等自立支援対策大綱にのつとつた、各自治体の自立支援事業は、いまだに取り組んでない自治体も多く、職業紹介されても非正規の仕事、住宅事情は改善されず、安定した暮らしを営む助けになつてない。母子家庭の母親の就労は八三%(うち非正規四九%)、平均収入は子供のいる世帯全体の平均年収の三〇%強である。収入増のための長時間労働や複合就労により、親子で過ごす時間がなくなり、子供を安心して育てられる状況ではない。生活保護基準以下の収入で暮らす母子家庭が多い中、児童扶養手当は仕事と暮らしを両立させて子供を育てていく上で大きな支えになつてゐる。

第八九一号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 福島県会津若松市西七日町一ノ六岡村睦 外六十一名

紹介議員 大門 実紀史君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九二号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 札幌市東区伏古十二条二ノ五ノ二小島亞津子 外六十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九三号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 福島県郡山市不動前一ノ四七遠藤孝子 外六十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九四号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 福島県加古川市加古川町平野二四ノ一〇ノ一〇六 川村憲之 外六十一名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九五号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町平野二四ノ一〇ノ一〇六 川村憲之 外六十一名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九六号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 金城実生 外五千百四十四名

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

施の促進を図ること。

一、後期高齢者医療制度を中止すること。

二、介護型療養病床の廃止・削減を中止すること。

三、介護認定基準を見直すこと。

四、介護報酬を国の負担で引き上げ、介護労働者の生活保障を行うこと。

五、最低保障年金制度を実現すること。

第八九一号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市善法寺町二七ノ八森岡葵 外六十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九二号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 札幌市東区伏古十二条二ノ五ノ二小島亞津子 外六十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九三号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 福島県郡山市不動前一ノ四七遠藤孝子 外六十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九四号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 福島県会津若松市西七日町一ノ六岡村睦 外六十一名

紹介議員 大門 実紀史君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九五号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町平野二四ノ一〇ノ一〇六 川村憲之 外六十一名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九六号 平成二十年十二月五日受理  
児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 金城実生 外五千百四十四名

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

児童扶養手当の減額の見直しに関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉台六一二ノ四〇二 植戸スズ子 外六十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九七号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 名古屋市緑区浦里五ノ一ノ五〇一 松本光生 外五千百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九八号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 名古屋市緑区浦里五ノ一ノ五〇一 松本光生 外五千百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九九号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 名古屋市緑区浦里五ノ一ノ五〇一 松本光生 外五千百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九〇号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 名古屋市緑区浦里五ノ一ノ五〇一 松本光生 外五千百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九一号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 名古屋市緑区浦里五ノ一ノ五〇一 松本光生 外五千百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第八九二号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 名古屋市緑区浦里五ノ一ノ五〇一 松本光生 外五千百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第八九九号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 福島県いわき市鹿島町御代字柿境

三四ノ七六 折笠よし美 外五千

百四十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九〇〇号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願  
請願者 川崎市高津区野川四〇八ノ一一

綿引正 外五千百四十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九〇一号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 小林玉江 外五千百四十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九〇二号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 北九州市戸畠区牧山新町一ノ五四六

豊福直美 外五千百四十四名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九〇三号 平成二十年十二月五日受理  
命と暮らしを守り、社会保障の充実に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市戸ノ内町一ノ五ノ一

中川静子 外五千百四十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九一三号 平成二十年十二月八日受理  
ワーキング・プア根絶、格差是正、最賃時給千円  
以上への引上げと全国一律制度の確立に関する請願

請願者 東京都北区神谷一ノ三ノ四ノ三〇  
八 村上幹男 外二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九一四号 平成二十年十二月八日受理  
ワーキング・プアの増加が社会問題となつてお  
り、特に青年層では、五割が低賃金不安定雇用で  
働いている。働いても貧困から抜け出せないよう  
な事態を放置しておくことは、消費の低迷や少子  
化の進行、地域経済の低迷、勤労意欲の低下と企  
業の技術力喪失、国際競争力の低下、家庭の崩壊、  
社会保障の崩壊、社会不安の醸成などを連鎖的に  
起こし、国の未来を危うくする。低賃金構造の抜  
本的な改革と均等待遇の実現、中小企業の適正利  
潤確保のための公正取引ルールの確立が求められ  
ている。今の最低賃金では、年間二、〇〇〇時間  
働いても、税込年収一二〇～一四〇万円にしかな  
らない。最低賃金を引き上げ、地域別の不合理な  
格差は正をもつて、中小企業の下請単価の底支え  
として地域経済の回復と持続的発展を図ることが  
重要である。

ついては、ワーキング・プアをなくし、格差を  
是正するため、次の事項について速やかに実現を  
図られたい。

潮流・系統の労働組合だけから任命する行為を  
やめること。  
六、最低賃金審議会、専門委員会、専門部会を公  
開とし、非正規労働者自身が意見陳述する機会  
を設けること。

第九一四号 平成二十年十二月八日受理  
消えた年金問題の徹底解決に関する請願

請願者 愛知県豊田市御船町山屋敷三八ノ  
五 富田良美 外百八十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九一五号 平成二十年十二月八日受理  
格差解消による年金問題の徹底解決に関する請願

請願者 神奈川県海老名市中新田一ノ一  
ノBノ二一一 笠寺孝子 外四千

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九一六号 平成二十年十二月八日受理  
子育ての充実に関する請願

請願者 神戸市垂水区神和台三ノ一二ノ  
二 津端正一 外四千五百八十二  
名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九一七号 平成二十年十二月八日受理  
子育ての充実に関する請願

請願者 福島県南相馬市原町区北町三七三  
ノ五一 渡邊道子 外四千五百八  
十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九一八号 平成二十年十二月八日受理  
子育ての充実に関する請願

請願者 神奈川県海老名市中新田一ノ一  
ノBノ二一一 笠寺孝子 外四千

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九一九号 平成二十年十二月八日受理  
子育ての充実に関する請願

請願者 愛知県小牧市古雅三ノ二ノ一  
間春雄 外四千五百八十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九二〇号 平成二十年十二月八日受理  
年収二〇〇万円以下の労働者が一、〇〇〇万人  
を超える子育て世代の四人に一人が非正規雇用な  
ど貧困と格差が広がり、また相次ぐ物価の値上げ  
で家計は限界で、子育てと教育にかかる費用の  
軽減は切実な願いである。母子共に健康新生産を  
する教育を受けられるよう、教育予算を大幅に増や  
充が各地で広がつたが、自治体によって条件が違  
う。また、金のあるなしにかかわらず、子供が希望  
する教育を受けられるよう、次の一連の事項について実現を図  
すべきである。増え続けている母子世帯の命綱と  
も言える児童扶養手当の削減中止は急務である。

ついては、社会の宝である子供を安心して産  
み、育てられるよう、次の事項について実現を図  
られたい。

一、妊娠健診の一回無料を義務化すること。

二、児童扶養手当削減計画を中止すること。

一、政府と国の責任で、被害者を一人も  
出さないように、次の事項について実現を図  
られる。はじめて働き、保険料を支払ってきたが、そ  
の分の年金が受け取れないのは、国民の不安と  
怒りが広がるのは当然である。

ついては、政府と国の責任で、被害者を一人も  
出さないように、次の事項について実現を図  
られる。はじめて働き、保険料を支払ってきたが、そ  
の分の年金が受け取れないのは、国民の不安と  
怒りが広がるのは当然である。

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九一九号 平成二十年十二月八日受理  
子育ての充実に関する請願

請願者 埼玉県戸田市中町一ノ一四ノ三二

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九二〇号 平成二十年十二月八日受理  
子育ての充実に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神

五九二 市川チサ子 外四千五百

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九二一号 平成二十年十二月八日受理

請願者 兵庫県尼崎市名神町一ノ一〇ノ九

五九三 尾崎泰幸 外六千五百九十九名

紹介議員 梅村 聰君

この請願の趣旨は、第三八九号と同じである。

第九二二号 平成二十年十二月八日受理

請願者 兵庫県西宮市枝川町一ノ一四三ノ

四〇六 萬浪智恵 外四千五百八

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第九二三号 平成二十年十二月八日受理

請願者 群馬県みどり市笠懸町西鹿田三二

四〇一 本間誠一 外四百九十九

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九二四号 平成二十年十二月八日受理

請願者 東京都大田区西六郷二ノ五八ノ一

四〇二 普生舞 外九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九二五号 平成二十年十二月八日受理

請願者 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九二六号 平成二十年十二月八日受理

請願者 厚生労働委員会会議録第十号

第七部 厚生労働委員会会議録第十号

平成二十年十二月十八日

【参議院】

この請願の趣旨は、第五二一号と同じである。

第九四一号 平成二十年十二月九日受理  
障害のある子供の放課後活動事業の制度化に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市名神町一ノ一〇ノ九

紹介議員 梅村 聰君

この請願の趣旨は、第三八九号と同じである。

第九四二号 平成二十年十二月九日受理  
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田三ノ一三ノ一

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九四三号 平成二十年十二月九日受理  
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

請願者 群馬県みどり市笠懸町西鹿田三二

四〇一 本間誠一 外四百九十九

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九四四号 平成二十年十二月九日受理  
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する

応益負担・負担増の中止に関する請願

請願者 千葉県柏市十余二五七三ノ九一

中村達 外千三百二十八名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第九四五号 平成二十年十二月九日受理  
介護労働者の待遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

請願者 長崎市古町六 黒岩正行 外二百

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九四六号 平成二十年十二月九日受理  
年金・医療・介護制度に関する請願

請願者 長野県中野市大字豊津三、二七六

ノ二 田子元久 外二千四百八十

紹介議員 北澤 俊美君  
農林年金制度は平成一四年、公的年金制度の再編成の一環として厚生年金と統合したが、特例年金を支給する組織として存続している。高齢者の生活は公的年金で支えられているが、消費者物価が上昇し、特に食料品など生活必需品の高騰が著しく、平成一七年以降実施された年金課税の強化や定率減税の廃止とあいまつて、年金受給者の生活を直撃し、生活不安に脅かされている。

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第五二一号と同じである。

第九四七号 平成二十年十二月九日受理  
介護労働者の待遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

請願者 長崎市浜口町一三ノ九 哲翁昭邦

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第五二一号と同じである。

第九四八号 平成二十年十二月九日受理  
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

請願者 六 富吉陽一 外四百九十九名

紹介議員 稲田 康江君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九四五号 平成二十年十二月十一日受理  
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

請願者 六 富吉陽一 外四百九十九名

紹介議員 稲田 康江君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九四六号 平成二十年十二月十一日受理  
介護労働者の見直しに当たっては、高齢者の負担が過重にならないよう配慮するとともに、高齢者の負担能力に配慮し、上限を設定するなど適切な措置を講じること。

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第九四七号 平成二十年十二月九日受理  
介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

請願者 広島県福山市大門町二ノ六ノ二〇

介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

紹介議員 仁比 聰平君  
請願者 長崎市浜口町一三ノ九 哲翁昭邦  
外二百二十名

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第五二一号と同じである。

第九四八号 平成二十年十二月十日受理  
介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

請願者 長崎市新戸町二ノ九ノ一二 塩塚

理人 外二百二十名

この請願の趣旨は、第五二一号と同じである。

第九四九号 平成二十年十二月十日受理  
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

請願者 六 富吉陽一 外四百九十九名

紹介議員 稲田 康江君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九五〇号 平成二十年十二月十一日受理  
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子

育て支援予算の大額増額に関する請願

請願者 六 富吉陽一 外四百九十九名

紹介議員 稲田 康江君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第九五一年 平成二十年十二月十一日受理  
高齢者の介護保険料の見直しに当たっては、高齢者の負担が過重にならないよう配慮するとともに、高齢者の負担能力に配慮し、上限を設定するなど適切な措置を講じること。

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

第九五二号 平成二十年十二月十一日受理  
介護労働者の見直しに当たっては、高齢者の負担が過重にならないよう配慮するとともに、高齢者の負担能力に配慮し、上限を設定するなど適切な措置を講じること。

紹介議員 仁比 聰平君

（）

四三

第九六一号 平成二十年十二月十一日受理  
介護保険の改善に関する請願

請願者 富山市水橋市江二六〇 斎藤一郎

紹介議員 又市 征治君

外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第九六二号 平成二十年十二月十一日受理  
社会保障の充実に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市桜台一ノ七ノ三 吉岡正雄

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第九六三号 平成二十年十二月十一日受理  
介護労働者の待遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

請願者 京都府福知山市字戸田一五ノ一ノ一 佐久本仁美 外千十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第九六四号 平成二十年十二月十一日受理  
障害者自立支援法に関する請願

請願者 福岡県田川市大字伊田六八二ノ六 笹山文子 外十万二百二十四名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第九七一号 平成二十年十二月十一日受理  
特別養護老人ホーム等介護福祉施設の介護報酬引き上げに関する請願

請願者 千葉県松戸市栗ヶ沢八三〇 山野辺博 外九十九名

紹介議員 稲敷 慶子君

憲法第二十五条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記されているが、社会保障費削減の政府方針が打ち出された四年間で介護福祉施設利用者の負担が大幅に増え、施設を運営する社会福祉法人等事業者も経営が成り立たなくなっている。

については、介護報酬の改定に当たって本来の福祉の在り方に基づき、高齢者が安心して暮らしていけるよう、また厳しい労働条件で働いている介護職員が安定した生活ができるよう、次の事項について実現を図らたい。

一、特別養護老人ホームの介護報酬を介護労働に見合った報酬にするよう一〇%の引上げを実施すること。

二、介護職配置基準になつて利用者三人に一人の職員配置は現在、重度利用者が多くなつている現状に合わなくなつてるので見直しを行ひ改善すること。

三、特別養護老人ホームでは大多数の利用者が医療が必要になつている現状なので医療関係職員の配置を改善すること。